

はじめに

株式会社東京コンサルティングファーム
代表取締役会長／公認会計士 久野 康成

2018年5月9日に行われた総選挙において、マハティール・モハメッド元首相が率いる野党連合の希望連盟が連邦議会下院の過半数議席を獲得し、マレーシア史上初の政権交代が実現しました。政権交代とともに、選挙当時92歳の高齢な元首相が返り咲いたことが日本のニュースでも大きく取り上げられました。

マハティール新政権に対しては、マレーシア進出日系企業の9割超が期待を示しました（「2018年度アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」ジェトロ）。前ナジブ政権の汚職体質を強く批判していたマハティール首相に対し、汚職防止に対する期待が強いものと考えられます。就任から1年以上たった現在、汚職体質からの脱却への取り組みに対しては一定の評価がなされているようです。

新政権下の大きな変化として、同政権は公約に基づき、2018年6月1日より、前政権下の2015年4月に導入された消費税（GST）の税率を6%から0%へ変更し、実質撤廃を実行しました。国民負担軽減のための政策であり、GST以前に導入されていた売上税・サービス税（SST）の段階的な再導入を決めています。

マレーシアの1人当たりGDPは1万942USドルとASEAN諸国の中ではシンガポールとブルネイに次ぐ第3位となっていますが、いわゆる「中所得国の罠」と呼ばれる段階にきていると考えられます。この先、いかに経済成長を鈍化させずに発展していくかが肝要となり

ますが、マレーシア中央銀行の発表による2018年の経済成長率は4.7%、2019年の予測は4.3～4.8%とやや鈍化の兆しが見えています。

同国は外需依存度が高いため、世界的な経済停滞の影響を大きく受けたことが鈍化の主な要因と考えられます。2018年はGST廃止、金融政策によるインフレ鈍化を背景に個人消費の拡大が経済の下支えをしていましたが、今後は継続的な民需の拡大をいかに確保していくかが課題となります。

同国への進出日系企業数は、2018年9月において1,385社（ジェットロ調べ）であり、ASEAN諸国ではタイ、ベトナム、インドネシア、フィリピンに次ぐ有望な投資先となっています。

同国は、英語人材が豊富であり、現地スタッフとのコミュニケーションが容易であること、賃料が比較的安価でかつインフラが充実していること等の点で投資先として魅力があります。

また、政権交代前の2016年1月には、実に50年ぶりに会社法の大改正がありました。1965年会社法（旧会社法）に変わる2016年会社法（新会社法）は、定款作成の自由化、居住取締役要件の緩和、株主要件の緩和等、外国投資のハードルを下げる要素も盛り込まれています。

新政権発足による汚職体質からの脱却、行政手続の簡略化等と相まって、投資環境の改善が今後も進出を後押しすることが考えられま

す。

一方で、他の新興国と同様、マレーシアでは人件費の高騰が進出企業の大きな課題となっています。

毎年の昇給に加えて、国民の生活向上を求める声に呼応して政府が労働者寄りの政策を掲げていることも企業にとっては重荷となっています。2018年1月に新たに導入された雇用保険制度がその一例と言えます。

今後のマレーシアビジネスにおいては、新政権下における様々な政策変更への適時の対応が迫られるとともに、周辺のインドネシアやインドといった幅広い新興有望市場の模索、適切な人件費管理による利益の確保が必要となります。

本書では、投資に関する基本的な情報から、現地社員の労務管理まで、進出企業に欠かせない情報を網羅的かつ体系的にまとめました。マレーシアに進出をご検討の皆様、すでに現地で事業展開されている皆様に、ぜひお手元においていただきたい1冊となりました。

本書が日本・マレーシア両国のさらなる発展の一助となれば幸いです。



マレーシアの 投資・M&A・会社法・会計税務・労務

I 基礎知識

基礎知識	10
マレーシアの宗教	16
マレーシアの政治体制と歴史	17
マレーシアの教育と教育システム	23

II 投資環境

投資規制	30
投資インセンティブ	40

III 設立

事業拠点の特徴	76
事業拠点の設立	84
清算および撤退	105
法人設立情報入力フォーム	115

IV M&A

マレーシアのM&A 動向	130
M&A を行う際の留意点	133
M&A に関する法律・規制	136
M&A の手法・手続	138
M&A ガイドライン	146
M&A に関連する税務	150
M&A におけるその他の検討点	152

V 会社法

会社法概要	158
株式	164
株主総会	168
取締役（取締役会）	175
会社秘書役	180
会計監査人	182

VI 会計

マレーシアの会計制度	190
マレーシア会計基準	193
IFRS	196
マレーシアの開示制度	198
マレーシアの監査制度	201

VII 税務

マレーシアにおける税務の概要	206
個人所得税	209
法人所得税	219
SST の概要	232
源泉徴収制度	244
国際税務に関する規定	247
マレーシアの租税条約	262

VIII 労務

労働環境	272
労働組合と労働争議	282
雇用契約と就業規則	289
労働条件に関する法制度	293
マレーシアの社会保障制度	299
日本人を駐在させる際の注意点	306
さくいん	330

凡 例

- 一 原則として各章末に掲げたウェブサイトは、各サイトのトップページまたはコンテンツ、PDF 化された資料の URL を記載しています。
- 一 キーワード検索によりサイトの所在が明確な場合は、URL の記載を省略しています。
- 一 日本語サイトは発行元ならびに資料名を日本語で表記しました。
- 一 海外サイトのうち、英語版がある場合は英語表記により発行元と資料名を挙げたのち、() に日本語表記を挙げています。
- 一 各章とも 2019 年 12 月時点で閲覧可能なウェブサイトを挙げています。
- 一 各資料の末尾に記載されている年月日は、その資料が発行、公表された時期を示しています。

特典動画のご案内

本書には、マレーシア進出セミナーの動画が 4 本分付いています。

2 章投資環境、3 章設立、7 章税務、8 章労務の各章末にある [参考文献・ウェブサイト] のページに掲載されている QR コードもしくは URL よりアクセスしてください。

※本特典のご利用は、本書をご購入いただいた方に限ります。



基礎知識



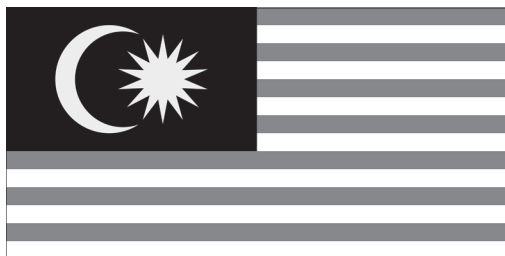
基礎知識

■ 正式国名 → マレーシア

英語名：Malaysia

マレーシアは、東南アジアで最も標高の高いキナバル山をはじめ多くの山が存在していることから、「山脈のある土地」を意味するサンスクリット語の Malayadvipa（マラヤドヴィパ）を語源とする Melayu（ムラユ）より、その名がつけられました。イギリス植民地時代に「イギリス領マラヤ」と呼ばれるようになり、1957年に「マラヤ連邦」として独立。その後1963年に現在の「マレーシア (Malaysia)」という国名になりました。

■ 国旗

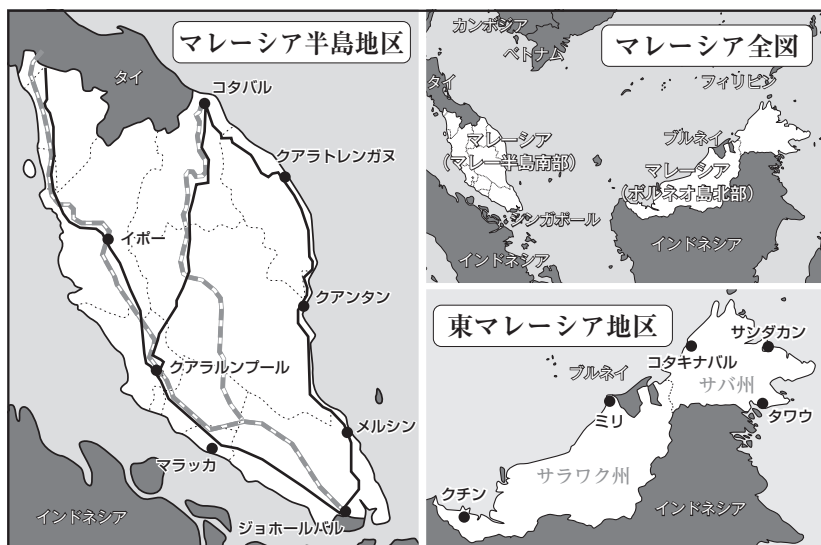


14本の紅白の線は、マレーシアの13の州と連邦特別区である首都クアラルンプールを表します。三日月と星は国教であるイスラム教のシンボルで、団結をあらわす青色を背景にして、スルタン（首長）の色とされる黄色で描かれています。マレーシア建国の1963年に、この国旗が制定されました。

■ 面積・国土 → 約33万290km²（日本の約0.9倍）

マレーシアの国土は、南シナ海をはさんで、マレー半島とボルネオ島北部の二つに分かれています。半島部分は「マレーシア半島地区 (Semenanjung Malaysia)」と呼ばれ、北部でタイと、最南端でシンガポールと隣接しています。ボルネオ島北部地域は「東マレーシア地区 (Malaysia Timur)」と呼ばれ、ブルネイおよびインドネシアと国境を接しています。国土面積は約33万290km²で、半島部分が国土の4割、ボルネオ島北部（東マレーシア）が6割となっています。

【マレーシアの地図】



出所：マレーシア政府観光局

■ 首都 → クアラルンプール

人口約180万人を擁する首都クアラルンプールは、東南アジア有数の近代都市のひとつです。マレーシアの政治・経済の中心で、13の州とならぶ連邦独立区となっています。

クアラルンプールは19世紀半ばに中国人による錫の採掘拠点と



I 基礎知識

して開発されました。その後イギリス植民地時代には、ゴムの集積地として栄えました。1957年の独立時にマラヤ連邦の首都となり、1963年にマレーシアとなった後も首都として現在に至ります。

クアラルンプール市内の慢性的な交通渋滞や行政機関の効率化のため、空港からの高速鉄道のほか、2017年7月中旬よりMRTと呼ばれる鉄道システムが全面開通しました。

【マレーシアの州と州都】

州	州都
ジョホール州	ジョホールバル
ケダ州	アロースター
クランタン州	コタバル
マラッカ州	マラッカ
ネグリ・スンビラン州	セレンバン
パハン州	クアantan
ペナン州	ジョージタウン
ペラ州	イポー
ペルリス州	カンガー
セランゴール州	シャーアラム
トレンガヌ州	クアラトレンガヌ
サバ州	コタキナバル
サラワク州	クチン

■ 気候

赤道近くに位置するマレーシアは、国土のほとんどが熱帯雨林気候に属しており、一部の高原地帯を除いて、1年を通じて気温、湿度ともに高い、常夏の気候です。

雨季と乾季がありますが、モンスーン（季節風）の影響を受けるため、地域によって時期が異なります。しかし、乾季にもスコール（激しいわか雨）が降るため、一定の雨量があります。

【クアラルンプールの平均気温と降水量】

(単位：℃/mm)

年月	観測値		平年値	
	月平均 気温	月降水量	月平均 気温	月降水量
2018年 7月	28.3	126	27.5	150.3
2018年 8月	28.8	108	27.4	164.0
2018年 9月	27.1	376	27.2	200.2
2018年 10月	27.0	449	27.1	256.6
2018年 11月	27.6	421	26.8	333.5
2018年 12月	27.5	219	26.7	255.6
2019年 1月	28.2	243	26.9	210.3
2019年 2月	28.6	192	27.3	203.6
2019年 3月	29.1	161	27.6	273.7
2019年 4月	28.7	357	27.7	286.7
2019年 5月	29.0	247	28.0	198.1
2019年 6月	28.5	223	27.9	139.7

出所：気象庁

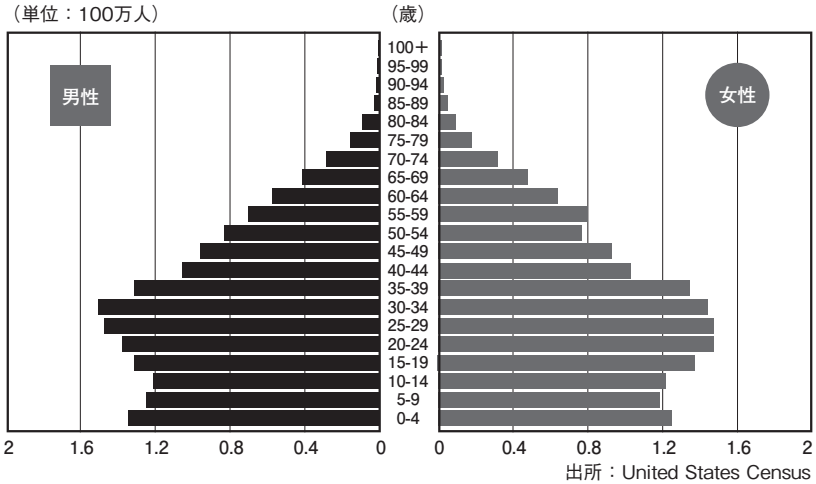
■ 人口 → 約3,200万人 (Central Intelligence Agency)

2017年7月現在のマレーシアの人口は、3,000万人を超えて約3,200万人となっており、さらに増加傾向は継続する見込みと予想されています。

人口に占める民族比率は、マレー系（先住民族であるブミブトラを含む）が約61.9%、中国系が約23.0%、インド系が約7.0%です。また、首都クアラルンプールの民族比率を見ると、マレー系が約45.9%、中国系が約43.2%、インド系が約10.3%となっています。今後は、中国系とインド系の人口上昇は限定的で、マレー系とブミブトラの人口は大幅に増加すると見られています。少子高齢化が進むことも考えられ、人口増加率はやや低下傾向を示すようになるだろうとの見方もあります。



【マレーシアの人口ピラミッド（2016年）】



■ 時差 → -1時間 (UTC +8)

日本とマレーシアの時差は-1時間で、サマータイムは導入されていません。

マレーシア半島地区とボルネオ島の東マレーシア地区は経度が大きく異なりますが、統一した時間帯としてUCT+8を採用しています。中国、フィリピン、シンガポールなどと同じ時間帯です。

■ 言語 → 公用語：マレーシア語、英語

マレーシアには複数の言葉話す人が多く、多言語社会であると言えます。母語として、マレー系の人たちはマレーシア語、中国系の人たちは中国南部をルーツとする広東語や福建語など中国語の方言を話しますが、中国標準語（普通話）を習得している人も多くいます。インド系の人たちの多くはインド南部の言語であるタミル語を話します。また、東マレーシアのサラワク州とサバ州などでは、ブミプトラと呼ばれる先住民の民族言語であるビダユ語、カダザン語、イバン語

が使用されています。

公用語は、旧宗主国の影響から、独立国家となったのちも英語でしたが、1967年に「マレー語」が公用語となりました。よく似た言語であるインドネシア語を含めてマレー語と呼ばれることがあるため、混同をさけるため、2007年からは「マレーシア語」と呼ぶようになっていました。英語は準公用語の位置づけとして、共通語として使用されることが多く、母語として英語のみを話す人も多くいます。

■ 通貨 → リンギット (Ringgit) 略称：RM、またはMYR

マレーシアの通貨単位は「リンギット (Ringgit)」で、略称はRMまたは、MYRで表記されます。日本語では「リング」と表記されることもあります。一部では、マレーシア・ドルと呼ばれることもありますが公式名称ではありません。補助単位はセン (sen) で、略号には¢が使用されます。100センが1リンギットです。

マレーシア中央銀行の発行する紙幣は100リンギット、50リンギット、20リンギット、10リンギット、5リンギット、1リンギットの5種類、硬貨は50セン、20セン、10セン、5センの4種類があります。



出所：Investing.com

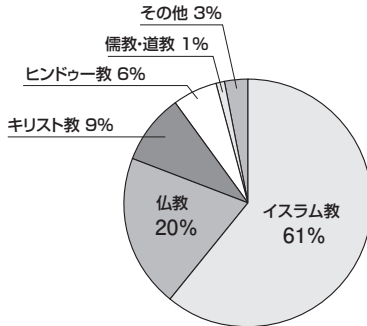


マレーシアの宗教

■ マレーシアの宗教

マレーシアはイスラム教を国教と定めた国です。しかし、信教の自由を認めており、実際には複数の宗教が存在します。多数派であるマレー人はイスラム教徒で、人口の6割以上を占めます。中国系の多くは仏教徒やキリスト教徒、インド系はヒンズー教徒が多く、そのほかにもインドなどを出自とするシーク教徒、ボルネオ島北部地域のアニミズム（土着宗教）を信仰する人々がいます。

【マレーシア宗教の割合（総人口:約3,128万人）】



出所：外務省マレーシア基礎データ

マレーシアの政治体制と歴史

■ マレーシアの政治体制

政治体制 立憲君主制（議会制民主主義）

元首：アブドゥラ第16代国王（2019年1月就任、任期5年、統治者会議で互選）

政府

首相：マハティール・ビン・モハメッド（2018年5月就任）

外相：サイフディン・アブドゥッラー（2018年7月就任）

議会 二院制（上院 / 下院）

上院：70議席、任期3年（国王任命による議員が44名、各州州議会の指名による議員が26名）

下院：222議席、任期5年（小選挙区制による直接選挙）

司法

連邦裁判所、控訴裁判所、高等裁判所の3審制および、下級裁判所。

ただし、イスラム教徒同士の事案に限って取扱い、イスラム法にのっとった裁判を行うシャリーア法廷もあります。

立憲君主制による議会制民主主義体制をとっており、元首は国王で、各州（一部を除く）のスルタンによる互選で国王が選出されます。議会は国王任命と州議会指名による上院と、国民の直接選挙による下院からなります。

1981年よりマハティール氏が首相へと就任し、日本をはじめ他の



I 基礎知識

アジア諸国の成功に目を向けようとする「ルック・イースト政策」を打ち出し、1988年以降は高い経済成長率を維持しました。2003年に、23年間にわたって続いたマハティール首相が政界を引退したのち、2003年より、マハティール政権と同じく統一マレー国民組織（UMNO：United Malays National Organization）のアブドラ政権に移行しました。アブドラ政権下ではイスラム教国という特色を生かし、中東と東南アジアのビジネスハブを目指す「ハラル・ハブ政策」を掲げ、ハラル産業に対する税制優遇などを実施しました。しかし、2008年3月の総選挙で、独立以来政権を担ってきたUMNO中心とした与党が大幅に議席を失い、当時副首相であったナジブ氏へと政権が移譲され、ナジブ政権が成立しました。その後、2013年5月の総選挙で、ナジブ首相が率いる与党連合は現有議席をほぼ維持して、第二次ナジブ政権が発足しました。

ナジブ政権は、政治腐敗や民族対立を背景に、「One Malaysia」（1つのマレーシア）をスローガンとして、行政改革プログラム、経済変革プログラム、民族融和の提案などを打ち出しました。しかし、第二次ナジブ政権下で発覚した巨額の不正経理疑惑、2015年の扇動法（The Sedition Act）改正による罰則強化、テロ防止法（The Prevention of Terrorism Act）の可決による行政権の強化によって、支持率は30%台に低下しました。2018年5月に行われた総選挙では、野党希望連盟（PH）の構成政党である人民正義党（PKR）と民主行動党（DAP）で113議席を獲得し、ナジブ政権は敗退して、マハティール氏が14年ぶりに首相に返り咲きました。これは1957年の独立以来、初めての政権交代です。

■ マレーシアの歴史（～現代）

[マレーシアの開拓（紀元前）]

マレーシアに初めて人類が定住したのは紀元前8000年（石器時

代)とされています。狩猟生活を中心として小さな集落を形成するとともに焼き畑農業を行い、穀物の栽培も行っていました。紀元前1000年頃になると銅や錫の道具を持つようになり、その生活圏は森林から海岸沿いへと拡大していきました。海岸沿いに定住した海洋民族が、今日におけるマレー人の祖先とされています。

【宗教の伝来（2～3世紀）】

2～3世紀頃、インド人がマレー人と接触したことをきっかけに、交易が始まります。交易と同時にインドから仏教やヒンドゥー教が伝来し、広まりました。宗教の伝来は、当時のマレーシアの法律や書物に、大きな影響を与えました。

【シュリヴィジャヤの時代（7～13世紀）】

7～8世紀になると、スマトラ半島を中心とするシュリヴィジャヤ王国が、マラッカ海峡の交易ルートを広く支配しました。マレー半島西部のクダにもシュリヴィジャヤ王国の拠点が設置され、中国やインドと盛んに交易を行いました。実際の交易は沿岸部を中心に行っており、内陸部にはほとんど貨幣が流通することはありませんでした。

シュリヴィジャヤ王国は11世紀に全盛期を迎えるとやがて衰退し、13世紀にはその勢力を失いました。

【マラッカ王国の隆盛とイスラム教（14～15世紀）】

古くから香辛料貿易の要所としてインドとの交易が盛んだったマレーシア半島西部に、14世紀にマラッカ王国が興りました。マラッカ王国は、インドと中国、そしてアラブ世界を結ぶ海の交易の要衝として栄えるようになりました。8世紀にはすでにイスラム教が伝わっていたと考えられていますが、14世紀にマラッカ国王がイスラム教に改宗したことを契機として、広くイスラム化したとされています。



I 基礎知識

[植民地時代 (16 ~ 20 世紀前半)]

16世紀から20世紀にかけて、欧州各国による占領、植民地支配が続きます。

マラッカは16世紀初めにポルトガル、17世紀にはオランダに占領され、東インド会社による支配が続きました。18世紀になると、フランスがベナンを占領、その後、イギリスもまた東インド会社の拠点を築き始め、1824年には英蘭協約によって、マレー半島とボルネオ島の北部がイギリスの植民地となりました。

19世紀にはマレー半島は錫の一大産地として栄え、20世紀になると天然ゴムの生産が加わり、活況を呈しました。このころに中国南部やインド南部などから大量の移民があり、多民族地域化しました。

[第二次世界大戦の終了とマレーシアの独立 (1941 ~ 1965 年)]

第2次世界大戦中、1941年から1945年の終戦まで日本軍がマレーシア一帯を占領しました。終戦後、1948年にはイギリスが再び宗主国となり、「イギリス領マラヤ連邦」となりました。

1957年8月にマレー半島部が独立してマラヤ連邦となり、1963年にはボルネオ島北部のサバ、サラワクとシンガポールが加わり、マレーシアが樹立しました。その後、1965年にシンガポールが分離独立して、現在のマレーシアとなっています。

[マレーシア草創期の混乱]

マレーシアでは、独立後しばらくの間混乱が続きます。1969年には、総選挙後に与野党の支持者が衝突し、「5月13日事件」と呼ばれる騒乱事件が起きました。中国系とマレー系住民による民族対立が根底にあり、多民族国家としての課題が噴出した結果とされています。

「5月13日事件」の責任を取る形で、マレーシア初代首相であるラー

マンが辞任し、ラザク政権となりました。ラザク首相は、「5月13日事件」に至る要因のひとつとして中国系とマレー人の経済格差を挙げ、新経済政策（NEP：New Economic Policy）を打ち出しました。NEPは、マレーシアの経済成長を推進する国家戦略であるとともに、マレー人（一部先住民を含む）優遇政策の柱ともなりました。

【マハティール時代（1981～2003年）】

1981年にマハティール首相が就任しました。統一マレー人国民組織を中心とし、中国系やインド系政党、サバ、サラワクの地域政党を取込んだ、広範な与党連合である国民戦線（BN：Barisan Nasional）を支持基盤として、2003年まで23年余におよぶ長期政権が続きしました。

1980年代には、日本をはじめとするアジア諸国の成功に学ぶ「ルック・イースト政策」を打ち出し、インフラ整備、国营企業の民営化、外資の積極導入と外資系企業の誘致といった経済振興策を実施しました。その結果、ほかの東南アジア諸国に先立ち、シンガポールとともに1980年代から急速な経済成長を遂げることになりました。

【アジア通貨危機】

1997年に隣国タイに端を発して東南アジアや韓国など広くに連鎖した「アジア通貨危機」は、翌1998年にマレーシアにも深刻な事態をもたらしました。対外債務比率が高かったこともあり、リングgitは暴落し経済は混乱しました。

国際通貨基金（IMF）による財政支援と緊縮財政による経済の立て直しではなく、為替レートの固定化による通貨安定策と金融資産の国外流出防止策をとり、経済刺激策による経済再建をはかりました。1998年は6.5%のマイナス成長となりましたが、その後、ほかのIMF被支援国に先駆けて回復しました。



I 基礎知識

[ポスト・マハティール時代 (2003年～)]

マハティール退陣後も、統一マレー人国民組織を中心とした国民戦線の政権が続き、2003年から2009年にアブドラ・バダウィ政権、2009年からナジブ・ラザク政権となりました。しかし、2008年の総選挙で、国民戦線は大幅に下院の議席数を減らし、州議会選挙でも野党が12州中5州で勝利を収めました。野党勢力結集の動きもあり、長期間にわたる安定与党体制に変化が起きつつあると言われました。

ナジブ政権は「1 (one) Malaysia」をスローガンに掲げ、経済変革プログラムや行政改革プログラムを打ち出し、分断され対立化しつつある階層や民族の融和を訴えて支持拡大を図っています。

しかし実際には、ナジブ首相がアドバイザー・ボードの議長を務めるマレーシア政府のソブリン・ファンド、「IMDB (1 Malaysia Development Berhad)」の総額約420億リングットに上る巨額負債と不正経理疑惑が発覚しています。また、就任直後には廃止を約束していた扇動法 (The Sedition Act) を2015年に改訂し、禁固刑の期間が延長されるなど、刑罰を強化しました。さらに同年、テロ防止法 (The Prevention of Terrorism Act) を可決し、裁判を経ることなく、警察署の判断で容疑者を59日間拘束し、テロ防止委員会の判断によって無期限に延長することを認めるなど、行政権の強化を図っています。こうした政策・不正疑惑から内閣支持率は30%台にまで低下し、2018年5月に行われた総選挙では野党の希望連盟 (PH) の構成政党である人民正義党 (PKR) と民主行動党 (DAP) で113議席を獲得し、ナジブ政権は敗退しました。これは1957年の独立以来、初めての政権交代です。

マレーシアの教育と教育システム

■ 教育

マレーシアの教育制度は、小学校6年、中学校5年となっています。義務教育は定められていませんが、公立学校の就学率は高く、小学校はほぼ100%となっています。

多民族国家であるマレーシアの初等教育の特徴として、小学校には「国民学校」、「中国語国民型小学校」、「タミル語国民型小学校」の3種類があります。「国民学校」は、マレーシア語で授業を行い、英語が必修となっています。

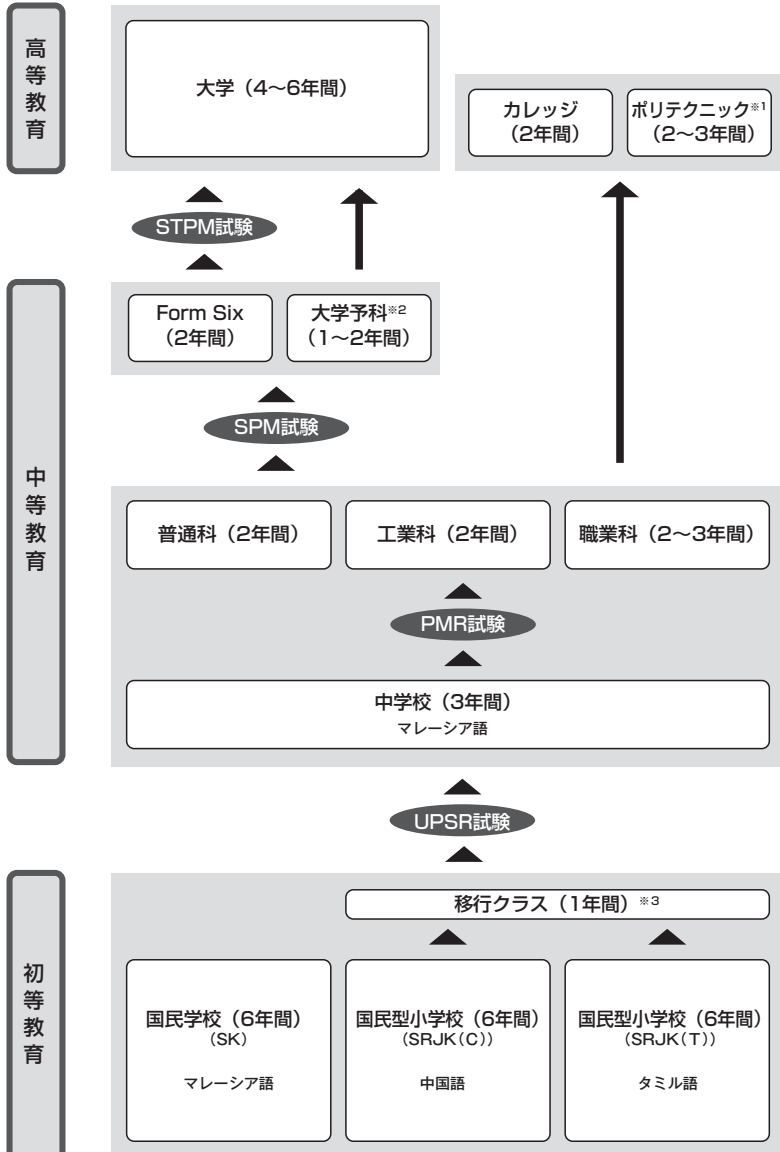
「中国語国民型小学校」は中国語で授業を行い、マレーシア語が必修、「タミル語国民型小学校」ではタミル語で授業を行いマレーシア語が必修となっています。中学校5年のうち前期3年は一般課程としてマレーシア語で授業が行われ、後期2年は「普通科（文系・理系）」「工業科」「職業科」に分かれます。

その後、大学への進学者は、大学予備教育を1年～1年半を経て大学へ進学します。2年制のカレッジもあり、こちらは予備教育を経ずに進学できます。また、大学は4年（一部5～6年）となっています。



I 基礎知識

【マレーシアの公立学校制度】



※1 技術系の専門学校。工学のみならず、経営の教育にも注力

※2 ブミプトラのみ入学可能

※3 マレーシア語の言語教育を行う

Q&A ①

Q

マレーシア人を雇用する場合に、イスラム教の礼拝等で労働法上制約がありますか？

A

礼拝などの宗教上の業務中断と休暇が労働法で認められており、ラマダン（断食）時期には就業時刻も早まるなど、現地労働力の確保には危惧感が伴います。

Q&A ②

Q

マレーシア人を雇いたいのですが、マレーシアにおけるイスラム教の礼拝の時刻は決められていますか？

A

地域によって変わります。クアラルンプールでは、一般的に以下の時間です。

- ・早朝の礼拝は朝の 6 時 6 分
- ・正午過ぎの礼拝は午後 1 時 19 分
- ・遅い午後の礼拝は午後 4 時 43 分
- ・日没後の礼拝は午後 7 時 18 分
- ・就寝前の礼拝は午後 8 時 28 分

日々の礼拝以外に、ラマダンと呼ばれる断食月があります。2018 年のラマダンは 5 月 17 日から 6 月 14 日まででした。毎年期間が異なり、役所の営業日も変わってくるため、注意が必要です。



I 基礎知識

Q&A ③

Q

マレーシアの与野党構造はどうなっていますか？

A

マレーシアでは与党連合と野党連合が存在します。各連合は以下のように構成されています。

与党連合

希望連盟 (PH)：人民正義党、民主行動党、マレーシア統一プリブミ党、国民信託党、サバ伝統党（同盟関係）

野党連合

国民戦線 (BN)：統一マレー人国民組織、マレーシア華人協会、マレーシア・インド人会議など

Q&A ④

Q

宗教の割合を教えてください

A

イスラーム教が 61%、仏教が 20% で、マレーシアの二大宗教となっています。詳細は、P.16 を参照してください。

Q&A ⑤

Q

スコールの主な時間帯を教えてください。

A

時間帯は乾季と雨季で異なり、場所によっても変わってきますので、正確にどの時間帯に雨が降るかは把握できませんが、クアラルンプールではおおむね夕方ごろから降り始める傾向があります。



I 基礎知識

[参考資料・ウェブサイト]

- ・ 外務省
「マレーシア 基礎データ」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/malaysia/data.html#01>
「諸外国・地域の学校情報」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world_school/01asia/infoC11700.html
- ・ マレーシア政府観光局
「マレーシアの概要」
http://www.tourismmalaysia.or.jp/kihon/kihon_b.htm
「気候・服装」
http://www.tourismmalaysia.or.jp/kihon/kihon_e.htm
「旅の基本情報」
http://www.tourismmalaysia.or.jp/kihon/kihon_d.htm
- ・ Department of Statistics, Malaysia (マレーシア統計局)
<https://www.dosm.gov.my/v1/>
- ・ United States Census
<https://www.census.gov/>
- ・ 旅行.info 「マレーシアの気温と降水量」
<http://www.ryoko.info/Temperature/malaysia/malaysia.htm>
- ・ 国際交流基金 日本語国際センター
<https://www.jpf.go.jp/j/urawa/>
- ・ 諸江修『マレーシア進出完全ガイド』カナリア書房、2011年



投資環境



投資規制

■ 投資規制

マレーシアはマレー系、中国系、インド系の人々が住む多民族国家であり、民族間の経済格差が問題となっていました。

連邦憲法に定義されているマレーシア系先住民のことを、ブミプトラと言います。ブミプトラを優遇・保護するための政策全般は「ブミプトラ政策」と呼ばれ、ブミプトラの経済格差是正だけでなく、外資規制としても機能してきました。ブミプトラ政策の目的は、ブミプトラ企業への支援や、ブミプトラの教育環境の向上および就労の支援とされてきました。

しかし、ブミプトラ政策に基づく外国資本の企業設立に対する規制は大幅に緩和されており、製造業などほとんどの業種で100%外国資本による出資が認められています。ただし、サービス業、とりわけコンビニエンスストアなどの卸・小売業分野では規制が残っています。

■ 禁止業種

2010年に公表された「マレーシア流通取引・サービスへの外国資本参入に関するガイドライン (Guidelines on Foreign Participation in the Distributive Trade Services Malaysia)」で、流通業・小売・卸業について、外資参入の禁止業種が以下のとおり定められています。

- ・ スーパーマーケット、ミニマーケット（販売床面積3,000㎡未満）

- ・ 食料品店、一般販売店
- ・ コンビニエンスストア（24時間営業）
- ・ 新聞販売店、雑貨店
- ・ 薬局（伝統的なハーブや漢方薬を販売する薬局）
- ・ ガソリンスタンド（コンビニエンスストア併設店を含む）
- ・ 常設の生鮮市場
- ・ 常設路面店
- ・ 国家の戦略的利益に関連する事業
- ・ 布屋、レストラン（非高級店）、ピストロ、宝石店等

■ 出資比率・資本金規制

禁止業種のほか、出資比率規制や最低払込資本金についての規制が、業種ごとに設けられています。

〔国家権益に関わる事業〕

国家権益に関わる事業（水、エネルギー・電力供給、放送、防衛、保安等の国益に関わる分野）では、外資参加が30%または49%に制限されています。

〔製造業〕

製造業では、ほとんどの業種で100%外資参加が認められており、資本金条件も課されていません。ただし、製造業を営む場合には、国際貿易産業省（MITI：Ministry of International Trade and Industry）が発行するライセンスが必要となり、マレーシア投資開発庁（MIDA：Malaysian Investment Development Authority）に申請を行います。このライセンスの取得は、株主資本が250万リンギット以上、または従業員が75名以上いる製造業の株式会社に対して義務付けられています。



II 投資環境

[サービス業]

物流業、卸・小売業、その他別途法律で規定されている商品およびサービス（石油製品、医薬品、有害物質など）を取扱う会社を除く、その他のさまざまな販売形態のサービス業については、最低払込資本金が100万リンギットと定められています。

サービス業についての管轄は国内取引・消費者省（Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs）です。

以下、各業種について詳しく述べます。

物流業

陸運業のライセンスは、クラスA（貨物）、クラスB（コンテナ）、クラスC（会社所有の物品の輸送）の3つに分かれています。また、空輸業のライセンスはクラスA（マレーシア国内・海外）、クラスB（マレーシア国内・インバウンド）クラスC（特定区域）に分かれています。

物流業は規制が特に厳しく、業種によって資本規制が以下のとおり定められています。

【物流業の資本金規制】

分類	ライセンス 管轄省庁	根拠法令	小分類	資本要件
陸運業	陸路公共交通 通委員会 (SPAD)	1987年商業車 両ライセンス委 員会 (Commercial Vehicles Licensing Board 1987)	クラス A (貨物)	マレーシア国籍 (30%はブミプ トラ資本)の資本が 51%以上、最低払 込資本金 25 万リン ギット、運転資金と して、ライセンスを 取得する車両の価格 の 30%
			クラス A (コンテナ)	現在ライセンスの発 給を行っていない。
			クラス C (会社所有の 物品の輸送)	最低払込資本金 25 万リンギット、運転 資金として、ライセ ンスを取得する車両 の価格の 30%
海運業	運輸省 (MOT)	1952年商業船 舶法令 (Merchant Shipping Ordinance 1952)	マレーシア船 籍	(ライセンス期間 2 年の場合)・30%以 上のブミプトラ資本 および取締役会を構 成する ・船員の 75%がマ レーシア人である ・船齢 10 年未満で ある
			外国船籍	最長の認可期間が 3 カ月で、資本条件は なし
空輸業 (航空 宅配便 参入の 場合)	マレーシア通 信・マルチメ ディア委員会 (MCMC)	1991年郵便 サービス法 (Postal Service Act 1991)	クラス A (マレーシア 国内・海外)	最低払込資本金 100 万リンギット
			クラス B (マレーシア 国内・インバ ウンド)	最低払込資本金 50 万リンギット
			クラス C (特定区域)	最低払込資本金 10 万リンギット



II 投資環境

倉庫業	所在する州の税関	1967年税関法 (Custom Act 1967)	私設保税倉庫 (自社のためのみに保有)	30%のブミプトラ資本の出資
			一般保税倉庫 (他社のために保有)	

出所：JETRO、アジアにおける卸売・小売・物流業に対する外資規制比較 (2014年2月)

卸・小売業

卸・小売業については、以下の様に資本要件が販売形態ごとに異なります。

なお、ハイパーマーケットとは販売床面積が5,000㎡以上の販売店、スーパーマーケットとは3,000㎡以上4,999㎡以下の販売店のことを指します。

【卸・小売業の資本金規制】

分類	資本要件等
ハイパーマーケット	<ul style="list-style-type: none"> 30%以上のブミプトラ資本の出資、最低払込資本金 5,000 万リンギット 各店舗の陳列スペースのうち、30%以上にブミプトラの中小企業製の商品を配置する
スーパーマーケット	<ul style="list-style-type: none"> 30%以上のブミプトラ資本の出資、最低払込資本金 2,500 万リンギット
デパート	<ul style="list-style-type: none"> 最低払込資本金 2,000 万リンギット
専門店	<ul style="list-style-type: none"> 最低払込資本金 100 万リンギット
上記および禁止業種を除くその他の卸・小売業	<ul style="list-style-type: none"> 最低払込資本金 100 万リンギット

出所：MDTCC「流通取引・サービスへの外国資本算入に関するガイドライン」

■ その他の規制

[為替]

為替に関する規制は、2013年金融サービス法 (Financial Service

Act 2013) および2013年イスラム金融サービス法 (Islamic Financial Service Act 2013) で以下のように定められていました。

【為替に関する規制】

項目		摘要
海外送金	非居住者へのリングgit建て支払い	ただし、非居住者に対するリングgit建て国債取引に関する支払は、外国為替管理官の許可が必要 マレーシア国内で借入をしており、国内で行う年間5億リングgitまでの換金も同様に許可が必要になる
	非居住者への外貨建て支払い	
借入	居住者（居住会社）の外貨建て借入	その他の資金調達のための企業グループ内での借入は、総額1億リングgitまで
	居住者（居住会社）のリングgit建て借入	マレーシアで使用する目的の資金調達である場合、総額100万リングgitまで
外貨口座		居住者は、いかなる目的でも外貨口座を開設できる
非居住者口座	非居住者口座の入出金	非居住者口座で保有するリングgitの金額制限はない 非居住者口座の入金は以下のとおり制限される ・ 給与賃金、配当の受取・支払 ・ 一日あたり1万リングgitを超えない現金振込み ・ 同名義人の他の非居住者口座からの移動 ・ 許可されたリングgit建て金融保証・信用供与の決済、回収
マレーシアからの輸出		居住輸出業者で、年間総額5,000万リングgitを超える場合、四半期報告書の提出が要求される

※居住者とはマレーシア国民、マレーシアに居住している非マレーシア国民、およびマレーシア当局に設立および登録の認可を受けている会社と定義されている

しかし、2016年11月に第45代アメリカ合衆国大統領として就任することが決まったドナルド・トランプ大統領がTPP政策を破棄すると公表されたことや、同年の為替市場でのリングgit安を背景に、



II 投資環境

マレーシア中央銀行は、2016年12月2日に外国に対する資本規制を公表し、同年12月5日から適用を開始しました。

規制の概要は下記のとおりです。

- ・ 輸出業者が輸出で得た外貨については25%まで保有することが可能。25%を超過した外貨保有についてはマレーシア中央銀行の許可が必要となる。ただし、6カ月以内に決済予定の外貨債務がある場合、物品の輸出代金として受取った外貨はリングギットに両替する必要なく、専用口座（Trade Foreign Currency Account (TFCA)）に入金可能
- ・ 規制後は、国内取引（モノ・サービス）をすべてリングギットで行う必要があり、輸出業者が外貨を使用することはできない
- ・ 輸出業者が輸出で得た両替後のリングギットは全銀行の特別な口座を通じ、市場金利より高利率（年3.25%）の金利が適用される
- ・ 輸出業者は6カ月までの外貨債権債務について、ヘッジを行うことが可能。ただし、マレーシア中央銀行の承認を得ることができれば、以下の取引が可能
 - 6カ月超の外貨建てローン債務についてのヘッジ
 - 国内外貨建て取引についてのヘッジ

【土地所有規制】

下記分類に該当する条件で不動産を取得する場合には、「不動産取得に関するガイドライン」（Guideline on the Acquisition of Properties）に基づき、首相府経済企画庁に対して申請を行う必要があります。

【土地所有の規制】

分類	取得条件
2,000 万リンギット以上の価値がある不動産を直接取得する場合、かつブミプトラ関係者や政府の不動産の所有権が希薄化する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30% 以上のブミプトラ資本の出資 ・ 最低払込資本金 <ul style="list-style-type: none"> マレーシア人が 50% 超保有する場合 …100,000 リンギット 外国人が 50% 超保有する場合 …250,000 リンギット
非ブミプトラ関係者が、資産総額の 50% 以上を不動産が占め、かつその不動産の価値が 2,000 万リンギットを超えるブミプトラを超えるブミプトラ資本の会社、または政府機関から株式等を間接取得する場合	

出所：JETRO 「外資に関する規制 _ マレーシア」 (2015年11月)

【外国人駐在員の雇用制限】

外資企業は、訓練されたマレーシア人が不足している分野では、外国人を雇用することが認められています。ただし、マレーシア国民の雇用を保護し、マレーシア国民がさまざまな職で訓練をされ、技能・技術を向上させるために、外資企業が派遣できる外国人駐在員の人数、期間などに制限が設けられています。

派遣できる外国人駐在員の枠は職種により、キーポスト、タイムポストなどの区分がなされており、各ポストで認められる人数は、事業内容によって異なります。なお、政府が育成に注力したい分野・業務などでは、認可が下りやすくなっています（下表参照）。



II 投資環境

【業種・払込資本金額ごとの外国人ポスト、キーポストの人数と期間】

業種	払込資本金額	外国人ポスト (キーポスト)	期間
製造業	200 万 US ドル以上	10 人 (うち 5 人)	最大 10 年間、エグゼクティブポスト (管理職) に就ける。ノンエグゼクティブポスト (技術職) は 5 年
	20 万 US ドル以上、200 万 US ドル未満	5 人 (1 人以上)	
	20 万 US ドル未満	各投資案件がもたらすメリットに応じて認められる	外資企業の払込資本金が 50 万リンギット以上の場合、キーポストが認められる場合がある。また、最長 10 年のエグゼクティブポストと、最長 5 年のノンエグゼクティブポストが認められる場合がある。これらタイムポストは、最終的にマレーシア人に引き継がれる必要がある
販売・サービス業	1,000 万リンギット以上	(3 人)	地域統括会社 (OHQ)、国際調達センター (IPC)、地域流通センター (RDC) などのステータスを取得している企業は、必要に応じて雇用枠が認められることになっている
	100 万リンギット以上、1,000 万リンギット未満	(1 人)	

出所：MIDA

【外国人ポストの承認を行う省庁】

製造業	マレーシア投資開発庁 (MIDA)
製造業関連サービス (OHQ、IPC、RDC など)	
ホテル・観光業	
研究・開発	マレーシア・デジタルエコノミー公社 (MDEC)
マルチメディア・スーパー・コリドーステータス企業	
公立病院の医者と看護師	公共サービス局 (PSD)
高等教育を行う政府機関の講師・教師	
公共部門の契約ポスト	
公共サービス委員会や関連官庁から依頼された業務	

銀行・金融・保険	マレーシア中央銀行（BNM）
証券市場	マレーシア証券委員会（SC）
上記以外	外国人委員会（EC）

出所：入国管理局

2年以上滞在する駐在員はEmployment Passという管理職および専門職向けの就労ビザを取得する必要があります。

就労ビザの取得には、月額最低給与が5,000リンギット以上、年間30万リンギット以上の運営費、雇用契約期間は最低2年間、最低資本金（下表参照）などの条件があります。

【就労ビザ取得のための最低資本金の要件】

	分類	最低払込資本金
1	100% マレーシア資本	250,000 リンギット
2	マレーシア資本と外資の合弁（外資 30%以上）	350,000 リンギット
3	100% 外国資本（ただし 4 を除く）	500,000 リンギット
4	流通・サービスや飲食店を営む外資企業（外資 51%以上）	1,000,000 リンギット

出所：国際協力銀行、入国管理局

【現地人の雇用について】

また、マレーシア雇用法（Employment Act 1955）では、外国人の雇用を優先するために現地人を解雇することを禁止しており、人員削減の必要がある場合には、現地人と同等の能力を有する外国人から解雇する必要があります（同法60N条）。



投資インセンティブ

■ 投資インセンティブの概要

マレーシアには外国投資を奨励するために、多種多様な投資インセンティブが用意されています。産業別優遇策、税制上の優遇措置、保税優遇措置、資本財輸入時の関税減免等の優遇措置です。投資優遇措置の柱としては、パイオニア・ステータス (Pioneer Status) と投資税額控除 (ITA : Investment Tax Allowance) が挙げられます。いずれも製造業、農業、ホテル業および観光業、研究開発事業、ヘルスケア事業、その他の事業といった、マレーシア政府が定める「促進事業」に該当する事業を行う会社、および「促進製品」を製造する会社に与えられる投資優遇措置です。

[パイオニア・ステータス]

パイオニア・ステータスは、1986年投資促進法およびその他の法律で定められた制度です。認可されるかどうかは、付加価値のレベル、使用される技術の高さ、産業間連携強化への寄与等を考慮して判断されます。

認可を受けた企業は「生産開始日（生産レベルが生産能力の30%に達したと認められた日）」から5年間の法定所得（総収益から収益的支出と資本控除を差し引いた後に算出される所得）の30%のみが課税対象となります。また、課税対象とならない所得から分配される配当金についても本措置は適用されます。

パイオニア・ステータス期間中に発生する未控除の資本控除および累積損失は繰越することができ、パイオニア・ステータス期間後に発生した所得からも控除することができます。

パイオニア・ステータスの申請先は、マレーシア投資開発庁(MIDA)です。

〔投資税額控除〕

パイオニア・ステータスに代わる手段として、企業は投資税額控除を申請することができます。投資税額控除が認められた企業は、最初に適格資本的支出（認可プロジェクトで使用される工場、プラント、機械、その他の設備に対する支出）が発生した日から5年以内に発生した適格資本的支出に対して、60%の税額控除が得られます。この控除で各年度の法定所得の70%を相殺することができ、未利用の控除枠は、全額が利用されるまで、翌年以降に繰越することができます。

〔パイオニア・ステータスと投資税額控除の選択〕

上記のとおり、主要な優遇措置には、パイオニア・ステータスと投資税額控除がありますが、どちらの優遇措置を受けるかは、進出企業が現地法人設立許可申請のためにMIDAに提出する製造ライセンス認可申請書の冒頭で選択します。

パイオニア・ステータスを認められる企業の中心は製造業ですが、農業、観光業（ホテルも含む）、認可サービス業、研究開発、研修ほか、環境保護活動などに対する投資企業も認められます。製造業において初期投資額が大きく、操業開始後の数年間は設備償却費等がかさみ、赤字が続く場合は、パイオニア・ステータスの「当初5年間の所得税の一部免除」の恩恵は、事実上ほとんど享受できません。このような工場設備に多額の資金を投資する企業は、パイオニア・ステータスでなく、頭記の「投資税額控除」を選ぶのが賢明です。「投資税額控除」を認められた一般製造企業は、「適格資本的支出（認可プロジェクトで使用される工場、プラント、機械、その他の設備への支出）」が最初に発生した日から5年以内に発生した「適格資本的支出」



II 投資環境

の総額の60%に相当する控除枠が与えられ、この控除枠を毎年の法定所得の70%と相殺できます。未利用の控除枠は、全額利用されるまで、翌年以降に繰越して使用することができ、企業はその間、控除枠で相殺された残りに対してだけ、法人税を払うことになります。

パイオニア・ステータス期間内に発生した未利用の資本控除枠は、累積損失とともに繰越することができ、さらにはパイオニア・ステータス期間後の収益から控除することができます。

以下、業種別にパイオニア・ステータスと投資税額控除の適用について解説します。

■ 製造業部門におけるインセンティブ

製造業部門における奨励業種は、以下のように区分されます。

- ・ ハイテク産業
- ・ 戦略的プロジェクト
- ・ 中小企業（製造業）
- ・ 特定の機械機器製造産業
- ・ 高付加価値の自動車部品製造産業・ハイブリッド車製造産業
- ・ パーム油バイオマスを活用して製造を行なう産業
- ・ 造船・船舶修理業を行う産業

[ハイテク産業]

ハイテク産業の業種は下記のとおり定義されます。

- ・ コンピュータ産業の開発およびデザイン
- ・ 医療機器、化学機器の開発およびデザイン
- ・ バイオテクノロジー
- ・ 先端材料（ポリマー、生体高分子、ナノ粒子）

- ・ 代替エネルギー技術
- ・ 鉄鋼

さらに、優遇措置を受けるためには、以下の条件を満たす必要があります。

- ・ マレーシア国内における総売上のうち、研究開発費の割合が少なくとも年間1%以上あること（この条件を満たすまで事業開始から3年間の猶予がある）
- ・ 全従業員数のうち、大学卒業資格あるいはディプロマ（短大・専門学校卒）を取得し、かつ関連分野で5年以上の経験を有する化学・技術系のスタッフが、少なくとも全従業員数の15%以上在籍していること

これらの条件を満たす場合、下記の内容のパイオニア・ステータスカ、投資税額免除を受けることができます。

【ハイテク産業の優遇措置】

優遇の種類	優遇措置の内容	申請先
パイオニア・ステータス	5年間の法定所得の100%について法人税免除	MIDA
投資税額控除	5年間発生した適格資本的支出の60%に対する投資税額控除	MIDA

出所：MIDA

なお、パイオニア・ステータスについては、未利用の資本控除枠と累積損失は繰越が可能であり、投資税額控除については未利用の控除枠を全額利用するまで翌年以降に繰越が可能です。



II 投資環境

[戦略的プロジェクト]

戦略的プロジェクトは、「一般的には、長期の投資計画と多額の資本支出、高度な技術を伴い、総合的で広範囲な産業が連携し、経済に重要な影響を与えるプロジェクトのことで、国家全体にとって重要な活動」と定義されています。

戦略的プロジェクトに該当する場合、以下のパイオニア・ステータスカ投資税額免除を選択して受けることができます。

【戦略的プロジェクトの優遇措置】

優遇の種類	優遇措置の内容	申請先
パイオニア・ステータス	10年間の法定所得の100%について法人税免除	MIDA
投資税額控除	5年間発生した適格資本的支出の100%に対する投資税額控除	MIDA

出所：MIDA

なお、パイオニア・ステータスについては、未利用の資本控除枠と累積損失は繰越が可能であり、投資税額控除については未利用の控除枠を全額利用するまで翌年以降に繰越が可能です。

[中小企業]

中小企業は、マレーシアの資本が60%以上で払込資本金が50万リングット以下の企業、またはマレーシア資本100%で払込資本金が50万リングット超250万リングット以下の企業と定義されています。

製造業部門の場合、以下の業種に従事し製造に関わっている必要があります。

【MIDA のインセンティブ対象となる中小企業業種】

1	農業
2	農業その他製品の加工（穀物、野菜、コーヒー豆、青果など）
3	林業製品
4	ゴム製品の製造
5	パーム油製品およびその派生製品の製造
6	化学製品およびその医薬品の製造
7	木材製品の製造（木材成形品、建具）
8	紙・板紙製品の製造
9	繊維・繊維製品の製造
10	粘土製品、砂製品、その他非金属鉱物製品の製造
11	鉄鋼製品、非金属鉱物製品の製造
12	製品やサービスのサポート業（金属プレス加工、シール材）
13	輸送部品の製造
14	機械および備品の部品の製造
15	電気・電子製品、コンポーネント、部品の製造（家庭用、工業用製品）
16	家具やその関連部品の製造
17	ゲームおよびその付属品の製造
18	記念品の製造
19	プラスチック製品の製造

出所：MIDA

製造業部門の中小企業に該当する場合、以下のパイオニア・ステータスカ投資税額免除を選択して受けることができます。

【製造部門中小企業の投資税優遇措置】

優遇の種類	優遇措置の内容	申請先
パイオニア・ステータス	5年間の法定所得の100%について法人税免除	MIDA
投資税額控除	5年間発生した適格資本的支出の60%に対する投資税額控除	MIDA

出所：MIDA

なお、パイオニア・ステータスについては、未利用の資本控除枠と



II 投資環境

累積損失は繰越が可能であり、投資税額控除については未利用の控除枠を全額利用するまで翌年以降に繰越が可能です。

この優遇措置は、個人企業やパートナーシップの場合であっても新規に非公開有限会社または有限会社を設立することにより、引継いで受けることができます。

その際の条件は以下のとおりです。

- ・ 付加価値が少なくとも25%あること
- ・ 経営、技術、管理に従事する者の全従業員に占める割合が少なくとも20%であること

中小企業であれば、上記表記載の優遇措置に加えて、課税対象所得のうち50万リンギットについて20%の軽減法人税率、残りの所得については25%の法人税率が適用されます。

[特定の機械機器製造産業]

機械機器製造産業については、優遇措置を受けられる業種が特定されています。

対象となる業種は以下のとおりです。

- ・ 機械装置（工作機械、マテハン機器など）
- ・ 特定の器具および備品（梱包用機械など）
- ・ パーム油バイオマス装置
- ・ 再生可能エネルギー機器
- ・ 省エネルギー機器の製造

上記の条件を満たす機械機器製造産業は、以下のパイオニア・ス

テータスか投資税額免除を選択して受けることができます。

【機械機器製造産業の優遇措置】

優遇の種類	優遇措置の内容	申請先
パイオニア・ステータス	10年間の法定所得の100%について法人税免除	MIDA
投資税額控除	5年間発生した適格資本的支出の100%に対する投資税額控除	MIDA

出所：MIDA

なお、パイオニア・ステータスについては、未利用の資本控除枠と累積損失は繰越が可能であり、投資税額控除については未利用の控除枠を全額利用するまで翌年以降に繰越が可能です。

【高付加価値の自動車部品製造産業・ハイブリッド車製造産業】

特定の重要かつ付加価値の高い自動車部品およびコンポーネントを製造する企業は、優遇措置を受けることができます。

優遇措置の対象となる自動車部品は以下のとおりです。

- ・ トランスミッション・システム
- ・ ブレーキ・システム
- ・ エアバック・システム
- ・ ステアリング・システム

優遇措置の対象となるハイブリッド車および電気自動車部品は以下のとおりです。

- ・ 電気モーター
- ・ 電気バッテリー
- ・ バッテリー・マネジメント・システム



II 投資環境

- ・ インバーター
- ・ 電気エアコン
- ・ エア・コンプレッサー

対象の部品を製造する企業は、以下のパイオニア・ステータスカ投資税額免除を選択して受けることができます。

【高付加価値の自動車部品製造産業およびハイブリッド車製造産業の優遇措置】

優遇の種類	優遇措置の内容	申請先
パイオニア・ステータス	10年間の法定所得の100%について法人税免除	MIDA
投資税額控除	5年間発生した適格資本的支出の100%に対する投資税額控除	MIDA

出所：MIDA

なお、パイオニア・ステータスについては、未利用の資本控除枠と累積損失は繰越が可能であり、投資税額控除については未利用の控除枠を全額利用するまで翌年以降に繰越が可能です。

この優遇措置は、ハイブリッド車や電気自動車の組立や製造を行なう企業でも同様に受けることが可能であることに加え、マレーシア国内で組立て・製造された車両や産業調整基金の支給に課される物品税が50%免除されます。

【パーム油バイオマスを活用して製造を行なう産業】

パーム油バイオマスを活用して、パーティクル・ボード、MDFボード、合板、パルプや紙などの付加価値のある製品を製造する企業の場合、以下の優遇措置を選択可能です。

【パーム油バイオマスを活用した製造業の優遇措置】

優遇の種類	優遇措置の内容	申請先
パイオニア・ステータス	10年間の法定所得の100%について法人税免除	MIDA
投資税額控除	5年間発生した適格資本的支出の100%に対する投資税額控除	MIDA

出所：MIDA

なお、パイオニア・ステータスについては、未利用の資本控除枠と累積損失は繰越が可能であり、投資税額控除については未利用の控除枠を全額利用するまで翌年以降に繰越が可能です。

【造船・船舶修理業を行う産業】

法定所得の70%が免税となるパイオニア・ステータス、または最初に発生日から5年以内に発生した適格資本的支出に対して60%の控除が得られる投資税額控除を受けることが可能です。

既存の会社でも投資税額控除が受けられます。

■ 追加的優遇措置（製造業）

パイオニア・ステータスや投資税額控除の適用期間終了後も、以下のように一定の条件を満たす場合には追加的優遇措置を受けることができます。

【再投資控除】

既存のビジネスについての自動化、近代化、多角化を目的とした追加投資を行う場合には、再投資控除（RA：Reinvestment Allowance）を受けることができます。マレーシア国税局に対して申請を提出することにより、適格資本的支出の60%の投資税額が控除されます。

再投資控除の対象として36カ月以上の操業が条件とされており、



II 投資環境

再投資の日から15年間にわたり認められています。

再投資控除の対象となった資産は再投資から5年以内は処分できません。

【加速減価償却】

再投資控除の対象期間経過後でも、奨励製品製造企業は、さらに税制度上の加速減価償却を受けることが可能です。マレーシア国税局に対して申請を行うことで、資本的支出について、申請初年度は40%の控除、それ以降は年次20%控除の3年以内償却が認められます。

同様に、設置している機器により、以下の適用が認められています。

【加速減価償却】

設置機器	償却期間
電力安定化機器	2年以内
セキュリティーシステム機器	1年以内
工業用ビルシステム機器	3年以内

【グループ控除】

マレーシアで設立されたすべての居住会社に対して、グループ控除が適用されます。同一グループ内の所得について、グループの他の企業で発生した当年度の未控除損失を、50%から70%まで相殺することが可能です。

本グループ控除を受けるためには以下の基準を満たす必要があります。

- ・ 受給企業と引渡企業が、それぞれ250万リンギット以上の普通株の払込資本金を保持していること

- ・ 受給企業と引渡企業が、同じ会計期間であること
- ・ グループによる受給企業と引渡企業の直接または間接的な株式保有が、70%を下回らないこと
- ・ 70%の株式保有は、前年度と当該年度を通じて継続的なものであること
- ・ 所有権や外国企業の買収による損失は、グループ控除の対象にならない

ただし、下記の優遇措置の適用を受けている企業は、グループ控除が適用されません。

- ・ パイオニア・ステータス
- ・ 投資税額控除
- ・ 再投資控除
- ・ 船積み利益に対する免除
- ・ 1967年所得税法の127条に基づく所得税免除
- ・ 投資優遇企業

■ 農業生産部門への主な投資優遇措置

農業に関連する企業とは、農業協同組合および農業関連協会、農業に従事する個人およびパートナーシップのことで、ここでも、奨励品目を生産する企業に限り、優遇措置を受けることが可能です。

農業生産部門における奨励業種の、うち主要な4産業は以下のとおりです。

[農業生産業]

農業生産業については、「促進事業」および「促進製品」とされた事業および製品リスト (List of Promoted Activities & Products,



II 投資環境

Appendix I) で示されている品目を生産する企業が、優遇措置の対象となります。この中で農業生産に関連する品目は、農業生産物（草木の栽培）や、農業生産加工物（養殖飼料、野菜、チョコレート菓子、畜産物、水産加工物、薬品や化粧品、サプリメントの生成に必要な草花の栽培など）が示されています。

農業生産業に関しても、製造業と同様に優遇措置を受けることができます。

【農業生産業の優遇措置】

優遇の種類	優遇措置の内容	申請先
パイオニア・ステータス	生産日 ^{※1} から 5 年間の法定所得の 70% について法人税免除	MIDA
投資税額免除	5 年間発生した適格資本的支出 ^{※2} の 60% に対する投資税額控除	MIDA

※1 生産日については、「農産物を初めて販売した日」と定義されている

※2 適格資本的支出とは、養殖用の原原種、家畜の原原種、土地の開墾および整地にかかる費用と定義されている

出所：MIDA

【食品生産業】

食品生産業とは、上記の農業生産業で生産されたものを加工する産業のことです。食品関連業に2段階で優遇措置を設けることで、原材料の輸入に依存する比率を抑える意図があります。

食品生産業では、加工生産に従事する子会社と投資する親会社がある場合には、双方に優遇措置が設けられています。当該優遇措置を受けるには、以下の条件を満たす必要があります。

- ・ 親会社は投資比率が70%以上であること
- ・ 財務省に認可された生産活動（ケナフ、野菜、果物、ハーブ、スパイスの栽培、水産養殖、牛やヤギや羊の飼育、深海漁業）であること

- ・ 優遇措置認可の日から1年以内に生産事業を開始すること

【食品生産業の優遇措置】

優遇の種類	優遇措置の内容	申請先
パイオニア・ステータス (子会社)	(新規) 10年間の法定所得の100%について法人税免除	農業農工省
投資税額免除 (親会社)	10年間該当子会社に対する投資相当額の税額控除	農業農工省

出所：MIDA

【ハラール食品製造業】

ハラール食品製造については、国際的に適合した品質のハラール食品を製造するため、ハラール食品の輸出商品を生産する企業に対し、近代的な設備を使用できるよう、優遇措置を設けています。マレーシア・イスラム開発局（JAKIM：Jabatan Kemajuan Islam Malaysia）によるハラール認証を取得している企業は、MIDAに申請し、5年間発生した適格資本的支出の100%に対して投資税額控除を受けることが可能です。

また、以下の事業に該当すれば、別途優遇措置を受けることが可能です。

- ・ 特殊加工食品
- ・ 製菓、化粧品、パーソナルケア製品
- ・ 家畜食品、食肉製品
- ・ ハラール原料
- ・ 運輸業
- ・ 倉庫業
- ・ 輸送業



II 投資環境

【ハラル食品製造業の優遇措置】

優遇の種類	対象となる事業	優遇措置の内容	申請先
パイオニア・ステータス	ハラル工業団地運営者	10年間の法定所得の100%について法人税免除	MIDA
	ハラル産業従事者	5年間の輸出売上に対する法人税の免除	
	ハラル・ロジスティック・オペレータ	5年間の法定所得の100%について法人税免除	
投資税額控除	ハラル工業団地運営者	5年間発生した適格資本的支出の100%投資税額控除	MIDA
	ハラル産業従事者	5年間発生した適格資本的支出の100%投資税額控除	
	ハラル・ロジスティック・オペレータ	5年間発生した適格資本的支出の100%投資税額控除	

出所：MIDA

【食品用コールドチェーン設備やサービスを提供する産業】

食品用のコールドチェーン設備とは生鮮食品用の冷凍倉庫や冷凍車両設備を言い、これに関連するサービスを提供している企業に対して優遇措置を設けています。

優遇措置の内容は下表のとおりです。

【食品用コールドチェーン設備やサービスを提供する産業の優遇措置】

優遇の種類	優遇措置の内容	申請先
パイオニア・ステータス	生産日から5年間の法定所得の70%について法人税免除	MIDA
投資税額免除	5年間発生した適格資本的支出の60%に対する投資税額控除	MIDA

出所：MIDA

なお、パイオニア・ステータスについては、未利用の資本控除枠と

累積損失は繰越が可能であり、投資税額控除については未利用の控除枠を全額利用するまで翌年以降に繰越が可能です。

■ 追加的優遇措置（農業）

農業生産部門については、以下のような追加的優遇措置が設けられています。

【再投資控除】

創業から36カ月以上経過し、主な食料（米、とうもろこし、野菜、根菜類、家畜、水産物）を生産している会社であれば、再投資を実施した初年度から15年間にわたり、適格資本的支出60%の再投資控除が受けられます。この控除により、法定所得の70%が相殺可能となります。

【適格資本的支出に対する投資税額控除の対象】

農業生産部門における適格資本的支出に対する投資税額控除の対象は、以下のとおりです。

- ・ 土地の開墾と整地
- ・ 作物の植付け
- ・ 養殖用の原原種
- ・ 家畜の原原種
- ・ 作物の栽培、牧畜、養殖、内陸漁業、深海漁業、その他農業・牧畜業のためにマレーシアで使用されるプラントや機械設備の導入
- ・ 橋架を含む建設、土地、建物、構築物の購入や構造的改良（作物栽培、動物飼育、養殖、内陸漁業、その他の農牧畜業事業の目的で使用される土地の一部に限る）



II 投資環境

また、再投資控除の対象期間の15年以降は、加速減価償却を行うことが認められており、税制上の申告初年度の20%年次控除、40%の資本的支出控除が可能です。

【財務省認可農業事業】

さらに、財務省に認められた認可農業事業を営む会社であれば、資本的支出に対して100%の控除を受けることができます。対象となる事業は以下のとおりで、資本的支出は再投資控除の対象と同様です。

- ・ 野菜・果物（パパイヤ、バナナ、パッション・フルーツ、スターフルーツ、グアバ、マンゴスチン）の耕作
- ・ イモ類・根菜類の耕作
- ・ ハーブ・スパイスの耕作
- ・ 飼料用穀物・水耕作物の耕作
- ・ 観賞魚の養殖
- ・ 魚と海老の養殖（池養殖、水槽養殖、海洋ケージ養殖、沖合海洋ケージ養殖）
- ・ トリガイ・カキ・ムール貝・海苔の養殖
- ・ 小海老・海老・魚の孵化場
- ・ 森林植林事業の特定の品種

【資源利用型産業、食品加工業への再投資】

農業生産部門に関連する、資源利用型産業、食品加工業および食品用のコールドチェーン設備産業に対して再投資する場合は優遇措置の対象となります。再投資が奨励されている業種は「促進事業」および「促進製品」とされた事業および製品リスト（List of Promoted Activities & Products, Appendix I）に示されています。資源利用型

産業とは、パーム油やゴムなどを利用した産業で、マレーシア資本が50%を超える企業に対して優遇措置が設けられています。

同様に、食品加工業においては、マレーシア資本が60%以上の企業を対象としています。また、食品用のコールドチェーン設備産業に関しては、新規投資の場合にも優遇措置がありますが、腐敗しやすい農産物向けの関連サービスに限定されます。

【食品用のコールドチェーン設備産業の優遇措置】

優遇の種類	奨励業種	優遇措置の内容	申請先
パイオニア・ステータス	資源利用型産業への再投資	5年間の法定所得の70%について法人税免除	MIDA
	食品加工業への再投資	5年間の法定所得の70%について法人税免除	
	食品用コールドチェーン設備産業	(新規)5年間の法定所得の70%について法人税免除 (再投資)5年間の法定所得の70%について法人税免除	
投資税額控除	資源利用型産業への再投資	5年間発生した適格資本的支出の60%に対する投資税額控除	MIDA
	食品加工業への再投資	5年間発生した適格資本的支出の60%に対する投資税額控除	
	食品用コールドチェーン設備産業	(新規)5年間発生した適格資本的支出の60%に対する投資税額控除 (再投資)5年間発生した適格資本的支出の60%に対する投資税額控除	

出所：MIDA

■ サービス業部門への主な投資優遇措置

サービス業に対しても、各種投資優遇措置が設けられています。MIDAで優遇措置を配備している主要な業種は、次の①～④です。

〔観光業〕… ①

観光業にはエコ・ツーリズムやアグロ・ツーリズムなどが含まれ、



II 投資環境

奨励業種には、ホテル業、ホリデーキャンプ場の建設、屋内外のテーマパーク、レクリエーション事業、コンベンションセンターの建設および運用（3,000名の参加者を収容できるもの）が含まれています。

【観光業の優遇措置】

優遇の種類	マレー半島	サバ州・サラワク州	申請先
パイオニア・ステータス	法定所得の70%が5年間免除	法定所得の100%が5年間免除	MIDA
投資税額控除	5年間の適格資本的支出の60%を控除額として、各賦課年度の法定所得の70%を上限として相殺	5年間の適格資本的支出の100%を控除額として、各賦課年度の法定所得の100%を上限として相殺	MIDA

出所：MIDA

それぞれ申請書はビジネスを開始する前にMIDAに申請する必要がありますが、新規設備投資を行う4つ星、5つ星ホテルは2018年予算案において、さまざまな優遇措置の適用対象期間が2020年12月31日まで延長されることが提案されました。

【環境マネジメント】…②

MIDAでは、環境マネジメント事業として、次の4つの業種に対して奨励し優遇措置を設けています。

- ・ 森林プランテーション事業（戦略的プロジェクトとしての位置づけ）
- ・ 危険廃棄物の貯蔵・処理・処分事業（関連施設の設立を促進するため）
- ・ エネルギー保存サービス産業（環境保護の促進に繋がるため）
- ・ 廃棄物リサイクル事業（環境保護の促進に繋がるため。農業廃棄物や農業副産物、化学物質のリサイクル、再生木材製造が含まれ

る)

主な優遇措置は以下のとおりです。

【環境マネジメント事業の優遇措置】

優遇の種類	奨励業種	優遇措置の内容	申請先
パイオニア・ステータス	森林プランテーション事業	10年間の法定所得の100%について法人税免除	MIDA
	危険廃棄物の貯蔵・処理・処分	5年間の法定所得の70%について法人税免除	
	エネルギー保存サービス産業	10年間の法定所得の100%について法人税免除	
	廃棄物リサイクル事業	5年間の法定所得の70%について法人税免除	
投資税額控除	森林プランテーション事業	5年間発生した適格資本的支出の100%投資税額控除	MIDA
	危険廃棄物の貯蔵・処理・処分	5年間発生した適格資本的支出の60%投資税額控除	
	エネルギー保存サービス産業	5年間発生した適格資本的支出の100%投資税額控除	
	廃棄物リサイクル事業	5年間発生した適格資本的支出の60%投資税額控除	

出所：MIDA

なお、エネルギー保存サービス産業では、自社内でエネルギー保存事業を実施している会社に対しても優遇措置を与えています。

【研究開発】…③

研究開発とは、科学技術分野における体系的な調査で、成果として、材料・装置・製品・生産物・加工品の生産や改善を目的とする活動を指します。

主な優遇措置は以下のとおりです。



II 投資環境

【研究開発の優遇措置】

優遇の種類	奨励業種	優遇措置の内容	申請先
パイオニア・ステータス	研究開発業（請負）	5年間の法定所得の100%について法人税免除	MIDA
	公的研究機関の商業化した事業	（商業化した事業に従事する子会社） 10年間の法定所得の100%について法人税免除	
	医療機器試験施設の新設	5年間の法定所得の100%について法人税免除	
投資税額控除	研究開発業（請負）	10年間発生した適格資本的支出の100%投資税額控除	MIDA
	研究開発業	10年間発生した適格資本的支出の100%投資税額控除	
	公的研究機関の商業化した事業	（投資した企業）子会社投資相当額の投資税額控除	
	医療機器試験施設の新設	5年間発生した適格資本的支出の60%投資税額控除	

出所：MIDA

優遇措置を受けるためには、以下の条件を満たす必要があります。

- ・ 実施される研究が経済的に国益をもたらすものであること
- ・ 収益の70%以上がこの研究活動によってもたらされるものであること
- ・ 製造業関連である場合には、全従業員の50%以上が技術職として適切な資格を保有していること
- ・ 農業関連である場合には、全従業員の5%以上が技術職として適切な資格を保有していること

ただし、以下の活動は含まれません。

- ・ 製品の品質管理、材料、装置、製品、生産物の定期的に行なう検査

- ・ 人文科学や社会科学系の調査
- ・ 定期的な資料収集
- ・ 効率性の調査および経営研究
- ・ マーケティング調査および販促活動

研究開発については、財務省から認可を受けた事業について、研究開発に要した収益的支出を二重控除することが可能です。

この対象となるのは、以下の費用です。

- ・ 承認研究機関に対する支払
- ・ 請負研究開発会社から提供されたサービスに対する支払
- ・ マレーシア人のトレーニング費用

また、価値創造を集中的に行う研究を請け負った研究者は、5年間の研究結果による商業的収入の50%に当たる税額控除を受けることができます。

【研修】 … ④

人材開発機関で、優遇措置を受けられる対象の科目は以下のとおりです。

バイオテクノロジー	医療と保健に関するバイオテクノロジー
	植物バイオテクノロジー
	食品バイオテクノロジー
	工業および環境バイオテクノロジー
	製薬バイオテクノロジー
	バイオインフォマティクス・バイオテクノロジー



II 投資環境

医療と保健の科学	老年学の医療科学
	臨床研究の医療科学
	メディカルバイオサイエンス
	生化学遺伝学
	環境衛生
	地域医療
分子生物学	免疫学
	免疫遺伝学
	免疫生物学
材料科学と技術	
食品科学と技術	

■ 会社の機能に着目した優遇措置

【労働集約型産業のオートメーション化促進に対する資本控除】

労働集約率の高い産業（特に天然ゴム製品、プラスチック、木材、家具、繊維などの産業）に対して、早期のオートメーション化促進が奨励されています。これらの産業に対しては2015年から2017年の間に生じた、オートメーション化促進のための支出中、初めの400万リングについて200%の税額控除を受けることができます。2018年度予算案により適用対象期間が3年延長されました。

【地域統括本部の設立に対する優遇措置】

地域統括本部（PH：Principal Hub）とは、2015年5月1日から、マレーシアで新しく始められた地域統括会社のスキームのひとつです。以前から、マレーシアでは、国際調達センター（IPC：International Procurement Centre）、地域流通センター（RDC：Regional Distribution Centre）、地域統括会社（OHQ：Operational Headquarters）、財務管理センター（TMC：Treasury Management Centre）のスキームがありましたが、本スキームは、別々であった

国際調達センター、地域統括会社の両方の機能を兼ね備える新しいスキームであり、流通統括機能を有する会社、地域統括会社のスキームは廃止が決まりました。TMCに関しては、まだ継続されています。そのため、現在は、このPHの申請しか受け付けていません。政府が明確な指針を出していないので、はっきりとしたことは言えませんが、上記のスキームを現時点で有している会社については、更新する段階でインセンティブがなくなり、PHへの切り替えを行うか、インセンティブはないがその名称を使い続けるかの選択ができるようになるのではないかと、考えられます。

このPHは、シンガポールやタイに対抗するため、かなり税率を下げています。その分、今までの統括会社よりも申請条件がかなり厳格化していますが、このPHの設置を促すことにより、マレーシアのビジネスセンターとしての地位が確立されることが期待されています。

【地域統括本部のインセンティブと要件】

カテゴリ	インセンティブ (5年間) [※]	要件					
		年間事業費支出 (リンギット)	月給 5,000リンギット 以上	月給2万 5,000リンギット 以上	適格 サービス 数	国外関連 企業およびグルー プ企業数	製品販売 会社のみ
Tier3	税率 10%	300万	15人	3人	3以上	3	最低年間 売上3億 リンギット が必要
Tier2	税率5%	500万	30人	4人		4	
Tier1	税率0%	1,000万	50人	5人		5	

※インセンティブの延長については、申請時よりも20%人員（月給5,000リンギット以上）が増加していること、年間事業費が30%増加を要件に、5年間の延長が認められている

最低払込資本金として250万リンギットが必要です。月給5,000リンギット以上が、技術あるいは専門性のあるスキル等を有する高度知的専門職の要件とされており、月給2万5,000リンギット以上が経



II 投資環境

営や戦略立案などを担う経営職の人材の要件となっています。また、ステータス取得3年経過後には、月給5,000リンギット以上の人材の半分をマレー人とすることが要件とされていますが、今後の実務上の扱いについては、今のところ不透明です。外資規制もPHが認可された会社は適用外とされていますが、これも実務面でどうなるのか、現状不透明です。

なお、この軽減税率については、マレーシア国内から上がる所得が全体の30%を上回ると適用対象外となるため、注意が必要です。

地域統括会社 (OHQ)	財務管理センター (TMC)	国際調達センター (IPC)	地域流通センター (RDC)
事業所得（収入、利息、ロイヤルティ）10年間免除	5年間法定所得の70% 免税	①10年間法定所得免税 ②配当金の非課税	①10年間法定所得免税 ②配当金の非課税

出所：MIDA（2012年度時点での制度利用状況）

【財務管理センターの設立に対する優遇措置】

地域の金融管理を行う企業である財務管理センター（TMC）に対する優遇措置があり、下記が可能になります。

- ・ 非居住者からの外貨の借入
- ・ 居住・非居住を問わず、関連会社への外貨の貸付
- ・ マレーシアの銀行口座において、グループ企業の外貨資金を統合管理すること
- ・ マレーシアにある関連会社への、またはマレーシアにある関連会社からの、外貨での支払もしくは受取
- ・ グループ企業の事業運営に関わって海外から得た物品・サービスの対価を、マレーシア居住のサプライヤーに対し外貨で支払うこ

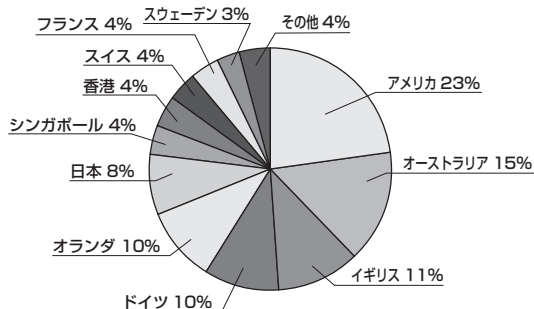
と

- ・ グループ会社の代理として、国内銀行と先物予約を行うこと
- ・ 非居住者である自社または関連会社からの輸出代金の受取を相殺すること

優遇内容としては、役務料・経営指導料、受取利息、保証料等の適格所得（金融サービス）について70%免税（5年）され、利息源泉税や印紙税も免除となります。勤務する駐在員の個人所得税は、マレーシア滞在日数分のみ課税となります。

設立の要件としては、払込資本金50万リンギット以上、国内年間経費150万リンギット以上（支払利息、減価償却費除く）、国外3社以上の関連会社に金融サービスを提供、専門スタッフ3名以上雇用となっています。

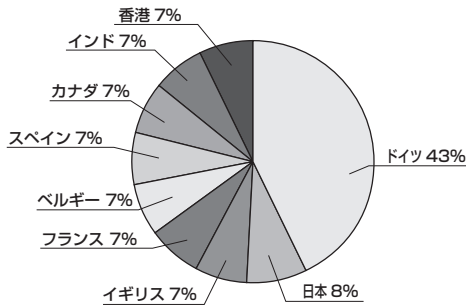
【OHQ設置国別シェア率】



出所：MIDA



【RDC設置国別シェア率】



出所：MIDA

■ 地域に着目した投資優遇措置

【マルチメディア・スーパー・コリドーに対する投資優遇措置】

マルチメディア・スーパー・コリドー（MSC：Multimedia Super Corridor）は、アジアにおけるIT開発の拠点となるべくマルチメディア製品やサービスを創出、販売および利用する場をマレーシア政府が提供するもので、クアラルンプールから南方へ広がる東西15km・南北50kmの地域を言います。

MSCステータスは、MSCにおいて情報通信技術事業に従事する企業に対して、マレーシア・デジタルエコノミー公社（MDEC：Malaysia Digital Economy Corporation Sdn. Bnd.）を通じてマレーシア政府から与えられるステータスであり、このMSCステータスを取得すると、下記のような優遇措置の対象となります。

【MSCの優遇措置】

優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10年間、法定所得の100%が免税となるパイオニア・ステータス、または5年間に発生した適格資本支出の100%に相当する投資税額控除(ITA) (各賦課年度の法定所得の100%を相殺可能) ・ 研究開発助成金の受給資格 (マレーシア資本が過半数となっているMSCステータス企業が対象) <ul style="list-style-type: none"> - マルチメディア機器の免税輸入 - 知的所有権の保護と、サイバー法の包括的な取り組み - インターネットにおける検閲がない - 世界水準の物流・ITインフラストラクチャーの提供 - 機器、装置および原料に対する輸入税、物品税、販売税の免除 等
資本要件	・ なし (外資100%でも可能)
申請先	マレーシア・デジタルエコノミー公社 (MDEC)

出所：MIDA

2018年7月より、OECDの税源浸食と利益移転 (BEPS) の包括的取組に参加したことをきっかけにMSCステータスの認可要件の見直しを検討するとともに、申請、審査、承認を停止していましたが、2019年4月より再開しました。

今回の見直しによる大きな変更点は以下2点です。

奨励事業の変更

今回の変更に伴い、ビッグデータ分析、人工知能 (AI)、フィンテック、IoT (モノのインターネット) など16の事業が特定され、また、販売業 (Trading)、製造業 (Manufacturing)、電気通信サービスの提供 (Provision of telecommunication services) が対象外であることが明記されました。

MSCステータスの段階的付与

新しいMSCステータスは、ティア1～3の3つに分かれており、



II 投資環境

ティア1および2は最長10年間法人税が免除、ティア3は5年間法人税が70%減税されます。

取得条件には2段階あり、1段階目は承認を受けてから24カ月以内、2段階目は承認を受けてから3年目以降、減免期間終了までにそれぞれの諸基準を満たすことが求められます。

[イスカンダル・マレーシアおよび大型長期開発計画]

マレーシア政府は、地域格差是正等を目的として、以下の地域で大型長期開発計画（コリドー計画）を進めています。

- ・ イスカンダル・マレーシア
- ・ 北部回廊経済地域
- ・ 東海岸経済地域
- ・ サバ開発回廊
- ・ サラワク再生可能エネルギー回廊

インセンティブとしては、認定事業に対しての法人税を一定期間免税する等がありますが、地域ごとに詳細は異なります。

[低開発地域に関する優遇措置]

低開発地域については、具体的な指定がなく投資促進機関との間で検討することになります。

適格とみなされると、事業の拡大または新規事業を行なう際に、10年間の法人税、100%免除や、設備投資に係る所得税の免除および印紙税の免除などを受けることが可能です。

[工業地域に関する優遇措置]

工業地域に関する優遇措置は、工業地域のインフラを拡充し、維持

管理を徹底させ、工業地域およびその付近の地域の成長と発展を促進することを目的にしています。

適格とみなされた場合、事業開始から5年間、法人税の100%免除を受けることが可能です。



II 投資環境

Q&A ①

Q

外国資本の出資が一番厳しい業種、一番緩い業種をそれぞれ教えてください。

A

一番規制が厳しい業種は物流業とされています。物流業の中でも業種によって規制内容が異なるので、詳しくは本書の禁止業種（P.30～31）を参照してください。

規制が緩い業種は製造業とされています。最低資本金の条件も課されていません。

Q&A ②

Q

外貨に関する規制は何かありますか？

A

マレーシアで国内取引を行う場合は、すべてリングギットでの取引となります。

マレーシア国外に輸出する場合は、輸出で得た外貨の25%まで保有可能です。25%を超えた保有はマレーシア中央銀行の許可が必要です。

Q&A ③

Q

外国人駐在員の雇用制限はありますか？

A

外資企業が派遣できる駐在員の人数、期間などには制限があります。

Q&A ④

Q

マレーシアにおける投資インセンティブには、どのようなものがありますか？

A

投資優遇措置の柱としては、主に以下の二つが挙げられます。

- ・パイオニア・ステータス
- ・投資税額控除

なお、パイオニア・ステータスと投資税額控除のどちらの優遇措置を受けるかは、製造ライセンス認可申請書の冒頭で選択することができます。



II 投資環境

Q&A ⑤

Q

製造業での進出を考えていますが、マレーシアで投資が奨励されている業種があれば教えてください。

A

製造業部門における奨励業種は、以下のように区分されています。

- ・ハイテク産業
- ・戦略的プロジェクト
- ・中小企業（製造業）
- ・特定の機械機器製造産業
- ・高付加価値の自動車部品製造産業・ハイブリッド車製造産業
- ・パーム油バイオマスを活用して製造を行なう産業
- ・造船・船舶修理業を行う産業

Q&A ⑥

Q

食品関連の事業をマレーシアで行いたいと考えていますが、投資面で優遇を受けられる場合の内容を教えてください。

A

加工食品などをマレーシアで生産する場合は、農業生産部門に属し、奨励業種である主要4産業は以下のとおりです。

- ・農業生産業
- ・食品生産業
- ・ハラール食品製造業
- ・食品用コールドチェーン設備やサービスを提供する産業

Q&A ⑦

Q

IT 企業でマレーシアに進出を考えていますが、優遇措置が受けられるケースがあれば教えてください。

A

マルチメディア・スーパー・コリドーと呼ばれる地域では、情報通信技術事業に従事する企業に対して、マレーシア・デジタルエコノミー公社を通じてマレーシア政府から MSC ステータスを与えられます。

このステータスを取得することにより、受けられる優遇措置の詳細は P.66 を参照してください。



II 投資環境

[参考資料・ウェブサイト]

- ・ 国際協力銀行 「外資規制業種」
https://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/page/2015/08/40703/inv_Malaysia10.pdf
- ・ Malaysian Investment Development Authority (MIDA : マレーシア投資開発庁) <http://www.mida.gov.my/home/>
- ・ Expatriate Services Division, Immigration Department of Malaysia (ESD : 入国管理局) ‘ESD Online Guidebook’
<http://esd.imi.gov.my/portal/pdf/esdguidebook.pdf>

[特典動画]

マレーシア進出セミナーの動画をご覧いただく際は、下記の QR コードもしくは URL からアクセスしてください。



<https://youtu.be/Qmt-89fdxC8>



設立



事業拠点の特徴

■ 進出の形態

マレーシアに事業拠点を設立する場合には、マレーシア会社法に基づき、主に現地法人、支店、駐在員事務所の進出形態から目的に合わせて選択し、各種申請手続を行う必要があります。

取得するライセンスは事業によって異なります。進出を検討する際にはビジネススキームを確認し、各進出形態の特徴を比較することで、進出形態、投資額、出資比率等を決定することになります。

【主な進出形態】

設立形態	税務上の区分	特徴
現地法人 (Company)	内国法人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外資 100% で出資可能 ・ 活動によっては投資インセンティブがある ・ 業種により最低資本金が設定されている
支店 (Branch Office of Foreign Company)	居住外国法人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記が必要 ・ 営業活動可能 ・ 卸売業、小売業などは不可
駐在員事務所 ・ 地域事務所 (Representative Office / Regional Office of Foreign Company)	非居住外国法人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記不要、マレーシア投資開発庁への申請が必要 ・ 営業活動不可 ・ 情報収集、市場調査、連絡業務等が可能 ・ 設置有効期限は通常 2 年

■ 現地法人の形態

マレーシア会社法 (Companies Act 2016) が定める現地法人の形態は以下のとおり株式有限責任会社、保証有限責任会社、無限責任

会社の3つです（10条）。

【現地法人の形態】

会社形態	特徴
株式有限責任会社 (Company Limited by Shares)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式を引受けた金額まで株主が債務返済に責任を負う ・ 外国企業としては最も一般的な進出形態
保証有限責任会社 (Company Limited by Guarantee)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 慈善事業等、非営利事業を行う際に利用される ・ 株主は通常出資しない ・ 引受けた金額により株主が債務の返済に責任を負う
無限責任会社 (Unlimited Company)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株主がすべての債務の返済に責任を負う

このうち、もっとも一般的なのは株式有限責任会社であり、一般に「株式会社」と言えばこの形態の現地法人を指します。

さらに、株式の取扱により、法人は以下のように区分されます。

【株式の取扱による法人の区分】

法人区分	特徴
非公開会社 (Private Company)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式の譲渡が制限される ・ 株主の数は 50 人以下 ・ 居住取締役の数は 1 名以上 ・ 株式、社債、その他金銭預託の公募は不可
公開会社 (Public Company)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記非公開会社以外の会社 ・ 居住取締役の数は 2 名以上
上場会社 (Listed Company)	<ul style="list-style-type: none"> ・ マレーシア証券取引所（ブルサ・マレーシア：Bursa Malaysia）に上場している公開会社

なお、上記現地法人の形態のひとつである保証有限責任会社については、公開会社としての設立のみ認められています（会社法11条）。



Ⅲ 設立

公開会社は同時に上場会社である場合が多く見られますが、非上場の公開会社（Unlisted Public Company）もあります。

いずれの形態も株主が1名以上であり、非公開会社の場合はマレーシアに居住する取締役が1名以上、公開会社の場合は2名以上必要です（196条）。

〔法人設立の要件〕

それぞれの形態の現地法人設立に必要な要件は、以下のとおりです。

株式有限責任会社

出資者の責任が引受株式の金額までと定められ、外国企業にとっては最も一般的な進出形態です。

公開会社には社名の末尾に“Berhad”またはその略称Bhd.という語がつけられ、非公開会社の末尾には“Sendirian Berhad”またはその略称Sdn. Bhd.という語がつけられます（25条1項）。

なお、マレーシア語の“Berhad”“Sendirian Berhad”はそれぞれ、企業（Corporation）、民間企業（Privately Owned Corporation）を意味します。

定款（Constitution）については、作成が義務付けられていません。定款が作成されていても記載がない項目、作成されない場合はすべて会社法に従うと規定されています（31条）。

マレーシア国内に本店（Registered Office）を有している必要があり、設立時に賃貸契約を結んでいないような場合は、登録用住所貸しサービスを提供している会社秘書役業務提供会社（Corporate Secretarial Service Provider）などを利用します。

居住取締役が1名以上（公開会社なら2名以上）必要であるほか、会社秘書役（Corporate Secretary）が1名以上必要になります（235条）。

通常、会社秘書役には、マレーシア会社登記所（CCM：Companies Commission of Malaysia）にライセンス登録された、会社秘書役業務提供会社の秘書を利用します。

法人設立後、30日以内に指名を行い、通常は毎年一定の報酬を支払いながら、登記事項の管理、財務報告書の提出などのコンプライアンス業務を委託することになります。

当面マレーシアに人員を置けない場合、または取締役権限を親会社の人間に限定したい場合など、居住取締役を確保することが難しい場合には、マレーシアに183日以上居住する居住者に名義貸しサービスの提供を受け、名義取締役（Nominee Director）として登記することが考えられます。

この名義取締役は会社法にも明記された合法的な対応であり、マレーシアでは一般的な慣行と言えます（217条）。

保証有限責任会社

出資者の責任を、あらかじめ基本定款で定めた各出資者の出資限度額以内とし、その限度内で債務を返済しきれない場合には、不足額を支払保証することを定款に定めた会社を言います。

定款への記載が根拠となるため、他の形態と異なり定款の作成は義務とされています（38条）。

事業目的が以下のいずれかに該当する場合は、保証有限責任会社を設立する必要があります（45条1項）。



Ⅲ 設立

- ・ 娯楽
- ・ 商工会
- ・ 芸術振興会
- ・ 科学振興会
- ・ 宗教推進
- ・ 慈善活動
- ・ 年金基金
- ・ その他国や地域に資する活動

公開会社に当たるため、社名の末尾には通常Berhadまたはその略称であるBhd.がつけられますが、当局に申請して許可を得れば、この部分を社名から外すことも可能です（45条3項）。

事業所と1名以上の会社秘書役の設置が義務付けられるほか、公開会社に当たるため、居住取締役を2名以上置く必要があります。

無限責任会社

出資者の責任範囲に制限がなく、精算時にはその債務をすべて負担する必要のある会社です。

この形態の会社の社名の末尾にはSendirianまたはその略称であるSdn.がつけられます（25条1項）。

すべての責任を負うため、資本金が少なくても設立可能であるなどの特色がありましたが、現在は有限責任会社の条件と差がなくなっており、ほとんど採用されることのない形態です。

■ その他の進出形態

現地法人設立以外の進出方法としては、有限責任組合、支店、駐在員事務所・地域事務所の設立、企業買収・業務提携などの選択肢があります。それぞれの特徴・条件は以下のとおりです。

[有限責任組合]

2012年有限責任組合法 (Limited Liability Partnership Act 2012) により認められた、会社と組合の中間形態です。

会社定款によらず、契約により有限の責任で事業を開始できる点で、柔軟な組織設計が可能と考えられます。株式を発行して出資者を募る性質のものではないため小規模であることが多く、弁護士同士やIT事業者間などでグループを作る際に用いられます。

成立要件としては、2名以上の組合員 (Partner) がいることに加え、会社秘書役に相当する、コンプライアンス・オフィサー (Compliance Officer) を設ける必要があります。

コンプライアンス・オフィサーはマレーシアの市民権、または永住権保持者であり、かつ居住者であって初めて任命を受けることができます。

[外国企業の支店]

外国法人として登記を行い、支店を設置すれば、通常は営業活動が可能になります。

ただし、卸売、小売業については支店での進出が認められておらず、現地法人を設立する必要があります。

政府または政府関係機関との合同プロジェクトに参加する場合は、支店の設立が認められる可能性があります。近年、外国法人の支店の設置が緩和されつつありますが、支店を設置するメリットが少ないた



Ⅲ 設立

め、申請案件は少ないのが現状です。

支店の開設には、支店名の許可申請、本社の登記簿謄本および定款の提出等の手続が必要となります。

〔 駐在員事務所と地域事務所 〕

駐在員事務所と地域事務所は法人格を有しないため、その活動は市場調査、研究開発、無償のアフターサービスなど、非営利活動に限定されます。

また、マレーシア政府が駐在員事務所の設置を国に有益と考えられる業種に限定する意向であるため、駐在員事務所の設置が認められるケースは、マレーシアの奨励する製造業の進出準備、建設プロジェクトの業務連絡等で事務所が不可欠な場合に限られています。販売会社の駐在員事務所は、1998年以降、申請却下が続いています。

駐在員事務所の開設には、本社の会計報告書、申請会社の登記簿謄本、会社案内、所轄官庁の認可書等をマレーシア投資開発庁（MIDA：Malaysian Investment Development Authority）に提出して、認可を取得する必要があります。

駐在員事務所と地域事務所の税務上の違い

定義上役割の異なる駐在員事務所と地域事務所ですが、もっとも大きな違いは駐在員を置いた場合の個人所得税の扱いです。

駐在員事務所については、駐在員は原則管理者の立場に置かれ、通常の居住者として、基本的にはその収入全部に対して課税されます。

一方、地域事務所の駐在員は、その役割がマレーシア国内ではなく周辺各国での活動にあるため、個人所得税は当該駐在員がマレーシア国内に滞在していた日数で所得を案分した金額にのみ課税されます。

【企業買収と業務提携】

上場企業、非上場企業の株式を購入することで、既存企業への出資と運営が可能になります。

要件としては、資本市場・サービス法（CMSA：Capital Markets and Services Act 2007）、および買収・合併コード（Malaysian Code on Take-overs and Mergers 2016）に則っていることが挙げられますが、買収する企業のライセンスなどにより、詳細な要件は異なります。

たとえば、政策によってライセンスの新規発行が凍結されているような業種に参入したい場合に、すでに当該ライセンスを持っている現地法人を買収することが考えられます。

このようなケースでは、外資の出資割合に制限があることが多いので、管轄官庁への確認が必要です。

投資を行わなくても、業務提携によって、自社のサービスや商品をマレーシアで販売したり、製品製造だけをマレーシアで行うことにより事業を拡大することが可能です。その際の手続としては、業務提携先の法人との間で販売代理店契約や生産提携（OEM：Original Equipment Manufacturing）契約書を取交わすことになります。

自社の法的実体を持たないため、就労ビザなどを発行することができず、駐在員を派遣することができない点に注意が必要です。



事業拠点の設立

■ 現地法人の設立手続

外国企業が法人を設立する場合は、株式有限責任会社を選択するのが一般的です。

特に、国内取引・協同組合・消費者省（MDTCC：Ministry of Domestic Trade, Co-operatives & Consumerism）が公表した「マレーシア流通取引サービスへの外国資本参入に関するガイドライン（The Guideline on Foreign Participation in the Distributive Trade Services Malaysia）」は、「外国資本の流通取引業者は会社法に基づく現地法人でなければならない」と定めています。

現地法人の設立手続は、マレーシア会社登記所（CCM：Companies Commission of Malaysia、マレーシア語表記ではSSM：Suruhanjaya Syarikat Malaysia）のウェブサイトアクセスし、MyCoID（Malaysia Corporate Identity）と呼ばれる事業登録システムを使用し、オンライン上で行うことが義務付けられています。MyCoIDではスーパー・フォームと呼ばれる書式を用いて、社名の使用許可申請（ネームサーチ）、および社名使用許可後の設立登記書の提出を行います。

会社登記申請の前に確定しておくべき事項としては、以下の項目が挙げられます。

- ・ 会社秘書役の選定
- ・ 会社名
- ・ 発行株式・資本金額

- ・ 取締役 (Director)
- ・ 発起人 (Promoter)
- ・ 定款 (Constitution) の有無

本書P.115の情報入力フォームにある情報で申請が可能です。

【設立手続】

【設立フロー】



【会社秘書役の選定】… ①

マレーシアの会社は、必ず1名以上、会社秘書役を起用する必要があります。

国に登録された有資格者である必要があることから、一般的には会社秘書役業務提供会社に依頼します。会社秘書役は会社の登記、会社情報変更の届出などに加えて、年次報告書の届出など、各種手続を行います。以下の手続も、基本的に会社秘書役の指示に従って書類等準



Ⅲ 設立

備を行います。

【ネームサーチと保全申請】…②

会社設立に際し、まずはMyCoID上で希望する社名の候補を複数挙げて、社名の検索を行います。そこでマレーシアで使用しても問題ない社名かどうか、すでに使用している企業、社名が類似している会社がないかを調査します。手数料は50リンギットです。

マレーシア国内にすでに同一の社名を使っている会社がある場合は使用できず、また州や政府機関を連想させるようなもの、王国や国王等を連想させるもの、ハイフンやドットが入った社名は使用が認められません。会社名は50字未満である必要があります。

問題なければCCMからその旨が通知され、申請により30日間、申請した名前が保全されます。保全期間は一度につき50リンギット支払うことで30日ずつ、最大180日まで延長することができます。

【オンライン申請】…③

会社登記の申請はすべてMyCoID上で行いますが、下記の書類が必要です。

スーパー・フォーム

2016年会社法発効以前に存在していた各種フォームを統合、整理して編纂された申請用紙であり、以下の情報の記載が必要です。

- ・ 会社名
- ・ ビジネスの詳細（資本金額、事業目的など）
- ・ 公開・非公開会社の別
- ・ 本店の住所
- ・ 会社秘書役、取締役、発起人の情報（氏名、国籍、ID番号、現

住所)

- ・ マレーシア居住者情報（氏名、ID番号、現住所）

本店の住所については、通常は法人設立時にオフィス賃貸契約などの締結が困難なことから、会社秘書役業務提供会社の住所を借りて登録を行います。

また、すべての会社には1名以上、マレーシア居住者である取締役がいる必要があります。実際にはほとんどのケースで設立時にマレーシア居住者がいないため、会社設立業者などに名義貸しを依頼して登記を行うことが一般的です。

宣誓書

宣誓書（Notice of Declaration）は発起人、および取締役の全員が会社運営に資することを保証する書類です。

原則として、登記を行う会社秘書役の前で直筆の署名を行うものとされていますが、マレーシアまで来ることが困難な場合は、代わりに署名証人（Witness）となるマレーシア居住者、または国の機関としての公証人による署名の認証が必要です。

日本の公証人を利用する場合、ハーグ条約（正式名は「外国公文書の認証を不要とする条約」）締約国であればアポスティュー（Apostille）を利用できますが、マレーシアは非締約国であるため、公証人役場、日本国外務省、在日マレーシア大使館・領事館の認証過程を、すべて経る必要があります。

身分証明書

会社秘書役、取締役、発起人の全員に関して、身分証明書のコピーおよび住所証明書類の提出が必要です。

マレーシア国民であれば、国民登録証明カード（NRIC：National



Ⅲ 設立

Registration Identity Card) という身分証を、外国人であればパスポートの顔写真ページをスキャンした画像を提出します。

パスポートは顔写真ページに署名がされており、それ自体が国籍証明兼サイン証明書として認識されるため、日本の印鑑登録証明書と同様の、重要な意味を持ちます。したがって、パスポートのサインとマレーシアの会社関係書類や、銀行など各種機関の公式サインを一本化しておくこと、手続がスムーズになります。

住所証明書類には、通話料金や電気代といった各種支払明細書、免許証（表面）のコピー、クレジットカードの利用明細などが該当します。仮に取締役がマレーシア国外にいる場合であっても、上記資料は必要です。

申請料

株式会社有限責任会社の登記申請料は、1,000リンギットです。MyCoID上で支払を行いますが、会社秘書役業務提供会社に前払、または立替払を依頼して行うこともできます。

設立申請後、CCMから査問を受けることがありますが、質問に回答すれば設立が却下されることはほとんどありません。

【会社定款の作成】… ④

2016年会社法の施行前は、基本定款 (Memorandum of Association) と附属定款 (Articles of Association) の作成が義務付けられていましたが、現在、この2つを統合した定款の作成は任意とされています。

定款を作成する場合には、その旨を臨時株主総会の特別決議 (Special Resolution) で採択する必要があり、会社秘書役が作成し

た書類に署名して、原本を提出します。

CCMは定款作成のためのモデル定款を用意しており、会社の基本情報を入力すれば、基本的な体裁を備えた定款が作成されるようになっています。

モデル定款のURL：
http://www.ssm.com.my/Pages/Legal_Framework/PDF%20Tab%202/sample_clbg_constitution.pdf

定款の登録（Lodging Constitution）は会社秘書役の役目とされており、MyCoID上で30リンギットを支払って行います。

【社印の作成】… ⑤

社印（Common Seal）は、以前は設立時に作成が求められていましたが、2016年会社法により任意になりました。

ただし、実際には地域のライセンス取得申請時や、他国の政府機関、国際取引の契約書などで、署名と合わせて社印が求められることが多いため、作成が推奨されます。

マレーシア都市部では印章作成業者が多く、インターネットなどでデザインを指定し、会社名と会社登録番号を伝えればおおむね数時間で作成されます。

【登記通知受領】… ⑥

会社登記が完了すると、CCMから登記通知（Notification of Registration）が発行されます。

【登記完了後の手続】… ⑦

登記通知受領後、以下の対応が必要となります。



Ⅲ 設立

第一会社秘書役の選任

登記完了から30日以内に、会社秘書役を正式に選任する通知書 (Notification of Appointment) を発行し、選任の日から14日以内にCCMに登記を行います。

この場合の第一会社秘書役は必ず政府登録業者 (Professional User) から選ぶ必要があり、通常、会社秘書役自身が自ら作成した書類に署名することになります。

銀行口座開設

資本金の送金に先駆け、地場の銀行に口座を開設する必要があります。

商業銀行としては、CIMB銀行、Maybank、Public Bank、RHB銀行などマレーシアの銀行に加えて、バンコク銀行、Bank of America、中国銀行、Citibank、HSBC銀行などの外国銀行があり、会社用には小切手の振出が可能な法人口座 (Corporate Bank Account) を開設します。

どの銀行の口座を開設することもできますが、実際には会社を設立する地域に支店がある銀行で口座開設をすることが求められます。当該銀行の口座を保有している個人、または会社の紹介があつて初めて審査が通るといった側面があるため、設立希望地域や設立業者によって選択肢は限定されます。

資本金の払込

口座開設後、資本金を払込み、銀行が発行する着金証明をもって秘書役に依頼することで、資本金の登録手続きを取ります。

外国人資本100%の会社の場合、就労ビザ (EP: Employment Pass) の取得に最低でも50万リンギットの資本金が必要である状況

が続いているため、資本金の金額は確認が必要です。

事業用ライセンス取得

事業内容や就労ビザ取得の必要の有無に従って、各省庁からのライセンスを申請・取得します。

主な例としては、ビジネスライセンス (Business Premises License)、販売業者ライセンス (WRT : Wholesales Retail Trade License) などがあります。

自社の事業にどのライセンスが必要になるか、設立業者などに確認を行うことが肝要です。

各種登録

企業コンプライアンス遵守のため、税務、労務上の各種登録を行います。

代表的なものは以下のとおりです。

- ・ 売上税・サービス税 (SST : Sales and Services Tax) : 2018年9月より導入された消費税の一種
- ・ 法人所得税 (CIT : Corporate Income Tax)
- ・ 従業員積立基金 (EPF : Employees Provident Fund)
- ・ 従業員社会保障制度 (SOCISO : Social Security Organization / PERKESO : Pertubuhan Keselamatan Sosial)

その他コンプライアンス

法人登記後は、以下のような義務があります。

- ・ 本店所在地 (Registered Office) の変更 (実際にオフィス契約を締結した後)
- ・ 会計年度 (Financial Year End) の決定 (設立後18カ月以内に



Ⅲ 設立

会計報告書（Audit Report）が提出できるよう設定）

- ・ 外部監査人の選任、監査の実施（設立後18カ月以内、その後は会計年度末後6カ月以内）
- ・ CCMへ年次報告書を提出（毎年設立日から30日以内）

なお、2016年会社法により、定款にその定めがなければ、年次株主総会（Annual General Meeting）の開催は必要なくなりました。

上記の「年次報告書（Annual Return）」は会計報告書とは異なり、毎年、設立日から30日以内に提出することが義務付けられています。内容として、以下の事項が記載されていなければなりません。

- ・ 登記上の本店住所
- ・ 事業内容
- ・ 支店を含む実際に事業が行われている住所
- ・ 株主名簿が保管されている住所（登記上の本店住所に保管されていない場合）
- ・ 財務諸表が保管されている住所（登記上の本店住所に保管されていない場合）
- ・ 株式、社債の保有形態
- ・ 負債総額
- ・ 取締役、会社秘書役、監査人の概要
- ・ 株主の名簿
- ・ その他必要とされる事項

■ 支店の設立手続

2016年会社法で、「外国法人（Foreign Company）とは、マレーシア国外で設立された会社、またはそれに準ずる法人で、設立場所の

法律に従って起訴を起こし起こされる存在を言う」とされています（会社法2条）。

外国法人としてマレーシア国内で事業を行うには、CCMで外国会社の登記（Registration of Foreign Company）を行うこととなります。これが、一般に支店の設置と呼ばれる手続となります。

支店は名前が本店と同一である必要があり、かつ本店が行っている事業活動しか行うことができません。また、マレーシア国内で外国法人がそのマレーシア支店に対して提供した役務に対しては、対価の支払に際して源泉徴収税が課せられる点にも注意が必要です。

登記の書類や申請手順は、現地法人の設立方法と共通する部分が多くあります。

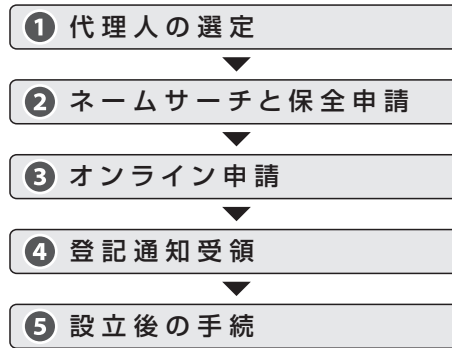
特徴的なのは、現地法人の場合の会社秘書役と同様、当該外国法人に代わって書類等のやり取りを行う、マレーシア居住者の代理人（Agent）を最低1名選任する必要がある点です。

選任された代理人は、会社法に規定されるすべての事項について報告の義務があり、裁判所において責任がないと判断された場合を除いて、当該外国法人の会社法違反に対してすべての責任を負います。

支店登記の手続は、以下のとおりです。



【設立フロー】



【代理人の選定】… ①

通常は法人設立業者から代理人を選定し、契約書を締結して依頼します。

代理人を変更する場合、CCMに届出を行わなければなりません。

【ネームサーチと保全申請】… ②

支店設立に際して、本店と同一名という前提においてMyCoID上でネームサーチを行う必要があります。これによりマレーシアで運営しても問題ない社名か、すでに使用している企業、社名が類似している会社がないかを調査します。手数料は50リンギットです。

マレーシア国内ですでに同一の社名を使っている会社があった場合は使用できず、また州や政府機関を連想させるようなものや王国や国王等を連想させるもの、ハイフンやドットが入った社名は使用が認められません。また、50字以上の会社名は申請できません。

問題なければCCMからその旨が通知され、申請により30日間申請した名前が保全 (Reservation) されます。

保全期間は一度につき50リンギット支払うことで30日ずつ、最

大180日まで延長することができます。

【オンライン申請】… ③

外国法人支店の登記申請は、MyCoID上で行います。申請には下記の書類が必要となります。

- ・ 外国法人の登記簿謄本（日本国外ならCertificate of Incorporationなど）
- ・ 外国法人の会社定款
- ・ 外国法人の株主および取締役名簿（株主が500人以上の場合は上位20名のリストと500人以上であることの証明書）
- ・ 発行済株式の内容および株式数
- ・ 代理人の氏名および住所
- ・ 代理人選任に関する宣誓書および選任書

以上の書類は、マレー語または英語で書かれたものしか受け付けられないため、日本語のものは英訳が必要です。



Ⅲ 設立

【文書翻訳について】

日系企業が支店を設立する際、ひとつネックとなるのが日本語で書かれた文書の翻訳です。

公式にマレーシア語または英語に翻訳された書類が必要となりますが、これには3つ方法があります。

ひとつは、マレーシア国内の登録翻訳業者に依頼して日本語を翻訳させることです。正式なやり方ですが、大変なコスト高になることが多いため、通常は使われません。

2つ目は、日本で翻訳したものの校閲（Proofreading）をマレーシアの登録翻訳業者に依頼することです。日本での英訳にコストがかかっている場合は、さらに費用がかかるということで、やはり敬遠されがちです。

3つ目の最も一般的な方法が、日本で翻訳した書類を日本の公証人役場に持参し、そこで英文を公証してもらう方法です。公証人に対する費用や、それがマレーシアで受理されるように外務省、マレーシア大使館で認証を受ける必要がありますが、日本語を英訳、校閲できる人材の絶対数からしても、国内で英訳して公証および認証を受けるのが無難と言えます。

代理人選任の宣誓書および選任書

通常は代理人自身が英文で作成し、外国法人の側が署名を行って提出します。

原則として証人が署名を認証する必要があるため、署名者がマレーシアに来ることが難しい場合、日本で公証人による認証を受けることになります。

登録料

外国法人の支店登記には、本店の資本金の金額に応じた登記料がかかります。

具体的には以下の表のとおりです。

株式資本を有しない会社に関しては、一律最高額7万リンギットの登記料がかかります。

【外国法人の支店登記料】

(単位：リンギット)

資本金額	登記料
0 ～ 1,000,000	5,000
1,000,001 ～ 10,000,000	20,000
10,000,001 ～ 50,000,000	40,000
50,000,001 ～ 100,000,000	60,000
100,000,001 ～	70,000

出所：GUIDELINES FOR REGISTRATION OF FOREIGN COMPANY

【登記通知受領】…④

③で解説した書類、金額をCCMに提出すれば、おおむね1～2日で登記通知 (Notice of Registration) が発行され、外国法人としての登記が完了し、支店設立が可能になります。

【設立後の手続】…⑤

外国法人登記後、以下の対応が必要となります。

登記住所の通知

登記完了から1カ月以内に事務所のオフィス契約を締結し、住所を登録します (566条2項)。

事業用ライセンス取得・各種登録

法人に準じ、事業内容に応じて、各省庁からライセンスを取得し、その他の企業コンプライアンス上の各種登録を行います。

銀行口座開設

支店には独自の資本金という概念はありませんが、政府機関への納税、リンギット建ての支払など、事業運営を考慮して、地場の銀行に



Ⅲ 設立

口座を開設する必要があります。

口座開設の条件等は法人の場合に準じ、当該銀行の口座を保有している個人または会社の紹介が必要です。

その他コンプライアンス

支店のコンプライアンスは現地法人と少し異なり、登記後は以下のような義務があります。

- ・ 監査の実施 … 会計監査および税務申告
- ・ CCMへの年次報告書の提出 … 本店財務諸表とともに、年次株主総会後2カ月以内に提出
- ・ 登記内容変更の届出 … 変更後14日以内に通知を行う。授権資本の引上げ・増資等は変更後30日以内に通知

支店の会計年度（Financial Year End）は本店と同一でなければならず、CCMに提出する財務諸表は、監査を受け、公式に英訳されたものである必要があります。

■ 駐在員事務所および地域事務所の設立手続

駐在員事務所および地域事務所の定義は、以下のとおりです。

駐在員事務所（Representative Office）

マレーシアにおける、サービス部門や製造部門に関する情報収集や、マレーシアの貿易促進に関する投資機会の情報を収集する目的で設立される事務所。

地域事務所（Regional Office）

東南アジアやアジア・太平洋地域において、特定の活動に関する責

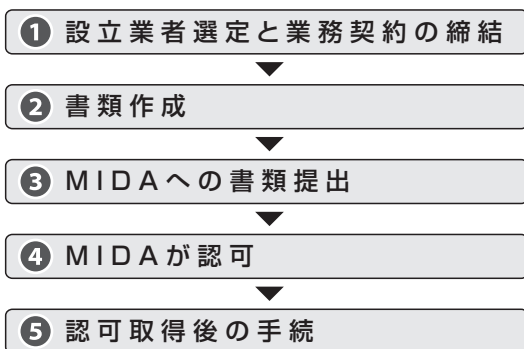
任を持ち、当該地域の代表事務所として運営されている事務所。

いずれの場合も、設立が許可される条件として、以下の2つが挙げられます。

- ・ 年間の費用支出が30万リンギット以上となること
- ・ 資金はすべてマレーシア国外から賄われること

駐在員事務所および地域事務所の設立手続は以下のとおりです。

【設立フロー】



【設立業者選定と業務契約の締結】… ①

駐在員事務所・地域事務所設立の手続は、通常設立業者に委託します。契約を締結した時点で必要情報の提供が行われ、業者を通して政府当局により設立の可否の判断がなされます。

【書類作成】… ②

申請に必要な書類は以下のとおりです。



Ⅲ 設立

- ・ 直近2年分の会計報告書（英文、日本語の場合は公式な英訳を添付）
- ・ 本社の登記簿謄本（英文、日本語の場合は公式な英訳を添付）
- ・ 会社案内、製品カタログなど（英文）
- ・ 他の所轄官庁からの認可書（銀行業など、必要な業種のみ）

駐在員を置く場合は、追加で下記書類も必要となります。

- ・ 卒業証書（英文、公証・認証が必要）
- ・ 履歴書（英文）
- ・ パスポートのコピー（公証・認証が必要）

通常は設立業者が必要書類の確認を行います。設立申請先であるMIDAもチェックリストを公開しており、漏れがなければ自ら申請することも可能です。

MIDA公開ガイドライン：

http://www.mida.gov.my/home/administrator/system_files/modules/photo/uploads/20181109094747_GD-RERO-05112018_2.pdf

MIDA公開チェックリスト：

<http://www.mida.gov.my/env3/uploads/Forms/Services/03072012/CL-RERO.pdf>

[MIDA への書類提出] … ③

駐在員事務所・地域事務所については、CCMへの登記は必要とされておらず、MIDAに対して申請を行います。

加えて、銀行業、および観光業はそれぞれ、マレーシア中央銀行 (Bank Negara Malaysia)、およびマレーシア観光、芸術、文化省 (Ministry of Tourism, Arts and Culture Malaysia) の認可を受ける必要があり、個別に連絡を行います。

【MIDA が認可】… ④

書類提出から認可取得までの所要期間は約2カ月であり、業種や活動内容によって幅が見られます。

業種によって異なりますが、通常2～3年間の事務所の活動認可がおります。

【認可取得後の手続】… ⑤

設立が完了した時点で、事務所のオフィス契約、駐在員の就労許可申請、銀行口座開設など必要な申請、許可取得に進みます。詳細は法人設立、支店設立時と同様です。

■ 駐在員事務所・地域事務所の更新手続

現地法人と異なり、駐在員事務所・地域事務所の設置期間は限られています。現時点（2019年8月時点）ではMIDA当局の定める駐在員事務所の設置可能期間は最高5年までとされており、2年、2年、1年という形で更新することができます。

認められた活動期間（一般に2～3年）が経過した時点で、駐在員事務所・地域事務所の延長の是非を検討します。

延長が可能な場合もありますが、必要性を立証できず延長を拒否されるケースも多くあります。

将来の工場建設の事前調査、その他マレーシアにとって有益と認められる活動を目的とした非営利活動に関しては、認可される傾向にあります。

駐在員事務所・地域事務所の延長認可の条件としては、以下が挙げられます。

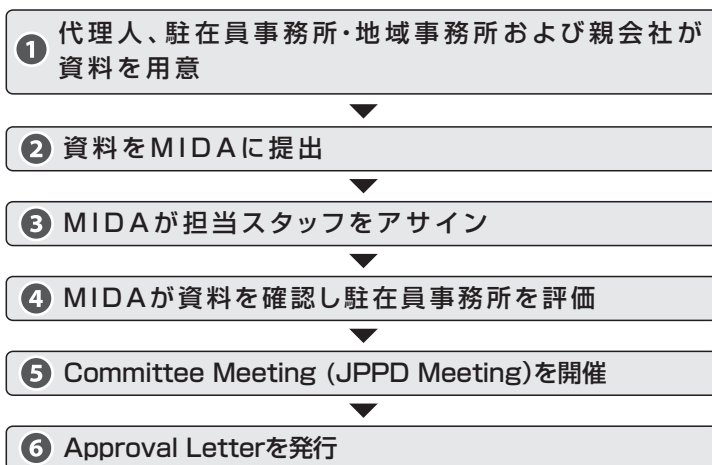


Ⅲ 設立

- ・ 活動内容は、マレーシアにおける投資や原材料・部品調達に関する情報収集、事業企画、研究開発、関係会社間のコーディネート、および本社への報告とし、直接商取引に結びつくような営業活動を行ってはならない
- ・ 認可期間の駐在員の就労には、マレーシア出入国管理局から正式に就労ビザ (Employment Pass) を得る必要がある
- ・ 独立した事務所を構え、設立後14日以内に事務所の住所をMIDAに通知する
- ・ 駐在員事務所・地域事務所であることを明示した看板の掲示をする
- ・ 毎年活動報告書をMIDAに提出する

更新のフローは以下のとおりです。

【更新フロー】



[代理人、駐在員事務所・地域事務所および親会社が資料を用意]

… ①

必要資料については、日本側で用意するものと、現地側で用意する資料があります。

日本側で用意する資料

- ・ 親会社の登記簿（英訳）… 全部履歴事項証明書と定款。公証・認証が必要
- ・ 親会社の過去2年分の会計報告書（英訳）… Balance Sheet, Income Statement, Cash flow Statementの3ページと「独立監査法人の会計報告書」
- ・ カンパニープロフィール（英訳）… 会社案内、事業紹介
- ・ 現地駐在員の卒業証明書（英訳）… 大学院、大学、もしくは専門学校といった最終学歴の卒業証明書。公証・認証が必要
- ・ 現地駐在員のパスポートのコピー … 表紙、裏表紙、空白のページを含む全ページをカラーでコピー。公証・認証が必要

現地側で用意する資料

- ・ 駐在員事務所・地域事務所更新の申請フォーム（3部）… フォームは以下のURLからダウンロードする
<http://www.mida.gov.my/env3/uploads/Forms/Services/02102012/RERO-2.doc>
- ・ 直近1年分の活動報告書 … 直近1年の間に、マレーシアでどのような活動を行ったかを記載した活動報告書
- ・ オフィスの賃貸契約書 … 現在、使用しているオフィスの賃貸契約書（マレーシア内国歳入庁でStamp Dutyを済ませる必要あり）
- ・ ローカルスタッフのEPFの支払証明書
- ・ 現地駐在員のレジュメ … 過去の学歴、職歴を記載したレジュメ



Ⅲ 設立

ここでの注意点は、申請フォーム6ページの“11. Expenditure”です。年間の費用支出が30万リングット以上であることに加えて、その証明として、日本側の親会社もしくは現地の監査法人といった第三者承認機関の認証印が必要です。通常は、現地側で認証印を取得します。

[MIDA が資料を確認し駐在員事務所を評価] … ④

評価される主な内容は以下のとおりです。

- ・ 駐在員の個人所得税支払の有無
- ・ 年間の支出額が30万リングット以上であるか否か

[Committee Meeting (正式名称は JPPD Meeting) を開催]

… ⑤

Committee Meeting は必ずしも定期的に行われることがないため、本来であれば1～1.5カ月で完了する手続も長引く可能性があります。したがって、3カ月以上前から資料準備を始め、3カ月前からは更新手続を開始できるよう、余裕を持って進める必要があります。

[Approval Letter を発行] … ⑥

Committee Meeting にて可決を得られた後、MIDA 当局長より押印がされた Approval Letter が発行されます。

この時点で、いわゆる“登記完了”の状態となりますので、マレーシア国内においての賃貸契約や雇用契約を、事務所名をもって行うことができます。

清算および撤退

■ 清算および撤退

マレーシアに会社設立により進出する際には、会社の清算あるいは撤退の手續にかかる時間的、経済的コストまで計算に入れておく必要があります。会社の清算には、ネガティブな印象がありますが、実際には海外に新たに法人を設立し進出したものの、潔く撤退するケースも多く見られます。撤退の理由は、人件費や家賃が高いため今後の収益が見込めない、人が雇えない、良いパートナーが見つからないなど、さまざまです。特定の国や人種、国籍にあてはまるものではありません。事業から撤退する際には休眠会社にすることも可能ですが、維持コストがかかるので、会社清算も合わせて検討することになります。この場合、会社清算にどのくらいの時間や費用がかかるかが、重要になってきます。

■ 会社清算の手續

会社法には、以下の4つの方法が記載されています。

裁判所による清算 (Winding Up by Court)

この方法は、債務者、債権者、所轄大臣などの「申立て (Petition)」により開始されます。会社法464条は裁判所が強制的に会社を閉鎖させる要件を規定しており、申立て原因が規定の要件のいずれかに該当する場合、裁判所は閉鎖命令を発します。

債権者が申立を行う場合の最低債権金額である1万リンギット以上の債務を、期限から3週間以内に弁済できない場合に、当該企業は支払不能 (Unable to Pay) の状態にあるとされ、申立が認められます。



Ⅲ 設立

従前、最低債権金額が500リングットであった際には、解散を意図する場合に、第三者に依頼して自社に対して負債の取立ての裁判を起こさせ、その裁判で抗弁せずに敗訴して支払不能とし、それを理由に破産手続を申請させ、会社を閉鎖させるという方法が広く用いられていました。現在はこの金額が1万リングット以上に引上げられていますが、ほかの清算手続と比較して簡易であり、費用が少なくかつ短時間で閉鎖が成立する方法だと言われています。

株主による任意清算 (Members' Voluntary Winding Up)

株主による任意清算は、債務者会社自身がその定款に定める特別決議により手続を開始します (445条)。ただし、すでに支払不能を理由として裁判所による閉鎖が指示されている場合には、株主による任意清算手続は開始できません。

手続は会社の特別決議のみにより開始され、裁判所への申立を要せず、裁判所の関与は限定されます。

会社法443条1項 (B) の規定により、会社が向こう12カ月以内に全債務を弁済できる状況下で会社が清算を行いたい場合、会社はその特別決議をもって株主による清算を宣言できます (Declaration of Solvency)。

株主総会で株主による清算の特別決議がなされ、清算人 (Liquidator) が指名されると、清算に関する取締役会の議事録、債務不履行届、財務報告、清算人指名通知、決議通知書、公的財産管理事務所への届出、会社登記官長への通知、国税局局長への通知などを、マレーシア関係当局に提出します。

清算人が提出作業をすべて終了し、最終的に清算が認められるまでには、清算の決定日から最低で2年を要します。費用は、会社の規模や清算人のレベルによって異なりますが、諸費用込みで20万～30万リングット程度となります。

債権者による任意清算 (Creditors' Voluntary Winding Up)

会社がすでに支払不能の状態にあるか、または将来そうなる可能性がある場合、つまり債権者に損害を与える可能性のある場合、債務者である会社自身が招集した債権者会議において、特別決議 (Resolution for Voluntary Winding Up) を採択することにより手続が開始される清算手続です (449条)。

株主総会で清算人が指名される点は株主による清算と同じですが、株主総会后、債権者集会が開かれ、債権者は株主総会と異なる清算人を指名することができます。この場合、債権者集会で指名された者が正式な清算人となります。

株主による任意清算との決定的な違いは、支弁能力宣言 (Declaration of Solvency) が行われないという点にあります。この方法で債務者である会社を清算させようとする債権者は、債権者が親会社または関連会社である場合を除いては、あまり想定できません。その場合でも親会社や関連会社が債権を放棄すれば、株主による清算が成立するため、この方法での清算はマレーシアでは行われていません。

登記抹消 (Strik Off)

登記抹消はマレーシア会社登記所 (CCM) の長たる会社登記官がその権限において、登記抹消に関する官報 (Gazette) で告知後、法定期間30日を経ても何人からも不服申し立て (Objection to Striking Off) がない場合に行うことができる手続です。

従前、この方法による会社清算はほとんど行われることがありませんでしたが、マレーシアでは実質的に休眠中の会社が多く、それらを整理するために、CCMがこの方法を用いて稼働していない会社の登記抹消を始めた経緯があります。

会社法549条には、会社登記官が自ら先手を打って登記抹消を行



Ⅲ 設立

うように記されていますが、現実的には、会社の株主または取締役が会社秘書役を通じて登記抹消申請をします。

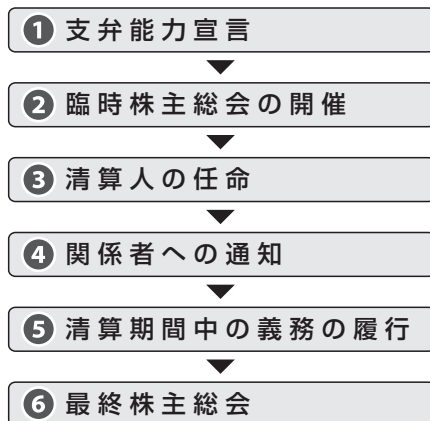
登記抹消の条件は、事業活動が停止していること、債権・債務が一切ないこと、係争案件がないこと、従業員がいないことなどです。

株主による任意清算と比べると、条件が整った会社なら、登記抹消のほうが時間的にも金銭的にも簡易です。費用は会社秘書役とCCMへの支払の合計で、5,000リンギット程度です。条件が整った状態で申請すれば半年以内に、会社はCCMの会社登記簿から抹消されます。

なお、日本の上場企業が子会社であるマレーシアの現地法人を、登記抹消によって清算した例は、ほとんどありません。なぜなら、日本の国税庁ならびに株主が、登記抹消による清算という説明を受け入れない可能性があるからです。

■ 株主による任意清算手続

【株主による任意清算手続のフロー】



〔支弁能力宣言〕… ①

支弁能力宣言（Declaration of Solvency）とは、取締役が会社のすべての事項を把握した上で、12カ月以内に返済が完了することを宣言し、書類を作成することです。

支払が12カ月以内で返済できるという明確な事由がない状態で宣言すると、虚偽の宣言をしたとして、5年以内の禁固ないしは500万リングット以下の罰金、あるいは両方が科せられます。

会社法443条で規定されているとおり、下記の内容を踏まえていないものは有効な宣言とみなされません。

- ・ 取締役会で作成されている
- ・ 任意清算決議から遡って、5週間以内に作成されている
- ・ 清算決議を行う株主総会招集通知日より前にCCMに提出されている
- ・ 会社の予想実現価値に基づく資産、会社の負債および清算に関する予想費用について、宣誓にできるだけ近い実行可能時点までのものが添付されている

〔臨時株主総会の開催〕… ②

臨時株主総会（EGM：Extraordinary General Meeting）は、上記宣言から、5週間以内に行わなければなりません。

臨時株主総会で議決する内容は下記のとおりです。

- ・ 任意清算の承認
- ・ 清算人の任命
- ・ 清算人の報酬
- ・ 会社法456条に定められている清算人が行使する権限の承認



Ⅲ 設立

決議の種類は清算事由により変わります。

- ・ 普通決議 … 会社の存続期間によるものや、定款および附属定款等で定められている解散事由に該当する事象が発生した場合など
- ・ 特別決議 … 上記以外のケース（特別決議の決議要件はP.169～170を参照）

決議の後、7日以内に決議書をCCMに提出し、10日以内に、決議通知をマレーシアの全国紙2紙（英語の全国紙1紙とマレーシア語の全国紙1紙）に載せなければなりません（439条2項（B））。

【 清算人の任命 】 … ③

清算人（Liquidator）が任命された場合、清算人は任命されたという届出をCCMと公定管財人（Official Receiver）に提出をします（440条）。

清算人の住所が変わった場合、辞任もしくは、罷免された場合、変更後14日以内にCCMおよび公定管財人に通知しなければなりません。

清算人の権限

会社法445条では、清算人を複数名任命することも可能であり、また、任命時に各々の権限や責任を決めることができると定められています。

清算人は、会社が宣言書で記した期日までに債権を返済できないと分かった場合、早急に債権者に説明をする会議（Creditors' Meeting）を開催しなければなりません。これ以降、債権者による会

社清算として手続が行われます（447条）。

また、清算人へと権限が委譲された時点で、銀行サイナー（署名者）も自動的に変更となるため、以後、各種支払手続が発生した場合は、清算人が対応することになります。

〔関係者への通知〕…④

会社から以下各関係者への通知を行います。

保険会社

清算人が保険会社へ就任通知を送り、会社の資産すべてに保険がかけられていることを確認します。

銀行

清算人が銀行へ就任通知を送ります。その書類に添付する形で、清算決議書（会社秘書役などが認証したもの）を送ります。同時に、銀行が保管している清算中の会社に関連する書類の提出を依頼します。

次に、清算会社としての銀行口座を作り、法人口座の資産を移動します。200リングット以上の資産を移動する場合は、可及的速やかに移動し、10日以内に完了させます。

専門家

清算人が、税理士、弁護士や会計士などの専門家に対して就任通知を送り、適切な情報を開示するように依頼します。

債権者

債権請求を30日以内に送付するように求める広告を出すと同時に、全債権者に広告のコピーを送ります。



Ⅲ 設立

取締役

全取締役、取締役としての権限を停止する通知を送ります。

〔清算期間中の義務の履行〕… ⑤

任意清算が始まった後も、企業としていくつかコンプライアンスに応じる必要があります

タックス・クリアランス

源泉税、資産売却によるキャピタル・ゲインなどから発生する税に対する正式なタックス・クリアランスを、マレーシア内国歳入庁に対して行います。最終的な税額通知は、税務調査が完了してからの発行となります。そのためには、前期末から清算完了日までの会計帳簿や財務諸表を内国歳入庁に提出しなければなりません。すなわち、清算中も記帳などは行わなければなりません。

清算人への報酬支払い

清算決議で定めた清算人に対する報酬を支払います。

余剰資金の処理

6カ月以上未請求の配当金やその他の資産は、すべて公定管財人に譲渡しなければなりません。

〔最終株主総会〕… ⑥

最終株主総会は、清算人勘定明細の説明、および召募書類の破棄を承認してもらう目的で招集されます（459条）。

- ・ 開催30日以上前までに1度、マレーシアの全国紙2紙（英語の全国紙1紙とマレーシア語の全国紙1紙）で開催日時や場所を告

知する（459条2項）

- ・ 最低定足数は2名。仮に満たない場合も、所定の書類を提出しなければならない
- ・ 清算後、5年間は帳簿の保管が義務付けられる
- ・ 閉会后7日以内に清算人が報告書（Return）をCCMおよび公定管財人に提出する
- ・ 報告書が提出された3カ月後に会社は清算されたとみなされる

■ 支店の清算

マレーシアで事業所の閉鎖または事業停止を行う際には、外国会社は、その停止から7日以内にCCMに通知を行う必要があるとされています。その後12カ月で、外国法人としての登録が抹消されます（578条）。

支店は、マレーシア国内法上、外国会社としてみなされているので、手続は比較的容易です。

主要な手続としては、以下が挙げられます。

- ・ 従業員の整理・解雇に伴う労働局、IRB、EPF、SOCSSO等への届出
- ・ 事業契約の解約（賃借契約、リース契約等）
- ・ 営業ライセンスの返却
- ・ 債務返済・債権回収
- ・ 資産売却
- ・ 係争中の案件の解決
- ・ タックス・クリアランス



Ⅲ 設立

■ 駐在員事務所・地域事務所の清算

駐在員事務所・地域事務所は会社法に規定されておらず、これらはマレーシアにおいて、独立した法人とは見なされていません。法人形態を有するものではないため、タックス・クリアランスなどの手続を踏む必要もありません。

基本的には、MIDAが認可した期間を持って閉鎖となりますが、期間中に閉鎖する場合は、MIDAに閉鎖に関する書類を提出し、下記手続を行います。

- ・ 従業員の整理・解雇に伴う労働局、IRB、EPF、SOCSSO等へ届出
- ・ 事業契約の解約。たとえば賃借契約、リース契約等
- ・ 雇用する駐在員の就労ビザ取消
- ・ 駐在員の自動車や事務所什器等の資産の売却

書類の提出の時点から、MIDAに連絡してその指示で手続が行われます。その後、MIDAから正式な清算完了通知をもって、清算が完了します。

法人設立情報入力フォーム

■ マレーシア現地法人情報

1) マレーシア法人会社名

	法人名	商号末尾
候補 1		SDN BHD
候補 2		SDN BHD
候補 3		SDN BHD

※第3候補まで記入（すでに使用されている可能性もあるため）

2) 法人登記住所

登記住所

※未定の場合は住所貸しサービスで対応する

3) 株式資本

発行予定株式数	1株の金額 ^{※1}	資本金額 ^{※2}
株	リンギット	リンギット

※1 最低1リンギットから設定が可能

※2 就労ビザ（EP）の取得には50万リンギットほどの資本金が必要

4) 株主・発起人

番号	株主名（英文）	生年月日	現住所 / 登記住所
1			
2			
3			

※株主には法人もなることが可能



Ⅲ 設立

番号	パスポート / 法人登記番号	現国籍 / 設立国	滞在国 ^{※1}	サイナー権限 ^{※2}	引受株式	保有率
1					株	%
2					株	%
3					株	%

※1 滞在国には自然人の場合のみ、過去5年間の滞在先を記載

※2 自然人の場合のみ、サイナー権限を付与するか記載

5) 取締役

番号	取締役名 (英語)	生年月日	現住所 / 登記住所
1			
2			
3			

※自然人のみ

番号	ID/パスポート	現国籍	過去5年の居住住所
1			
2			
3			

※現地居住者が最低1人、設立時の取締役として登録される必要がある

6) 事業目的

1	
2	
3	

※英語で記入

7) 会社秘書役

会社秘書役氏名	NRIC/パスポート 番号	現国籍	生年月日
現住所			

8) 監査人

監査役 / 法人名	住所・電話番号



Ⅲ 設立

■ 現地法人設立スケジュール

[設立・各種申請スケジュール]

No.	作業内容	エー ジェント	依頼 会社	所要期間
現地法人設立				
1	必要書類の準備と確認	○	○	2 週間
2	商号候補の決定および必要情報の決定 (3 つまで)		○	1 週間
3	商号照合	○		1 週間
4	登記申請	○		1 カ月間
5	CCM へ各種設立書類の提出および申請	○		1 カ月間
6	CCM による追加資料リクエストの対応 (リクエストがあった場合)	○	○	1 カ月間
7	取締役会開催 (株式の割当、登記事務所住所の通知、取締役、経営者、会社秘書役の名簿に関する内容の確認・決議等)		○	2 週間
8	CCM より設立完了の通知取得			1 週間
設立後				
9	秘書役の任命手続			1 週間
10	定款の作成 (任意、エージェント対応)	○		2 週間
11	定款の確認、署名押印 (任意、依頼会社対応)		○	2 週間
12	銀行口座の開設	○	○	1 週間
13	親会社から資本金振込み→マレーシア側銀行から着金通知		○	1 週間
14	法人税番号の取得手続	○		1 週間
15	パイオニア・ステータスおよび各種ライセンスに係る申請資料準備	○	○	2 週間
16	MIDA への製造業ライセンスの取得手続	○		4 週間
17	MIDA へのパイオニア・ステータス申請手続	○		4 週間
18	ビジネスライセンスの取得手続	○		4 週間
19	WRT ライセンスの取得手続	○		6 カ月間

1カ月目				2カ月目				3カ月目				4カ月目				5カ月目				6カ月目			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
■	■																						
		■																					
			■																				
				■	■	■	■																
				■	■	■	■																
								■	■														
										■													
											■												
												任意	任意										
												任意	任意										
														■									
															■								
																■							
																	■	■					
																		■	■				
																			■	■			
																				■	■		
																					■	■	
																						■	■
																							■
																							■



Ⅲ 設立

■ 現地法人設立に伴う提出および必要書類

【必要書類】

①会社発起人、取締役、株主様の全員分のパスポートのコピー（顔写真ページ）

※パスポートの有効期限に注意

1. 現地法人名 /The name of corporation in Malaysia

	会社名（英語） /Name of Office (In English)	備考 /Remarks
①		
②		
③		

※第1候補から第3候補を記入

2. 発起人情報 /Information of Promoter

	発起人者名 / Promoter's Name	国籍 /Nationality	パスポート番号 / Passport Number
①			
②			
③			
④			
⑤			

※会社発起人全員分のパスポートのコピー（顔写真ページ）

3. 取締役情報 /Information of Director

	取締役者名 / Director's Name	国籍 / Nationality	住所 / Residential Address	生年月日 / The Date of Birth	パスポート 番号 / Passport Number
①					
②					
③					
④					
⑤					

※最低1名以上はマレーシアに居住地を構えること

※取締役全員分のパスポートのコピー（顔写真ページ）

4. 株主情報 / Information of Stock Holder

	株主名 / Stock Holderr's Name	国籍 / Nationality	住所 / Residensial Address	生年月日 / The Date of Birth	パスポート 番号 / Passport Number
①					
②					
③					
④					
⑤					

※マレーシアを居住地としない株主でも可

※株主全員分のパスポートのコピー（顔写真ページ）

5. 株式情報 / Information of Stock

	株主名 / Stock Holderr's Name	保持株式数 / Number of shares held	1株あたりに金額 / Amount per share
①			
②			
③			
④			
⑤			

※100%株主になる場合は、1株当たり1リンギットで可

6. 定款へ記載する事業目的 / Business purpose as described to the Articles of representative office

	定款へ記載する事業目的 / Business purpose as described to the Articles of representative office
1	
2	
3	
4	
5	

【必要資料リスト】

- ・ 取締役のパスポートコピー
- ・ Concent Letter (Representative for Shareholder)



III 設立

■ マレーシア現地法人年間スケジュール（会計年度：1～12月）

No.	作業内容	添付書類 / 備考	1月				2月				3月				4月				5月			
			第1週	第2週	第3週	第4週	第1週	第2週	第3週	第4週	第1週	第2週	第3週	第4週	第1週	第2週	第3週	第4週	第1週	第2週	第3週	第4週
①会計・監査・法務																						
月次記帳関連 / 費用報告																						
1	定時株主総会（設立初年度）	登記日より18カ月以内																				
<div style="text-align: center;"> <p>年次決算の承認、配当金、取締役および監査人の承認・確認</p> </div>																						
2	定時株主総会（2年目以降）	前回の総会から15カ月以内																				
<div style="text-align: center;"> <p>年次決算の承認、配当金、取締役および監査人の承認・確認</p> </div>																						
3	監査報告書提出	総会后1カ月以内にCCMに提出																				
<div style="text-align: center;"> <p>5月末日：提出期限 定時総会が4月末日以前の場合には前倒しになる</p> </div>																						
②税務 所得税 / SST																						
1	月次個人所得税、源泉税納税、社会保険料申告、納付	翌月15日申告、納付	●→					●→														
2	SST申告、納付（年間売上高50万リンギット以上の企業が対象）	毎月申告、納付（年間売上高50万リンギット以上）； 四半期申告、納付（年間売上高50万リンギット以下）；	●→	●→				●→	●→													
3	月額見積もり法人税申告（初年度のみ）	月次申告：設立後、3カ月以内に申告	●→																			
<div style="text-align: center;"> <p>事業開始3カ月以内に申告</p> </div>																						
4	月額見積もり法人税申告（初年度のみ）	月次申告：設立後、6カ月以降から毎月15日に納付	●→																			
5	月次法人税申告（2年目から）	月次申告：会計年度が始まる1カ月前までに提出																				
<div style="text-align: center;"> <p>会計年度が始まる30日前までに見積納付額をマレーシア内国歳入庁へ提出</p> </div>																						
6	月次法人税納付（2年目から）	月次申告：会計年度第2月から、毎月15日納付																				
7	年次法人税確定申告	確定申告：決算日より7カ月以内																				
8	個人所得税確定申告	課税期間：1～12月、4月末までに申告、納付																				
<div style="text-align: center;"> <p>3月末日：源泉徴収票を従業員に発行</p> <p>4月末日：確定申告・追加納税</p> </div>																						



Ⅲ 設立

Q&A ①

Q

駐在員事務所からどのように現地法人設立の手続を進めることができるのかわからないのですが、就労ビザ（EP）やディペンデント・パス（DP）の申請手続を含め、どう進めるべきでしょうか？

A

手続および EP、DP の処理については、下のとおりです。

まず EP とはエンプロイメント・パス = 就労ビザのことを指し、DP とはディペンデント・パス = 駐在員の配偶者・子供の滞在パスを指します。第 8 章の「労務」で詳しく説明しています。

MIDA にて発行された EP および DP を保持しつつ、現地法人での EP および DP の申請を行うのが望ましいかと考えられます。

MIDA では、駐在員事務所閉鎖後に 1 カ月の EP 申請期間が与えられるとされていますが、マレーシア出入国管理局は、駐在員事務所閉鎖後に EP および DP 申請を行うのではなく、並行して進めるべきとしている。

弊社の見解も出入国管理局と同様です。

現地法人として EP および DP を取得するには、WRT ライセンスの取得が義務付けられています。本ライセンスの取得に約 6 カ月～ 12 カ月の期間を要することを考慮し、駐在員事務所の最後の 1 年を更新後、現地法人を設立するとともに、WRT ライセンス取得手続を開始し、駐在員事務所弊社と並行して EP および DP の取得申請手続を進めることが望ましいです。

Q&A ②

Q

現地法人設立後なのですが、営業はいつから開始できますか？

A

営業開始日とは、実際に営業がスタートする日です。

会社設立日というのは「法人」を作った日であり、そこから人材採用やオフィスの賃貸手続が始まります。よって会社設立日と営業開始日は異なります。

つまり、会社を設立してもすぐに営業活動ができるものではないということになります。目安として、会社設立から就労ビザ取得まで、少なくとも数カ月から半年程度かかります。

必要事項としては、資本金の払込、各種許認可・ライセンス取得、銀行口座開設、就労ビザ等があります。

許認可・ライセンス取得としては以下があります。

- ・所在地役所発行のビジネスライセンス
- ・その他業種に固有の許認可・ライセンス

就労ビザに関しては、個人ではなく、法人が申請を行います。

その審査に関わる項目は申請外国人の給与、雇用期間、学歴、経歴、当該社員がマレーシアに就任することが重要だと示す根拠、事業を管轄する各省の許可、会社の資本金の構成などがあります。

これらを取得すれば営業の開始ができるようになります。

Q&A ③

Q

すでに設立されたマレーシア現地法人 (SDN.BHD.) の買収は可能でしょうか？可能であれば手続はどう進めるのでしょうか？

A

SDN.BHD.とは日本でいう非公開会社のことです。つまり、定款に株式譲渡において会社の承認が必要と記載されている会社です。この定義以外が公開会社となっています。

マレーシア法人 (SDN.BHD.) の株式譲渡手続は以下のとおりです。

- ・株式会社譲渡の請求を、取締役会に提出する
- ・会社秘書役が取締役決議書と会社法所定のフォーム 32A を用いて譲渡証書を準備し、取締役、譲渡人と譲受人の署名をもらう



Ⅲ 設立

- ・会社秘書役へ株券 (Shares Certificate) を返却する
- ・作成したフォーム 32A をマレーシア内国歳入庁 (Inland Revenue Board of Malaysia) へ提出し、譲受人が印紙税を払う
- ・会社秘書役が新しい株主の名前を株主名簿に記入し、株券を譲受人へ渡す

印紙税率の計算は、評価額 (株式譲渡の価格ではなく株式純資産、株式譲渡価格、株式側面金額、純利益×株価収益率 (PER) のうち最も金額の大きいもの) 100 リンギットごとに 0.3% とされています。

Q&A ④

Q

マレーシアの会社では、居住取締役は何名必要でしょうか？ また、会社秘書役についての概要と、何名必要かも併せて教えてください。

A

マレーシアにおける居住取締役は、マレーシア人のみならず、生活の本拠地がマレーシア国内でなければなりません。18 歳以上でなければならず、必要人数は、株式未公開会社では 1 人、公開会社では 2 人です。

取締役として任命できない人は以下のとおりです。

- ・免責未決済破産者
- ・法人の設立時に犯罪を犯し、有罪となった人
- ・賄賂などの不正行為を行った人
- ・2016 年の会社法に違反し有罪となった人

会社秘書役については、会社設立後 30 日以内に最低 1 人の任命が必要です。任命できるのは、マレーシア国内に居住しており、18 歳以上のマレーシア国籍保持者またはマレーシアに永住する者で、かつ公認秘書役協会、マレーシア会計士協会、マレーシア弁護士協会、マレーシア会社秘書役協会、マレーシア公認会計士協会、サバ法律協会、サラワク弁護士協会の会員または CCM が承認した者です。

[参考資料・ウェブサイト]

- Malaysian Investment Development Authority (MIDA : マレーシア投資開発庁)
<http://www.mida.gov.my/home/>
「RE/RO の定義」
「駐在員事務所調査 (2012)」
「駐在員事務所 申請書類一覧」
<http://www.mida.gov.my/home/forms-&-guidelines/posts/>
- Companies Commission of Malaysia (CCM : マレーシア会社登記所)
「会社名についての注意」
「無限責任株式会社について」
「会社設立手順」
‘Companies Act 2016’ (会社法)
https://www.ssm.com.my/Pages/Legal_Framework/Companies-Act-2016.aspx
- Malaysian Accounting Standards Board (MASB : 会計基準審議会)
「清算に関するガイドライン」
<http://www.masb.org.my/index.php>
- PWC 「マレーシアにおいて事業を営むためのハンドブック マレーシアにおける投資形態別の申請手続きおよび留意点」 P65、2015 年
<https://www.pwc.com/my/en/assets/publications/mttb-2015-2016-jpn.pdf>
- ジェトロ
<https://www.jetro.go.jp/>
- 諸江修『マレーシア進出完全ガイド』カナリア書房、2011 年
- 手島恵美『マレーシアビジネスガイド 第 2 版』日本貿易振興機構、2015 年
- ‘Guidelines on Company Names’ (社名に関するガイドライン)
https://www.ssm.com.my/Pages/Legal_Framework/PDF%20Tab%20guidelines_on_names.pdf



Ⅲ 設立

[特典動画]

マレーシア進出セミナーの動画をご覧いただく際は、下記の QR コードもしくは URL からアクセスしてください。



<https://youtu.be/CD2Gck9Eu7M>



M&A



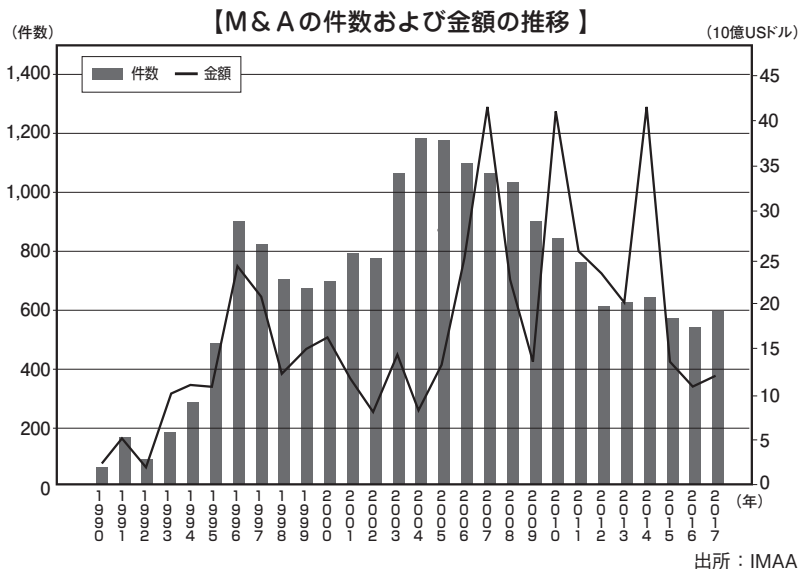
マレーシアの M&A 動向

■ マレーシアのM&A動向

マレーシアにおいて1981年に誕生したマハティール政権は、戦後続けてきたマレー系と先住民を優遇するブミプトラ政策を踏襲しつつ、ルック・イースト政策や積極的な外資誘致を行うことで、経済発展を実現してきました。その後のアブドラ政権、ナジブ政権は、ブミプトラ政策を踏襲してきましたが、最近では外資誘致の障壁となり得る同政策の見直しを図る動きが生まれています。

マレーシアの経済は、約5%の安定した成長率を保っています。2018年の世界銀行の発表によると、事業の行いやすさにおいてマレーシアは世界で第24位であり、ASEAN諸国中ではシンガポールに続いて第2位となっています。また2013年の国際連合のレポートでは、ASEAN中3番目に多い外国投資を受けた国であると発表されています。近年は、その市場価値がさらに認められるようになり、マレーシアで事業を展開する企業が増えてきています。その結果2018年の国際連合のレポートでは、2010年には約527億USドルだった外国投資のインワード・ストックが、2017年には約1,395億USドルまで拡大したことが示されています。

次のグラフは1990～2017年にマレーシアで行われた、公表されているM&Aの件数および金額の推移を表したものです。



日本対アジアのIn-OutのM&Aは2017年1年間で221件と、2016年から14.5%増加し、2014年の232件に次ぐ高水準となりました。金額合計は2兆5,542億円で過去最高を記録しており、そのうちマレーシアに対するM&Aは2016年12件、2017年13件となっています。

下表は、2017年に行われた在マレーシア企業に対するIn-OutのM&Aの主な情報です。



IV M&A

【在マレーシア企業に対する In-Out の M&A の詳細情報（2017 年）】

日本	マレーシア	国籍	ターゲット業種	出資比率	出資額 (100万円)
石油資源開発	ペトロナス	MAS	鉱業	非公開	非公開
石油資源開発	Petroliam Nasional Berhad	MAS	鉱業	非公開	非公開
JX Nippon Oil & Gas Exploration	PETRONAS Carigali Sdn.Bhd. (ペトロナス子会社)	MAS	鉱業	非公開	非公開
エバラ食品工業	CareFood Industries Sdn. Bhd.	MAS	食品	15.86%	56
レンゴー	TCG レンゴー・スバン (TCGM)	THA	紙・パルプ	75%	非公開
NG マレーシア	サバ・オキシジェン	MAS	化学	100%	非公開
日本製箔	ハイドロアルミ・マレーシア	GER	非鉄・金属製品	100%	1,960
パンチ工業	バンサー・プレシジョン・ツールズ	MAS	機械	86%	1,464
三井物産	ダイハツマレーシア	MAS	輸送用機器	20%	2,500
豊田通商	トレンガヌ・シリカ・コンソーシアム	MAS	鉱業	20%	1,000
住友商事	サクラ・フェロアロイズ	RSA	鉄鋼	26.64%	非公開
日立システムズ	サンウェイイーシステムズ	MAS	ソフト・情報	51%	非公開

出所：M&A専門誌MARR

【2017 年の在マレーシア企業に対する日本企業の In-Out の M&A 事例】

買手	売手	業種	出資比率	M&A 金額 (100万円)
大東建託	Daisho Asia Development (M) Sdn.Bhd.	ホテル業	100%	約 13,700
アイスタイル	Hermo Creative (M) Sdn.Bhd.	IT 関連	60%	約 1,400
シャープ	S&O Electronics (Malaysia) Sdn.Bhd.	オーディオ機器	40.30%	約 12

出所：M&A専門誌MARR

M&A を行う際の留意点

■ 日本国内のM&Aとの相違点

マレーシアでM&Aを行う場合には、マレーシア国内の法律や規制が関係してくるため、日本国内のM&Aとは異なる部分があります。国内で行うM&Aと比べると、以下のような点に注意しなければなりません。

【法制度、税制度、会計基準の違い】

日本とは異なる法制度、税制度、会計基準に基づいているため、手続を行う際、さまざまな留意点があります。このことが、買収ストラクチャーや契約締結の制約になるとともに、買収後の事業活動などに影響を与えます。

【外国資本規制】

マレーシアでは、以前は外国資本のサービス業などへの出資には規制が数多くありましたが、2009年よりその多くの規制が撤廃され、企業活動の自由度がますます高くなっています。

【M&A取引方法に関する制限】

マレーシアにおけるM&Aの一般的な手法は、株式譲渡、事業譲渡等となっています。吸収合併や会社分割が会社法で認められていないため、M&Aの手法については慎重に検討する必要があります。



【事業評価、企業評価が困難】

買収にあたっては、買収対象会社をいくらで買取るかという問題が生じます。日本国内でのM&Aにおける企業評価額の算定方法は、純資産法、マルチプル法、DCF法の3つに分けられます。その中で、マルチプル法とDCF法が一般的な算定方法と言えます。

【日本国内における企業価値方法】

①純資産法	対象会社の純資産をもとに算定する方法
②マルチプル法	対象会社と事業内容が類似する複数の上場企業の株価指標をもとに算定する方法
③DCF法	対象会社が将来得るキャッシュ・フローをもとに算定する方法

しかし、新興国ではそもそも正確な財務データの入手が難しいことや、DCF法における将来のキャッシュ・フローや割引率の算定にあたって、日本国内とは事情が異なる点を考慮しなければいけません。

純資産法 … ①

純資産法とは、一般的には時価純資産法を指します。客観性が高く当事者にわかりやすいことから、簡素化を図りたい企業や中小企業によく利用される手法です。理論的には単純であり、BSの資産科目を時価で評価し、そこから負債を控除した純資産を企業価値とする方法です。

マルチプル法 … ②

マルチプル法とは、ベンチマークとして類似企業を選定し、その企業の損益の前期実績・当期見通し・来期予想などから比準倍率を求め、対象会社の財務データに当該比準倍率を乗じることで、企業価値を算定する方法です。しかし、新興国ではデータの信憑性に不明確な点が

多いため、企業評価の適正性が問題となります。

そのような場合には、たとえば、製造業ならば生産量、コンビニ業ならば店舗数など、業界特有のドライバーを利用する方法や、利益率などの比準倍率を算定するにあたって先進国と新興国の差を保守的に見積り、倍率を修正する方法も検討する必要があります。

マルチプル法はDCF法に比べて簡易であり、算出した企業価値が業界の相場と連動しているかどうか分かるというメリットがあります。しかし、企業価値算定の基礎となる倍率の設定について、為替レートや資本コストといった点を反映できないという問題点があります。

DCF法 … ③

DCF法とは、将来のキャッシュ・フローを一定の割引率で割引いた割引現在価値をもって企業価値を算定する方法です。将来のキャッシュ・フローとは、費用や税金を支払い、事業を継続していくために必要な投資をした後に残ったお金のことです。割引率は株主資本コストと負債資本コストを加重平均して求める企業もあれば、事業ごとに内部利益率を設け、合算して算出している企業もあります。

将来のキャッシュ・フローの算定にあたっては、現地通貨ではなく、直物レートで換算した円やUSドルなどの国際通貨を利用する方法が一般的です。ただし、この場合には、将来の為替変動のリスクがキャッシュ・フローに反映されないという問題があります。

割引率については、自国で設定した割引率を使用する方法と、自国の割引率に一定のリスクを上乗せした割引率を利用する方法が考えられます。前者はカントリーリスクやビジネスリスクが反映されないという問題があり、後者はどれだけのリスクがあるかという判断の適正性についての検討が必要です。簡便性を重視する企業では一般的に前者が利用されますが、後者を利用する企業もあります。



M&A に関する法律・規制

■ M&Aに関する法整備の状況

マレーシアにおけるM&Aは、会社法（Companies Act 2016の「M&A手法の手続・規制」）、資本市場・サービス法（CMSA：Capital Markets and Services Act 2007）、買収コード（Malaysian Code on Take-overs and Mergers 2016）、買収ルール（Rules on Take-Overs, Mergers and Compulsory Acquisitions）によって規制されています。また、対象会社が上場会社である場合は、マレーシア証券取引所（ブルサ・マレーシア）の上場基準（Listing Requirements）による規制も受けます。なおM&Aの主な規制当局は、CMSAを規定するマレーシア証券委員会（SC：Securities Commission）、上場企業に対してはブルサ・マレーシア、金融業を行う会社の買収時にはマレーシア中央銀行となっています。

また、CMSAの第6章の2部および2016年買収コードに従い、証券委員会（SC）に対して正しく申請書類を提出するための買収コードの内容補足およびガイドラインとしての2016年買収ルールが発効されています。

2016年買収ルールは、CMSAの第6章2部および2016年買収コードと合わせて確認する必要があります。

【M&Aに関連する法規】

資本市場・サービス法 (CMSA 2007)	マレーシア資本市場における規制や株式保有報告を規定し、第6章2部においてM&Aに関して規定する
・2016年買収コード ・2016年買収ルール	マレーシア証券委員会(SC)より発効されており、M&Aに関連する全当事者の申請手続や規則を規定する
2016年会社法 (CA 2016)	マレーシア会社法に基づき設立・登記されたすべての法人およびその事業活動について規定する
2010年上場基準 (Listing Requirements)	マレーシア証券取引所 (ブルサ・マレーシア) が上場会社の株式取引に関して規定する

■ M&Aに関する外資規制

〔外国資本の出資規制〕

外国資本によるマレーシア企業の株式保有率については、内外国M&Aガイドライン（2009年）において、製造業の許認可当局である国際産業貿易省などの政府機関と並行して規制されていました。しかし、本ガイドラインは廃止され、マレーシア企業買収における株式保有に関する一般的な外資規制は存在しなくなりました。ただし、業種によっては外国資本の規制対象となる場合があります。たとえば金融業であればマレーシア中央銀行が外資規制をするように、産業により異なる機関が規定を制定しています。

マレーシアにおいてはM&Aに限らず、外国投資の規制業種に該当している場合、当該業種への参入が規制されます。具体的には、マレー系住民を優遇するブミプトラ政策に関連して、外国資本の出資比率に対する外資規制が存在します。近年は外国資本を積極的に誘致する動きにより規制は大幅に緩和されてきていますが、M&Aを検討するにあたっては、まずは外資規制の概要を把握しておく必要があります。



M&Aの手法・手続

■ 買収の手法と手続および内容

マレーシアにおけるM&A取引としては、以下のような方法が考えられます。

【買収の手法】

株式取得	公開買付	強制公開買付・任意公開買付が存在し、さらに任意公開買付において部分的公開買付を選択することができる
	株式譲渡	公開買付の要件に該当しない場合や非公開会社の株式を取得する場合に、既存株主から直接株式を取得する
新株発行	第三者割当	対象会社において新規株式を発行し、買付者が引受ける
事業譲渡	全部譲渡	対象会社のすべてまたは実質的にすべての事業を譲渡する
	一部譲渡	対象会社の特定の事業のみを譲渡する

■ 株式取得における規制

[強制的公開買付（買収ルール4条）]

SCから承認を得た場合を除き、以下の場合には買付者に強制的公開買付が義務付けられます。

買付側が支配権を獲得した場合

33%を超える会社の議決権付株式を取得した場合、支配権を獲得したものと認識されます。

買付によって Creeping threshold となった場合 (Creeping threshold の引き金となった場合)

Creeping threshold とは、すでに 33% 超 55% 以下の議決権付株式を取得している状態で、6 カ月の間に 2% 超の議決権付株式を追加で取得することを言います。

新株式の発行により希釈化された場合

議決権付株式が新株式の発行により希釈化された際に、次のいずれかの条件を満たす場合、議決権付株式を保有する株主には強制的公開買付を義務付けられます。

- ・ 株式保有が 33% 以下に減少した後、新たに追加で購入し、保有率が 33% を超えた場合
- ・ 株式保有が 33% 以上 50% 以下まで減少した後、6 カ月の間に 2% 超の株式を取得した場合 (Creeping threshold となった場合)

また、次の状況において強制的公開買付が義務付けられる場合があります。

Upstream entity を通じて買収する場合

次のいずれかの状況にある場合、Upstream entity が間接的ないし直接的に支配している Downstream entity、もしくは Upstream entity ないし Upstream entity の関係会社における議決権の集約によって支配権を確保されている Downstream entity のいずれかを支配している Upstream entity の株式 50% 超を取得する買付者に対して強制的公開買付が起きる可能性があります。

- ・ Downstream entity が Upstream entity と重要な関係にある場合



IV M&A

(Downstream entityの資産、純資産、純固定資産、そして売上の50%以上が、Upstream entityによって構成されている場合)

- ・ Downstream entityの支配権を持つことが、Upstream entityの法的な支配権を取得のための重要な目的であると合理的にみなされる場合

※Upstream entityとは、買収コードおよび買収ルール適用外である会社、Downstream entityとは、買収コードおよび買収ルールが適用される会社を指す

【 任意的公開買付 】

買収コードにおいて、任意的公開買付とは、強制的公開買付以外の公開買付と定義されています。任意的公開買付は、上述の強制的公開買付の条件が適用されない場合においても、買付者が対象会社の発行済株式を100%取得するために用いられます。

【 部分的公開買付（買収ルール5条）】

任意公開買付のうち、対象会社の発行済株式の100%未満を取得する場合を部分的公開買付と言います。SCの事前の承認を得ない限り、部分的買付はできません。

通常、部分的公開買付によって保有される議決権が33%を超えない場合であれば、承認を得ることができます。

【 公開買付規制 】

公開買付規制とは、主に上場会社の株式取得に際して、CMSAや買収コードに従い、買付の価格、数量、期間を公表した上で株式の買付を行うことを義務付けるものであり、特定株主の優遇や不透明な取引を防ぎ、取引の公平性を維持するための規制です。

■ 公開買付の手続

公開買付は取得する株式の数量、価格、期間などを事前に公表してから株式を取得します。公開買付の手続は買収コードにより規定されており、さまざまな手順を踏む必要があります。

公開買付の公表日に買付者は、対象会社の取締役会、SCおよび、対象会社の有価証券がマレーシア証券取引所に上場している場合には同証券取引所に対しての通知と、主要紙での告知を行います。対象会社の取締役会は、通知から1時間以内に書面により公表を行い、対象会社の有価証券が同証券取引所に上場している場合には同証券取引所に対して通知を行います。買付者は、4日以内に公開買付公示文書をSCに提出し、SCの承認を取得します。その後SCの承認を受けた公開買付公示文書を、21日以内に対象会社の取締役会および株主に送付します（Dispatch Date）。対象会社はDispatch Dateから10日以内に、公開買付に対する取締役会のコメント・情報、および独立アドバイザーによる報告書を、対象会社の株主に提供します。以下の図のように、公開買付の期間はDispatch Date後21日目から60日目までとされています。なお、任意的公開買付開始後に条件を追加、または撤回をする場合、SCによる承諾が必要とされています。



【買収コードによる公開買付スケジュール】

公表日	買付者は以下の機関に対して書面による通知を行う <ul style="list-style-type: none"> ・対象会社の取締役会 ・マレーシア証券委員会（SC） ・マレーシア証券取引所（対象会社が上場している場合） 対象会社の取締役会は以下の機関に対して書面による通知を行い、主要紙で告知 <ul style="list-style-type: none"> ・マレーシア証券取引所（対象会社が上場している場合）
4 日目	買付者は公開買付公示文書を SC に提出する
7 日目	対象会社の取締役会は、株主に対して書面による通知を行う
21 日目 Dispatch Date（送付日）	買付者は以下に対して SC の承認を得た公開買付公示文書を送付する <ul style="list-style-type: none"> ・対象会社の取締役会 ・対象会社の株主
Dispatch Date から 10 日以内	対象会社の取締役会は株主に対して、対象会社の取締役会のコメント、情報を提供しなければならない 独立アドバイザーは対象会社の取締役会、株主、転換証券保有者に対してコメント、情報を提出する
Dispatch Date から 21 日目	Dispatch Date + 21 ～ 60 日まで買付オファーを受け、公開買付に関する重要な情報を公表する
Dispatch Date から 46 日目	買付条件を改定する最終日
Dispatch Date から 60 日目	公開買付の最終日

【第三者割当による買収】

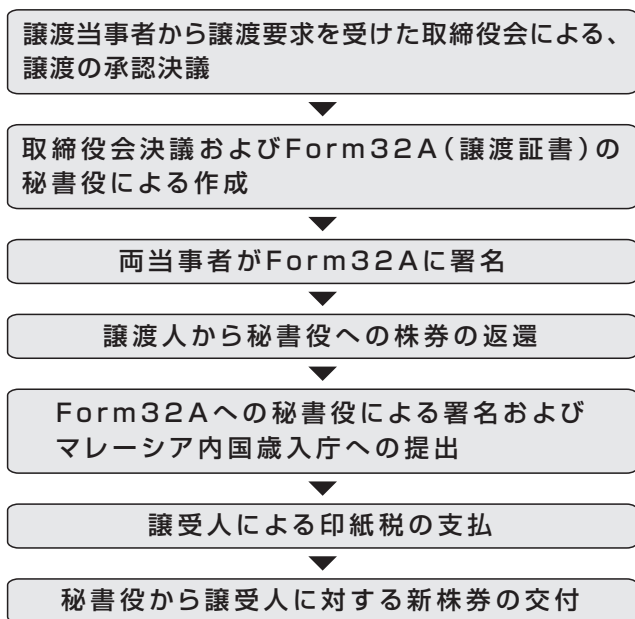
マレーシアにおいては、発行済株式の取得に加え、第三者割当増資で発行した新規株式の取得による買収も可能です。新株株式を発行するにあたり、株主総会の普通決議が必要となります。

【株式譲渡】

マレーシアにおいて株式譲渡は代表的な M&A 手法です。上述の公開買付に当てはまらない場合に適用され、その方法や手続は主に会社

法や関連法により規定されています。

【株式譲渡の手順】



〔株式売渡請求〕

株式売渡請求権（資本市場・サービス法222条）により、買付者は、少数株主が保有している株式の売渡請求をすることができます。この制度は、買付者が公開買付の実施後4カ月以内に、90%以上の株主により株式買付の承認を得ていた場合において、それから2カ月以内に、買付に応じない少数株主に対して通知をすることが適用要件となります。少数の反対株主の株式を強制的に取得することにより、買付者は対象会社の株式の100%を取得することが可能となります。

なお、株式売渡請求権を行使する場合、買付者は、原則としてすでに取得した株式と同様の条件（価格を含む）で、反対株主の株式を取得しなければなりません。一方、反対株主は売渡請求に対し、裁判所



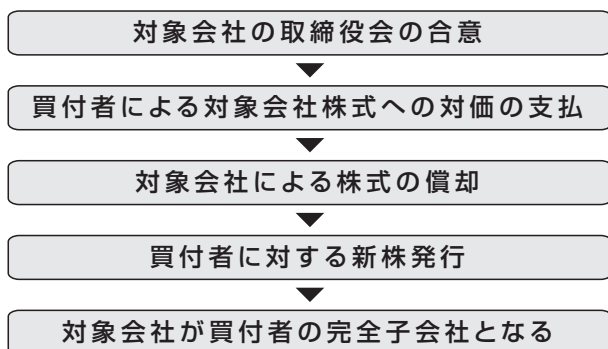
において異議を申立てることができ、請求権行使の可否は裁判所が判断します。

【スキーム・オブ・アレンジメント】

スキーム・オブ・アレンジメントとは、対象会社の株主総会による承認や裁判所の認可など、一定の条件を満たした場合に、買取者が対象会社の株式を取得できる制度です。日本法にはない制度ですが、英国法の影響を受けたマレーシアやシンガポールなど多くのアジア諸国で、同様の制度が見られます。ほかの買取方法と異なり、対象会社が主導権を有し、株式譲渡に限らず株式消却や企業分割等、具体的な内容を柔軟に定めることができます。会社の資本再編や債権者・出資者との利害調整、グループ会社の合併または再編など、さまざまな目的および用途に用いられる組織再編の手法であり、会社法により規制されています。

スキーム・オブ・アレンジメントにより、対象会社の株式を100%取得し、完全子会社とすることが可能です。流れは以下のとおりです。

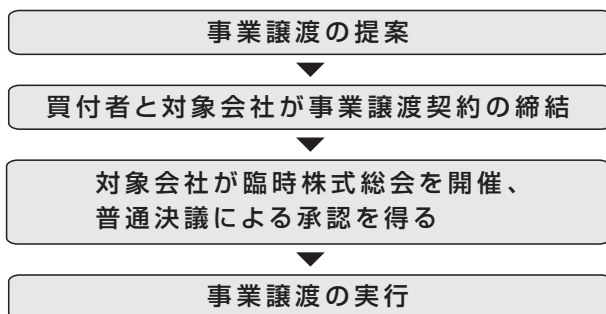
【スキーム・オブ・アレンジメントの流れ】



■ 事業譲渡

事業譲渡とは、一定の事業目的のために組織化され、有機体一体としての機能を有する資産および負債の移転を指します。事業を譲渡する譲渡会社（対象会社）と事業を譲渡される譲受会社（買付者）との間で、契約を締結することにより行われます。株主総会における普通決議により株主の承認を得た後に、事業譲渡手続を行います。上場会社の事業を譲渡する際に、出席株主の株式の75%以上の賛成による承認が必要となります。

【事業譲渡の手順】





M&A ガイドライン

■ 申請書類の提出

買収・合併・強制買付に関する申請書類は、SCにより以下のよう
に定められています。

[申請カバーレターのフォーマット]

- ・ 申請概要の記載
- ・ 背景の説明
- ・ 詳細および妥当性
- ・ M&A案に関わる取得済/未取得許認可
- ・ ターゲットにより公開され申請未完了のM&A案
- ・ M&A実施のタイムテーブル
- ・ 申請者が定められた期間において倒産、提訴、証券基準への不履行、政府による尋問の対象となっていないことに対する確証
- ・ 独立アドバイザー（IA：Independent Adviser）による利害の不一致の宣言書（利害の不一致が実在する場合には、独立アドバイザーはその性質および対処方法を開示する）
- ・ すべての申請情報/書類が、CMSA221条および買収コード3条につき慎重に考慮された旨を申請者が宣言する供述
- ・ すべての申請情報/書類が、CMSA221条および買収コード3条につき慎重に考慮された旨を独立アドバイザーが宣言する供述
- ・ SCへの支払
- ・ 申請者の窓口の氏名および電話番号
- ・ アドバイザー会社の授権者の氏名、所在地および署名

〔申請書類の提出〕

独立アドバイザーは申請者に代わり、マレーシア証券委員長宛てに申請書類2部を提出します。

〔買収コードによる手続〕

M&Aに関わる通常の契約書のほかに、以下①～⑥に挙げた文書および手続が必要となります。

買収オファー通知の公表 … ①

買付者は、主要全国紙のうち最低3紙（公用語で最低1紙、英語で最低1紙）を通じて公表するとともに、対象会社の取締役会およびSC、対象会社が上場している場合にはマレーシア証券取引所に対して、書面で買収意思を速やかに通知します。買収オファー通知の公表は、特に以下の情報を含んでいる必要があります。

- ・ 買付者および関係者の情報
- ・ オファー金額
- ・ 現金以外の検討事項
- ・ 買収後の対象会社の議決権付株式および議決権の種類および合計数
- ・ 買収に関して合意される詳細事項
- ・ 買収オファーの条件

通知受領の公表 … ②

対象会社の取締役会は買付オファーの受領を、主要全国紙の紙面で公表するほか、対象会社が上場している場合は、マレーシア証券取引所に対して通知しなければなりません。この発表には、対象会社の取締役会で公表されたすべての情報と、ほかのオファーを募集している



IV M&A

か否かの情報を含んでいる必要があります。

公開買付公示文書 (Offer Document) … ③

SCの承認を得るため、公開買付公示文書をSCに提出します。公開買付公示文書において買付者は、対象会社の株主および独立アドバイザーがオファーの承諾・拒否を判断するためのメリットやリスク評価を目的として、合理的に必要とされる情報を公表します。公開買付公示文書には、買収ルール of Schedule 1において定められる以下の情報が必要とされます。

- ・ 最終的な買付者の情報
- ・ 買収オファーの条件
- ・ 対象会社事業の継続性に関する意図、事業への重大な変更に関する意図の表明
- ・ 提案金額、および買付がキャッシュにおいて行われる場合、十分な買収財源を有しているかの確認
- ・ 買付者が強制買収の権利を行使するか否か

受理および譲渡の申請用紙 … ④

対象会社の取締役回覧には、買収提案に関するコメントと転換証券の株主と保有者が十分な情報に基づいた決定を下せるようにするための情報を記載し、独立アドバイザーは取締役回覧を基に提案について十分な評価を行います。

独立したアドバイスの回覧 (IAC : Independent Advice Circular) には、買収ルール of Schedule 2に記載されている情報が含まれ、対象会社の取締役会によって任命された独立アドバイザーによって作成されます。アドバイザーは、買収オファーの公平性と妥当性に基づいて買収提案の受諾または拒否をすることができ、買付者より提案され

た対象会社の事業計画を含む買収提案についてコメントします。

対象会社の取締役会による株主への通知 … ⑤

対象会社の取締役会から全株主に通知を行います。株主への通知には、取締役会からの買収オファーに対するコメント、意見、情報を記載します。また、買収オファーの承諾や拒否を判断するためのメリットやリスクの評価のために必要とされる情報が記載されます。

独立アドバイザーによる報告書 … ⑥

独立アドバイザーは、買収オファーに関して、対象会社の取締役会、株主、転換証券の保有者に対し、意見や情報を提供します。特に、買収ルール Schedule 2 に規定される情報を記載し、報告書を作成する必要があります。



M&A に関連する税務

【譲渡所得（キャピタル・ゲイン）税】

マレーシアにおいては、不動産収益税（RPGT：Real Property Gains Tax）以外に譲渡所得税はありません。RPGTは、不動産会社の所有する資産や株式の売却によるキャピタル・ゲインに課される税金と定義されています。不動産売却によるキャピタル・ゲインや、5年以上保有された不動産会社の株式は不動産収益税の対象外となっています。

【税務上の欠損金および減価償却】

税務上の欠損金および未処理の減価償却は会社に累積し、未使用の欠損金や未処理の減価償却は、会社の清算時に失われます。

従来は、株主の過半数に変化があった場合の未使用の税務上の欠損金や未処理の減価償却は、翌年に繰越せないとされていました。しかし、現在、財務省は直接株主の半数以上に変化があった休眠会社のみ当該規制が適用されることを明確にしています。

【所得税】

税務当局は、賦課年度末から過去5年遡って所得税を課することができます。なお、当局が納税者による虚偽申告、意図的な不履行、過失等があったと主張する場合、無制限に遡ることが可能となります。

【印紙税・取引税】

印紙税は法的文書に課される税であり、移転や譲渡の契約書等に対し、取引価格に応じて課税されます。たとえば、資産買収における不

動産譲渡に課される印紙税は以下のとおりです。

- ・ 10万リングット未満 … 1%
- ・ 10万～50万未満リングット … 2%
- ・ 50万リングット以上 … 3%

株式買収においては、印紙税は支払金額または市場価格のうち、高い方の金額に0.3%のレートで課されます。



M&A におけるその他の検討点

【競争法】

競争法（Competition Act 2010）および競争委員会法（Competition Commission Act 2010）において、非競争的合意や独占的地位の濫用を禁じており、M&Aに際しては注意が必要です。それらに関するガイドラインや違反時の手続に関するガイドラインが、2012年に公表されています。

【大量保有報告規制】

特定の株式を大量に保有すると、経営権への影響や株価の変動要因となり、会社の利害関係者へ影響を及ぼす可能性があります。そのような事態から一般投資家を保護する目的で、証券業規制（Securities Industry Regulations 2003）に大量保有報告規制を定めています。具体的には、株主が公開会社（株式譲渡時に会社の承認を要することを定款に定めている会社）の議決権付株式の5%超を取得した場合、および保有株式に変動がある場合は、7日以内に対象会社およびSCに対して、書面による株式の大量保有報告を行う必要があります。

【インサイダー取引】

CMSA 188条における、投資家保護を目的としたインサイダー取引に関する規定で、会社の株式発行に関わる内部情報を有している者の株式売買は禁止されています。また、内部情報を有するインサイダーが内部情報を他人に提供して、株式の売買を誘導する行為も禁じられています。同条項において内部情報とは、有価証券の価格に影響力を有する一般に入手できない情報とされています。これらの違反行

為が発覚した場合、CMSA 209条の定めのとおり、10年以下の懲役および100万リングット以上の罰金が科されます。

【株主の権利】

株主は、以下のような場合には会社法に基づき、集団的な合意権を有する場合があります。

- ・ 重要な価値を有する会社の事業や資産の取得や消却
- ・ 会社およびそのホールディング会社の役員や主要株主、あるいは役員と関係のある人物が会社の株式や非現金資本を買収・売却する取引

上場企業の場合、株主が取引に合意する権利は、上場基準における公式によって算出される取引割合に起因します。



Q&A ①

Q

ASEAN 諸国でM&Aを検討しているのですが、マレーシア企業を選択するメリットはありますか？

A

業種を問わずに言えば、マレーシア企業とM&Aを行うメリットは、より日本に近い感覚でビジネスを行うことができることにあります。

その背景には1981年に第4代首相マハティール氏が掲げたルックイースト政策があると考えられています。

ルックイースト政策とは、ブミプトラ政策によって生じた個人主義的な考え方を改めるために、日本を手本として集団主義と勤労倫理を学ぼうとする政策です。ルックイースト政策は多少の内容変更を伴いながら現在も継続されており、マレーシア国民の親日を下支えしています。そのため、マレーシアにおいて、日本企業とのM&Aの交渉は友好的に進む可能性があります。

また、海外に進出する際にはどのような外資規制があるのかが大きなポイントとなります。2009年よりマレーシアへの投資促進を目的として外資規制が緩和されており、比較的M&Aが実施しやすい環境であると言えます。

Q&A ②

Q

マレーシアにおいてどのような企業がM&Aを検討するのでしょうか？

A

M&Aと一口に言っても、買収する側と売却する側があります。また、日系（外資）企業を売却するのか、マレーシア企業を売却するのか、買収側が日系（外資）企業なのかマレーシア企業なのかによって、状況は異なるでしょう。

たとえば、マレーシア隣国のシンガポールに進出している企業が、人件費や家賃、物価の高騰により、事業を継続していくこと自体が非常に難しくなっているケースが散見されます。こういった背景から、シンガポールにある企業が、投資目的でマレーシアの成長分野の企業の買収を検討するケースが増えています。

また、マレーシアに限ったことではありませんが、ゼロベースで海外に進出し、現地の動向を理解しないまま、ノウハウや販路を開拓していく困難さを考慮し、市場の優位性を効率よく確保するための M&A も検討されています。

Q&A ③

Q

M&A を検討するにあたり、外資にとってブミプトラ政策がネックになることがあると聞きました。どのような点で本政策が M&A のネックとなるのでしょうか？

A

ブミプトラはサンスクリット語からの借用語であり、その意味は「地の民」、つまり「地元民」という意味になります。つまり、ブミプトラ政策とは「地元民」、すなわちマレー人を優遇する経済政策のことを意味します。

この政策は、イギリスからの独立の際に、比較的裕福であった中華系人と先住民のマレー人との間で絶えなかった民族対立の解消が目的でした。政府は民族対立の原因を経済格差が引き起こしていると考えたため、内容として経済的にマレー人を優遇し、経済格差をなくすような政策です。

しかし、現在ではブミプトラ政策は影を潜め、外資企業を誘致する考えが強くなっています。背景としては、外資企業を誘致することでマレーシア国民の雇用を生み出すこと、高い専門性を備えたローカル人材を生み出すこと、が挙げられます。

いまだに特定の事業内容（特に国益に関わる事業内容）においては、ブミプトラ政策の影響もあり、資本規制が設けられていますが、多くの事業内容においてはブミプトラ政策を留意する必要はありません。

したがって、必ずしも M&A におけるネックとはならないと考えていますが、特定の事業内容においては留意が必要となります。



IV M&A

[参考資料・ウェブサイト]

- ・ 久野康成監修『インドネシアの投資・M&A・会社法・会計税務・労務』TCG 出版、2014年
- ・ 久野康成監修『クロスボーダー M&A』TCG 出版、2015年
- ・ 森・濱田松本法律事務所『アジア新興国のM&A法制 第2版』商事法務、2016年
- ・ 国際協力銀行「マレーシアの投資環境」2014年2月
<https://www.jbic.go.jp/ja/information/investment/inv-malaysia201402.html>
- ・ 西村あさひ法律事務所「Doing Business In シリーズ」
- ・ Capital Markets and Services Act 2007
Malaysian Code on Take-Overs And Mergers 2010 Arrangement of Code
Malaysian Code on Take-Overs And Mergers 2010 Practice Notes
- ・ Doing Business (World Bank Group)
<https://www.doingbusiness.org/>
- ・ LexisNexis 'Mergers & Acquisitions Law Guide 2013/2014'
<http://www.weerawongcp.com/data/know/50.pdf>
- ・ Malaysia Companies Act 2016
<https://www.ssm.com.my/acts/fscommand/CompaniesAct.htm>
- ・ Securities Commission Malaysia 'Guidelines on Contents of Applications Relating to Take-Overs and Mergers'
<https://www.sc.com.my/>



会社法



会社法概要

2017年1月31日、それまで適用されていた旧会社法（Companies Act 1965：1965年会社法）に代わり、新会社法（Companies Act 2016：2016年会社法）が施行されました。会社法が大幅に改正されたのは実に51年ぶりとなります。

この法改正では主に非公開会社に対する規制が緩和されており、公開会社については旧会社法を踏襲した規定が適用されています。

■ 外国企業の進出形態

会社法は、法人の設立や運営等に関する基本的な事項を定める法律です。本法において認められている外国企業の進出形態は、法人、外国法人支店、駐在員事務所の3つです。設立の申請を行う場合は、後述する会社秘書役が実際の手続を行うことになります。

[会社の形態]

会社法では、下記3種類の法人が定められています（10条）。

株式有限責任会社

株式有限責任会社は、出資者の責任を所有株式の金額を上限とする会社形態です。これはさらに、公開会社（Bhd.）と非公開会社（Sdn. Bhd）に区分されます。

非公開会社は、42条で下記のように定義されています。

- ・ 株主数50名以下

- ・ 株式の譲渡制限
- ・ 株式等の一般公募不可

マレーシアにおける非公開会社は上記の定義がなされている企業であり、厳密には上場していないという意味ではありません。

公開会社は非公開会社以外の株式有限責任会社の形態を取る会社を指します。

保証有限責任会社

保証有限責任会社とは、出資者の責任を事前に定めた出資保証額内とする会社形態です。新会社法では、当該形態の会社のみ定款の作成が明確に義務付けられています。

無限責任会社

無限責任会社とは、出資者の責任に制限を課さない会社形態です。

[外国法人支店]

外国法人が事業を行う場合は、新会社法に基づき、マレーシア会社登記所 (CCM : Companies Commission of Malaysia) に外国法人支店としての登録を行うことが、義務付けられています (561条)。

マレーシア政府は現地法人を設立することを奨励しているため、支店設立の認可が降りるかどうかは、政府の裁量が大きくなっています。通常、小売や卸売等の事業を行うことを目的とした外国法人支店の設立は、許可されません。

外国法人支店は、本店である外国法人の組織の一部であるため、本店との商品や資金の移動、取引が比較的容易です。また、駐在員事務所とは異なり営業活動が認められているため、事業の種類や想定する拠点規模が小規模である場合は、外国法人支店も進出の選択肢のひとつ



V 会社法

つとなります。

[駐在員事務所]

駐在員事務所（RO：Representative Office）とは、マレーシアでの事業を行う前の市場調査等を目的とした、通常、設置期間2年の設立形態であり、営業活動は認められていません。そのため、駐在員事務所維持に関する費用以外の支出は、基本的に認められません。また、駐在員事務所は本社の一組織とみなされるため、マレーシアにおいて会計監査の義務はなく、法人税も原則発生しません。

本来、マレーシア政府は現地法人形態での設立を推奨していますが、マレーシアでの事業の事前調査・準備を目的とした場合、駐在員事務所の設立が許可されています。

マレーシアの就労ビザ（Employment Pass）取得要件を満たすことができない企業が、現地法人の代わりとして、駐在員事務所を設立しようとするケースも見られます。その対策のため、政府の裁量によるところが大きく、駐在員事務所の設立・更新の際には適切な理由の説明が厳しく求められるケースも多くあります。

■ 有限責任会社の機関体系

これから進出する日本企業は、公開会社として設立するか非公開会社として設立するかによって、株主の数が制限される等の規制があるので、マレーシア会社法が定める会社の機関についても把握する必要があります。また、すでに進出している会社にとっても、会社形態を変更することで見直しが必要となる機関体系もあるため、自らの会社の機関を再度確認する必要があります。

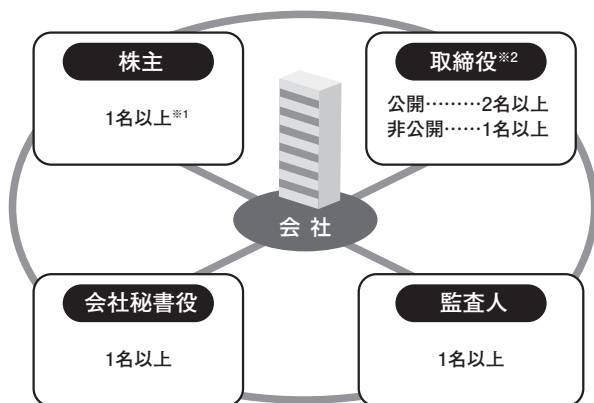
マレーシアの会社の機関は、株主（総会）取締役（会）に加えて、会社秘書役で構成されます。日本との大きな違いは、会社秘書役の存

在です。会社秘書役は、日本の会社法には存在しない機関です。したがって、その役割や設置義務の有無を十分に知っておく必要があります。

以下では、進出形態として最も多く選択されている株式有限責任会社について詳述します。

株式有限責任会社の機関体系の全体像は以下のとおりです。

【株式有限責任会社の機関体系】



※1 非公開会社に関しては、50名以下に制限される

※2 公開会社では最低2名、非公開会社では最低1名の現地に居住性を有する取締役を選任する必要がある。その他取締役に関しては居住性を有する必要はない

■ 定款

マレーシアにおいて、定款（Constitution）とは会社の業務内容と運営規則をまとめたものを指します。

会社法の規定では、保証有限責任会社を除き、定款を作成するかどうかは任意に選択することができます（31条）。定款の作成・変更に関しては、株主総会の特別決議で採択する必要があります。会社が定款を作成しない場合には、各取締役および株主は新会社法に従って権利・義務を有することになります。



V 会社法

マレーシアでは、会社定款は基本的に2部構成です。社名や設立目的を記載する基本定款（Memorandum of Association）と、株主総会の招集等について言及する附属定款（Article of Association）で構成されます。

附属定款には、株主譲渡に関する制限や取締役の定員・任期、株主総会・取締役会の招集通知の方法等も規定することが可能です。

提出先はマレーシア会社登記所（CCM）で申請から3週間ほどで登記が完了します。

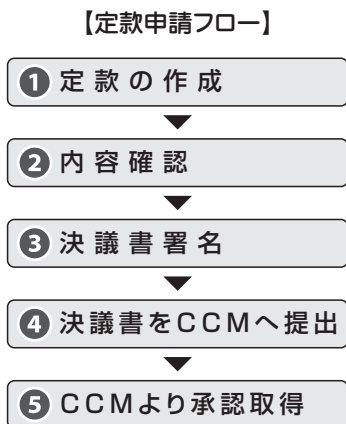
登記にかかる実費は200～300リンギット程度です。

以下は主な定款記載内容をまとめたものです。

【定款の主な記載内容】

基本定款
<ul style="list-style-type: none">・ 会社の目的・ 会社規模、権利、特権等に係る制限事項（もし会社が規定する場合）・ 会社法上、定款への記載を定めている事項・ その他必要事項

申請フローとしては以下ようになります。



【定款の作成】… ①

会社秘書役が定款のドラフトを作成します。

【内容確認】… ②

取締役等が定款ドラフトの内容を確認し、修正箇所があれば秘書役が修正します。

【決議書署名】… ③

内容を確認の上、問題が無ければ決議書を作成し取締役が署名します。

【決議書を CCM へ提出】… ④

取締役が決議書に署名の上、会社秘書役が CCM へ提出します。

【CCM より承認取得】… ⑤

決議書が CCM より承認されます。



株式

■ マレーシアにおける株式の概要

マレーシアでは、定款の定めにより、普通株式だけではなく、種類株式や優先株式を発行することが可能です。種類株式、優先株式とは、配当金、議決権、資本金の払戻し等についての優先権または制限を定めた株式です。

なお、新会社法では、額面制度と授権資本制度が廃止されています(74条、97条)。

■ 新株の発行

[設立時の新株発行]

法人設立の最低資本金は1リンギットであり、会社設立時には最低1株(1リンギット)発行する必要があります。ただし、これは最低の払込資本であり、事業を行うためのライセンスや就労ビザ取得を考慮したものではありません。業種、外資の資本比率、ビザの種類等により、設立時の必要発行株式数が変わってきます。そのため、実際に設立を検討する際は、業種や設立形態等の情報をもとに当局に問い合わせるか、専門家に相談する必要があります。

[設立後の新株発行]

通常(臨時)株主総会によって発行株式数、種類が採択されます。通常株式を発行する場合は年次株主総会で普通決議を行い、取締役会で決定します。

新会社法では新株発行に関し、以下のことが認められています。

- ・異なる階級で発行できる
- ・償還することができる（69条）

■ 増資

会社が解散する場合を除き、増資された資本のいかなる部分も繰上償還することができないという条件のもとで、自己資本の額を増額することができます（84条）。

これら一連の業務は会社秘書役が行います。会社は資本金の入金を確認できた段階で、銀行の入金確認書を会社秘書役へ送付します。その後、会社秘書役は増資手続に必要な書類を準備します。

増資は株主総会の承認事項ですが、決議を行うことにより、取締役会に権限を委譲することも可能です。その場合、取締役決議書も必要となります（75、76条）。

[必要書類]

株式割当

- ・ 所定のフォーム類
- ・ 取締役決議書（臨時株主総会招集通知、株式割当など）
- ・ 株主決議書（取締役会に株式割当の権限を与える）
- ・ 各株主の株式割当承諾書（Allotment Letter）

株式譲渡

- ・ 取締役決議書（株式譲渡を承認）
- ・ フォーム32A（作成、署名後、印紙税の納付）

これらの書類の必要箇所への署名・印紙税納付が完了し、マレーシ



V 会社法

ア会社登記所に届出を行うことで、増資額が払込資本金に反映されます。増資の事実がCCMの会社情報（Company Profile）に反映されるまで、通常1～2カ月かかります。所定の費用を支払い、エクスプレスファイリング（Express Filing）と呼ばれる至急データ更新をCCMに申請すると、約1～2週間で反映させることも可能です。これは会社設立後、ビザ申請やさまざまな申請を行うために要する日数を短縮する場合に有効です。

■ 減資

会社法では、減資を行うためには、株主総会の特別決議で議決権の3/4以上の賛成が必要と定められています。

旧会社法では、減資を行うには株主総会の特別決議による承認と裁判所の承認が必要とされていました。しかし、新会社法では裁判所の承認を取得する従来の方法による減資に加え、非公開会社に限って、下記のプロセスを満たす場合は裁判所による承認がなくとも減資を行えるようになりました（117条）。

- ・ 株主総会の特別決議による承認
- ・ 特別決議の日から7日以内に、マレーシア内国歳入庁長官（Director General of the Inland Revenue Board of Malaysia）およびマレーシア会社登記所に対して通知の送付
- ・ 会社の全取締役が減資に関する支払能力宣言（Solvency Statement）を作成

資本金の増資手続では旧会社法からの変更点はありませんでしたが、減資手続においては旧会社法と比較して手続が簡素化されています。

■ 自己株式の取得

公開会社では、定款に記載があれば自己株式の購入が認められています。ただし、自己株式の取得は、以下に該当する場合は行うことができません（127条）。

- ・ 取得日において支払能力がない場合。取得した株式に対しての支払義務のある債務によって支払能力がなくなってしまう場合
- ・ 有価証券法に関連した法によって取引が行われない場合
- ・ 不正があり、自社の利益にならない場合

違反した場合は、懲役5年、もしくは10万リングット、またはその両方が科されます。

■ 配当

会社は、保有株式数、投資資本金額に応じて配当を行うことができます。配当については、まず取締役会で決議された後に、株主総会で承認・宣言が行われます。配当を行う場合は、債務支払能力に問題がなく、分配可能利益がなければなりません（131条）。

旧会社法では、年次配当については年次株主総会での承認が必要であり、中間配当には取締役会の承認が必要でした。新会社法では年次配当、中間配当ともに取締役会の承認事項となります。ここで、債務支払能力に問題がないとは、利益剰余金を保有し、かつ配当後12カ月間における会社債務を返済可能な範囲であることを意味します。

会社は上記範囲内で金額を設定することができますが、取締役はその行為により会社の支払能力に悪影響が生じないことを、確認する必要があります（ソルベンシー・テスト）。ソルベンシー・テストに違反がある場合、取締役は民事上・刑事上の責任を負わなければならない場合があります。



株主総会

■ 株主総会

株主総会とは、株主によって構成される必要的常置機関です。マレーシアの会社法上、株主総会には年次株主総会、臨時株主総会、法定株主総会の3つがあります（会社法340条）。

[年次株主総会]

会社法で、年次株主総会の開催が義務付けられているのは公開会社（Bhd.）のみで、非公開会社（Sdn. Bhd.）の開催義務は撤廃されました。旧会社法では年次株主総会を開催しない場合、その日数に応じて罰金が課されましたが、非公開会社は年次株主総会を開催しなくとも、罰金を支払う必要がないということになります。しかし、非公開会社であっても、旧会社法に基づいて定款が作成され、年次株主総会を行う旨記載されている場合は、年次株主総会を開催する必要がある点に注意が必要です（340条）。

年次株主総会は1年に1度、決算から6カ月以内、かつ前回の年次株主総会から15カ月以内に開催する必要があります。ただし、法人設立後最初の年次株主総会に限り、設立から18カ月以内に開催と定められています。

年次株主総会の決議要件

年次株主総会の決議要件には、普通決議と特別決議の2種類があります。

年次株主総会の普通決議

普通決議において議決されるのは、下記の項目となります。決議を採択するには、年次株主総会と同様に、株主総会に出席した株主の過半数の賛成が必要です（291条）。

- ・ 監査済財務諸表および取締役・監査報告書の確認
- ・ 会計監査人の選任
- ・ 取締役退任に伴う選任
- ・ 取締役の報酬の決定
- ・ その他定款に定められた事項

年次株主総会の特別決議

特別決議において議決されるのは、普通決議において議決される項目以外であり、例として取締役の報酬額等が挙げられます。決議を採択するには、出席した株主の75%以上の賛成が必要となります（292条）。

年次株主総会の議決権

年次株主総会の決議方法は、挙手制か署名制のどちらかが取られています。次の場合は、署名制による議決が可能です（293条）。

- ・ 議長または3人以上の株主が要求した場合
- ・ 1/10以上の株式または投票権を所有している株主が要求した場合

挙手制の場合、出資比率に関係なく1人1議決権を有することになります。ただし、代理人への議決権委譲はできないので注意が必要です。出資比率による決議を行いたい場合は、決議時に投票制を採用す



V 会社法

るよう要求する必要があります。

[臨時株主総会]

臨時株主総会とは、通常年次総会とは別に、取締役あるいは10%以上の株式を所有する株主の要求によって開催される株主総会を指します。

臨時株主総会の決議要件

臨時株主総会の決議要件は、年次株主総会と同様に、普通決議と特別決議の2種類があります。

臨時株主総会の普通決議

会社法・定款の規定に基づき特別決議が必要とされる場合以外の決議であり、決議内容を選択するには、年次株主総会と同様に、株主総会に出席した株主の過半数の議決権が必要となります。普通決議の決議事項としては、下記の項目が挙げられます (291条)。

- ・取締役の任命、解任
- ・株式発行
- ・取締役に関係のある資産売買

臨時株主総会の特別決議

下記の項目について採用する場合は、特別決議をもって決議すると、新会社法に定められています (292条)。

- ・会社名の変更 (28条)
- ・定款の採用、変更 (32、36条)
- ・公開会社、非公開会社の会社形態の変更 (41条)

- ・ 種類株式の発行（69条）
- ・ 減資（115条）
- ・ 会社清算（439条）

株主総会開催の21日前に開催を通知する必要がある、決議内容を採択するには、年次株主総会と同様に、出席した株主の75%以上の賛成が必要となります。

【法定株主総会】

法定株主総会とは、非公開会社から公開会社となる認可が降りた日から計算して、1カ月後から3カ月後までの2カ月間に開催する必要がある株主総会です。実際に法定株主総会を行うのは、公開会社の認可が降りたときの1回のみとなっています。

■ 株主総会の招集

【開催場所】

株主総会の開催場所は、招集通知に明記する必要があります。また、年次株主総会に関し、旧会社法では本店登記されている州で開催することが義務付けられていましたが、新会社法では定款に定めることにより、通信技術等を使用して複数の会場を設置し、マレーシア国外からも参加することが可能となりました。日本の会社法には、株主総会の開催場所について特に規制はありませんが、マレーシア会社法では主要会場はマレーシア国内でなければならず、議長はこの主要会場に出席する必要があります（327条）。

【招集権者と招集通知】

招集権者は、取締役会または発行済の株式の10%以上を有している者（定款に10%以下に定めることも可能）とされています（310



V 会社法

条)。

招集通知に関しても、公開会社と非公開会社で異なる点があります。

非公開会社の株主総会招集

非公開会社の場合、株主総会の招集は少なくとも開催の14日前、定款で別途定めのある場合はそれ以上前に、告知しなければいけません(292条)。

公開会社の株主総会招集

公開会社の場合、年次株主総会の招集通知は少なくとも開催の21日前、定款で別途定めのある場合はそれ以上前に告知し、招集しなければいけません。年次株主総会以外は少なくとも開催の14日前、定款で別途定めのある場合はそれ以上前に告知し、招集しなければいけません(316条)。

ただし、取締役の任命・解任を行う場合には、特別に28日間の通知期間が必要となるため、注意が必要です。

通知の方法は、書面または電子通知のどちらか、または書面と電子通知の両方が認められています(319条)。

【招集権者と招集通知に関する規定】

	マレーシア	日本
招集権者	取締役会、または発行株式の10%以上を保有しているもの ※定款で10%以下に定めることも可	取締役会設置会社：取締役会 取締役非会設置会社：取締役
招集通知	書面または電子通知 ※両方を使用することも可	書面または電子通知 ※会社の形態により口頭でも可
招集通知発送期限	公開会社：21日前まで 非公開会社：14日前まで ※特別決議の場合は21日前まで ※定款で定めることで延長可	公開会社：原則2週間前まで 非公開会社：原則1週間前まで ※定款に定めることで短縮可 ※書面や電子通知による議決権行使の定めがある場合は2週間前まで

【開催手続】

株主総会の開催手続に関しても、公開会社と非公開会社で異なる点があるため、注意が必要です。

公開会社の株主総会開催手続

すべての公開会社は年次株主総会を開催する必要があります（340条）。設立完了後の最初の年次株主総会は、設立から18カ月以内に行わなければならない、その後は開催した月から15カ月以内、かつ決算日から6カ月以内に行う必要があります。その際、一年度に一回開催すれば、さらに開くことは必要ありません。

非公開会社の株主総会開催手続

非公開会社では、一定の議題（取締役や監査役の解任）を除き書面での決議が許されているため、書面に署名をする方法が一般的です。書面での決議の場合は、書面送付から28日以内に、株主の合意の署名が記載された書面に基づいて決議されます。



V 会社法

■ 少数株主の保護

日本では資本多数決のもと取締役や監査役が選出されることから、多数派株主により支配され、会社運営が適切に行われなくなり、個々の株主の利益が害される場合があります。そこで、会社法は個々の株主がそれらを監督し、是正することを認めており、これらの権利が少数派の株主を保護していると言えます。しかし、これらの権利が強力なものであることから、権利の濫用の危険があります。これを防ぐため、一定の所有要件と期間要件が定められています。

マレーシアでは、会社法は、いかなる株主も、会社が当該株主の利益に対し抑圧的または不公平に行動した場合、裁判所に申し立てができるとしています。会社法は裁判所に対して以下の権利を付与し、株主保護のために公正に対処するよう会社に対して要求できることを規定しています（93条）。

- ・ 当該行為を公正に導く、もしくは禁止すること、また決議を変更すること
- ・ 将来における会社運営を規制すること
- ・ 他の株主、当該会社、社債保有者からの株式取得に関し、規定を定めること
- ・ 会社による自己株取得の際、減資についての規定を定めること
- ・ 会社を解散させること

取締役（取締役会）

■ 取締役（取締役会）

[取締役（取締役会）の概要]

日本では業務上の意思決定機能は代表取締役に委譲されますが、マレーシアでは取締役会が意思決定機能を有しています。ただし、定款への記載によって、意思決定機能を下記の者に委譲することが可能です。

- ・ 取締役会が代表権を委譲するに値する能力を持つと認められた者
- ・ 業務執行役員に値する個人（主にマネージング・ディレクター（代表取締役）等の役職に就いている者など）

当該意思決定機能の内容には、代表取締役の監督権、代表取締役の選任や退任、報酬（非公開会社のみ）などが含まれます。

ただし、株主総会とは異なり、会社法で決議事項を定めているということはありません。会社の定款の定めに従い、決議事項が決められます。そのため、定款の作成や改正の際は、弁護士や専門のコンサルタントにアドバイスをもらい、慎重に対処する必要があります。

[取締役の人数]

日本では、取締役の人数は取締役会設置会社であれば3人以上でなければならず、取締役会非設置会社であれば1人以上であることが求められています。マレーシアの場合、公開会社は2人以上、非公開会社は1人以上の、マレーシアに居住性を有する取締役に登記する必要



V 会社法

があります。あくまで居住性を有することが条件であり、マレーシア国籍が要件となるわけではないため、就労ビザを取得している外国人もこれに該当します。

[取締役の要件]

取締役の要件は以下のとおりです（196条）。

- ・ マレーシアに居住性を有すること
- ・ なんらかの精神障害を患っていないこと
- ・ 破産者でないこと
- ・ 18歳以上であること
- ・ 国籍は問わない

居住性の判断については、以下に詳細を記載します。

- ・ マレーシア国籍を有しているか
- ・ マレーシアに住所を有しているか（外国人の場合）
※マレーシアにおける居所賃貸契約書等で確認
- ・ マレーシアでの就労ビザを取得しているか（外国人の場合）

居住性を証明する書類をマレーシア会社登記所に提出することで、居住性を有すると判断され、現地取締役现就任する要件を満たすことができます。

実務上では、多くの会社が名義貸しを行っており、まずは名義を借り、就労ビザの取得が完了した段階で、取締役変更の手続を行うのが通例です。CCMのデータベースに反映されるまで1カ月程度かかりますので、この間は名義貸しを行う必要があります。

〔取締役の選任・解任〕

取締役の選任に関しては、設立時を除き、日本と同様に株主総会の普通決議で選任します。また、定款の定めにより取締役会で選任することもできます。

解任に関しても、日本と同じく株主総会の普通決議で解任することが可能です。公開会社の場合は、解任する取締役への事前通知が必要となります。

取締役の選任・解任を行う際の株主総会の招集は少なくとも28日前に通知しなければなりません。

〔取締役の任期〕

日本の場合、取締役の任期は原則として2年以内です。これは取締役としての適否を株主に確認するためと解されています。非公開会社の場合は、10年まで伸ばすことが可能となります。株主の変動が少なく、緊密な関係にあることが想定されるためです。

一方、マレーシアでは、公開会社の場合、最初の年次株主総会で全取締役が自動的に退任することになります。ただし、その後再び同じ取締役を選任することも可能です。2回目からの年次株主総会では、取締役の1/3（取締役の人数が3の倍数でない場合は1/3に近似する人数）が退任することになります。退任の順序は、在任期間の長い取締役からとなります。退任した取締役を再任することも可能です。非公開会社の場合は、別途定款に定められた期間までとなります。

〔辞任〕

取締役が辞任する場合は、辞表を提出し、取締役会で承認する旨の決議がなされたのちに辞任となります。ただし、会社の取締役が1名のみである場合は、後任の取締役が選任されるまで辞任は有効となり



V 会社法

ません (209条)。

〔代表取締役〕

日本の代表取締役の概念と同様に、取締役の中から1名のマネージング・ディレクターを選任する必要があります。また、マネージング・ディレクターとして登記を行うことで任期の制限がなくなり、かつ株主総会で退任する必要もありません (212条)。

〔取締役の報酬〕

日本の場合は取締役の報酬は、お手盛り防止の観点から、通常、定款で定めるか、または株主総会の普通決議で定められます。

マレーシアの公開会社も、取締役の報酬は株主総会で決議されます。非公開会社の取締役の報酬は、定款で定めることにより取締役会での決議が可能になりますが、決議から14日以内に株主への通知が必要です。

〔取締役会の開催手続〕

取締役会開催の際には、マレーシア国内にいるすべての取締役に對して通知を送付する必要があります。通知には、取締役会の日付、時間、場所と議題が記載されなければいけません。通知方法は電話、FAX、Eメール、口頭など、簡易的な方法でも構わないとされています。株主総会とは異なり、招集期間は特に設定されていませんが、通知から開催まで、準備や移動に要する時間を考慮し適切な期間を設定する必要があります (317条)。

また、取締役会開催のための定足数に関しては、日本では過半数 (定款でこれを上回ることは可能) ですが、マレーシアでは2名もしくは定款の定めによるとされています (328条)。

【取締役会の開催場所・決議】

取締役会の開催場所は特に規定されておらず、定款で定めることでインターネットによる通信会議も可能です。また、取締役全員が決議内容に賛成の場合は、取締役全員の署名も併せて記載することで、書面での決議が可能となっています。なお、通常取締役会では決議事項は出席者による多数決で決定されます。

【マレーシアの取締役（取締役会）】

人数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開会社：2 名以上 （マレーシアに居住性を有する者を最低 2 名以上含める） ・ 非公開会社：1 名以上 （マレーシアに居住性を有する者を最低 1 名以上含める）
国籍	定めなし
選任	株主総会決議
解任	株主総会決議
任期	ローテーション制のため、特段、任期の定めなし
報酬	公開会社：年次株主総会決議 非公開会社：年次株主総会決議もしくは定款で定めることにより取締役会決議も可



会社秘書役

■ 会社秘書役

会社秘書役とは、新会社法で規定されている、会社の設立や各種登記書類の作成、実際の政府手続の役割を担う役職であり、企業ごとに会社秘書役を任命し、登記を行う必要があります。会社秘書役は日本にはない概念であるため、新規で現地法人を設立するにあたり、その役割を軽視してしまう傾向があります。

しかし、組織のコンプライアンスを担う重要な役割なので、秘書役によって、組織の管理も大きく変わってきます。

[会社秘書役の設置義務]

マレーシアのすべての会社には、1人以上の会社秘書役の設置が義務付けられています（235条）。

[会社秘書役の要件]

会社秘書役の資格は、マレーシアを主要な居住地とする18歳以上の自然人で、かつ有資格者であることです。会社秘書役協会などの定められた組織の会員か、もしくはマレーシア会社登記所により許可を得ていなければなりません。

[会社秘書役の選任・解任]

会計秘書役の選任・解任は、取締役会の決議によって行われます。

【会社秘書役制度】

設置義務	すべての会社（休暇中も含む）
選任方法	取締役会
要件	<ul style="list-style-type: none">・マレーシア居住性を有する・18歳以上の自然人である・秘書資格を有する・会社秘書役協会等の会員である



会計監査人

■ 会計監査人

[会計監査人の設置義務]

日本では監査義務は上場会社と大会社のみに課せられていますが、マレーシアにおいては公開会社、非公開会社に問わず、すべての会社に、外部会計監査人の監査を受ける義務があります。会計監査人は年次株主総会に会計書類の監査報告書を提出し、承認を受けたものを、承認後1カ月以内にマレーシア会社登記所に届ける必要があります。年次株主総会は、原則、会計年度末から6カ月以内に開催する必要があり、監査人は損益計算書、貸借対照表、監査報告書を提出します。ただし、新会社法では、年次株主総会の開催義務は、公開会社にのみ課せられています。

なお、清算期間中の会社と、駐在員事務所は監査の対象とはなりません。

[会計監査人の人数]

マレーシアでは1人以上の会計監査人を選任する必要があります。

[会計監査人の要件]

会計監査人は、マレーシアで公認会計士の認定を受けていることが要件となります。また、会社との利害関係を有する者、取締役、従業員などを選任することはできません。

[会計監査人の選任・解任]

会計監査人は、会社設立時を除いて、年次株主総会の決議で選任し

ます。解任については、株主総会の特別決議で決定されます。

万が一、会計監査人に欠員が出た場合は、臨時株主総会を開催し、新しい会計監査人を選任しなければなりません。

設立時の創立総会では、特に会計監査人を選任する必要はありませんが、初年度の年次株主総会までに選任する必要があります。

【会計監査人の権限】

会計監査人は会社が作成する決算書の監査を行い、監査報告書で決算書の適正性について意見表明を行います。会計監査人には、監査を実施するための会計帳簿や証券類を閲覧したり、質問をする権限が与えられており、会社は会計監査人の求めに応じて資料の提供や質問への回答をしなければなりません。

【会計監査人制度】

	マレーシア	日本
設置義務	すべての会社（休暇中も含む）	上場会社または大会社
被選資格	公認会計士または監査法人	公認会計士または監査法人
選任方法	株主総会	株主総会
任期	1年	1年



V 会社法

Q&A ①

Q

駐在員事務所の運営期限が迫っているのですが、どのように更新すればよいのでしょうか？

A

駐在員事務所の更新手続は、失効日の3カ月前に開始します。

更新フローに関しては P. 101 ~ 104 を参照してください。

Q&A ②

Q

マレーシアにおいて、定款はどのような形式で作成すればよいのでしょうか？

A

マレーシアでは会社定款は以下の2部構成となり、M&Aと呼ばれます。

- ・基本定款 (Memorandum of Association)
- ・附属定款 (Articles of Association)

基本定款と附属定款の記載事項に関しては P. 88, 162 を参照してください。

Q&A ③

Q

マレーシアでの工場の新設に際し、何か注意点はあるでしょうか？

A

工場の新設にかかる事業者の義務（環境規制の注意点）について説明します。

[事業目的と事業を行う土地の適合性を以下のいずれかに確認]

- ・不動産エージェント
- ・州政府
- ・州の環境局

[指定事業を行う事業者は、工場建設前に EIA のコンサルタントを雇い、報告書を作成し、事業の許可を得る]

- ※指定事業：化学、石油化学、アルミ・銅などの精錬所、製紙・パルプ製造等
- ※許可まで数カ月かかることがある

[指定事業ではない場合、建設開始前に工場所在地の州の環境局に対し、工場立地適正審査を申請する]

- ※この認可は製造ライセンス証書の発行に必要となる
- ※所要時間は約 1 カ月

[焼却炉、焼却設備、煙突の建設や設置には環境局の事前許可を取る]

- ※指定廃棄物（Scheduled Waste）を排出する会社は、排出事業者（Waste Generator）として登録
- ※廃棄物が排出されたら届出を行い、法令に従って管理・保管・運搬・処分を行う

なお、マレーシアでは、工業団地は A 地区 B 地区にわかれており、A 地区より B 地区の方が規制が緩やかです。また、住宅地や農地に隣接した土地は環境局の審査が厳しいため、B 地区で工場を設立する場合も、住宅地や農地が周囲にないことを確認しておく、審査が長期化せずスムーズな申請が可能です。



V 会社法

Q&A ④

Q

ネームサーチした会社名は、どれくらいの期間、保持することができますか？

A

以下、ネームサーチした会社名の保全是以下のとおりです。

[保全行為の正当性]

会社名（Corporate Name）の変更に先立ち、特定の会社名が他社に用いられないことがないよう保全（Reservation）を行うことは、マレーシアの会社登記時においてもしばしば行われる合法的行為です。

外国法人の支店についても、会社登記上すでに使用されている会社名でないことを検索（Name Search）する必要があり、有効な会社名は、他社に用いられないことがないよう、会社名変更手続の日まで保全を行うことができます。

[保全の工程および実行者]

会社名の検索およびその保全是、マレーシア会社登記所申請用 MyCoID のユーザー ID を有する者であれば実行が可能です。一般的には、会社秘書役が会社名検索を行います。

会社名の検索を行った後、問題がなければ、発行される会社登記所の認可（Approval）をもって、会社登記や会社名変更の手続を行うことができます。

この段階で申請者は、30 日間同会社名を保全することができます。

なお、申請費用は 50 リンギットです。

[保全の延長]

会社名の保全期間 30 日が経過する前に、同申請者は再度の申請により、さらに 30 日間、保全期間を延長（Extension）することができます。

延長申請費用は 50 リンギットです。

[保全延長の限度]

上記保全期間の延長は、最大 5 回、合計 180 日まで確保することが可能です。

ただし、その後の 90 日間、保全のできない冷却期間（Cooling off Period）が発生します。これは、同一の申請者による同一の会社名保全の申請・延長ができなくなるということで、実質、会社名の保全是 180 日までしかできません。

[参考資料・ウェブサイト]

- ・ 公益社団法人 日本監査役協会 「マレーシア編」
http://www.kansa.or.jp/support/el009_130730_13.pdf
- ・ マレーシア生産性公社
<http://www.pemudah.gov.my/>
- ・ Companies Commission of Malaysia (CCM : マレーシア会社登記所)
<http://www.ssm.com.my/>
- ・ Laws of Malaysia, Companies Act
<https://www.ssm.com.my/acts/fscommand/CompaniesAct.htm>
- ・ SSM 発行のガイドライン



會計



マレーシアの会計制度

■ マレーシア会計制度の概要

[会計関連法規]

マレーシアには、企業情報開示に関する法規・ガイドラインとして、会社法、マレーシア会計基準、マレーシア証券取引所（ブルサ・マレーシア）ガイドライン*があります。

*Bursa Malaysia Securities Berhad 旧クアラ Lumpur 証券取引所（KLSE : Kuala Lumpur Stock Exchange）

【関連法規・ガイドライン一覧】

	非上場企業	上場企業
開示方法に関するもの	会社法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社法 ・ マレーシア証券取引所ガイドライン
開示内容に関するもの	会社法 マレーシア会計基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社法 ・ マレーシア会計基準 ・ マレーシア証券取引所ガイドライン

【マレーシア会計制度の基本事項】

関連法	会計法、マレーシア会計基準等
会計通貨	リンギット
記帳言語	マレーシア語、英語のいずれか
記帳保存期間	7年
会計期間	任意の1年間
マレーシア会計基準の遵守対象	元原則すべての事業体 (中小企業向け会計基準あり)

マレーシアで事業を行う法人は、会社法の規定に従わなければなりません。会計については、会社法166条から169条で、年次報告書に含まれる財務諸表の内容や手続等について規定しており、さらに会計基準審議会（MASB：Malaysian Accounting Standards Board）が作成した会計基準に準拠して財務諸表を作成することが要求されます。会社法は大枠のみを規定する簡潔なものとなっており、詳細は各種政令や通達によって変更が行われていく仕組みとなっています。

公開会社と上場会社については、マレーシア証券取引所等が定めるガイドラインによって、多数存在する利害関係者保護のために適時企業情報の開示が求められています。

【会計期間】

マレーシアにある法人の会計期間は1年で、任意に設定できます。法人税の課税年度は、通常、会社が定める会計期間に従うことになるため、親会社の決算日に合わせた会計期間を採用するのが一般的です。

また、監査は休眠会社を含めたすべてに実施が義務付けられます。

【会計帳簿】

事業を営む、あるいは自由業に従事する個人納税者および法人納税者は、会計帳簿を備えなければなりません。取締役は会計帳簿を作成し、登記上の本店所在地に保管する義務を負っています。通常、会計帳簿は税法等が別途規定していない限り、一般に公正妥当と認められる会計基準に従って作成しなければならず、言語はマレーシア語または英語、通貨はリンギット建てで記帳するのが原則です。

会計帳簿および作成の基礎となった請求書や納品書等の証票類は、会社法の規定により最低7年間保存する義務を負います（会社法245条3項）。



VI 会計

[言語・通貨]

開示書類について、マレーシア会社登記所（CCM：Companies Commission of Malaysia）[※]の指針では言語は原則としてマレーシア語もしくは英語でなければなりません。通貨については、原則としてリングgitを使用することになっています（会社法 259条1項(C)）。

※マレーシア語の略でSSMと呼ばれることもある

マレーシア会計基準

■ 会計基準概要

マレーシアで登記されている会社は、すべてMASBが定めた会計基準に従います。公開会社は、MASBが定めているマレーシア会計基準（MFRS：Malaysian Financial Reporting Standards）を遵守しなければなりません。MFRSの基準は、一部の例外を除き、ほぼ国際財務報告基準（IFRS：International Financial Reporting Standards）と同じであり、2012年に従来の財務報告基準（FRS）に代わり導入されました。

非公開会社の場合は、通常はMASBが認めている非公開会社用の会計基準（MPERS：Malaysian Private Entities Reporting Standards）を選択します。

■ 会計基準の設定主体

マレーシアの会計基準は、MASBによって設定や改廃についての研究・査証が行われています。この委員会は政府機関に所属することなく、独立した機関として設置され、マレーシア中央銀行関係者、証券機関関係者や会計事務所などのメンバーによって構成されています。

■ 会計基準の適用と報告

マレーシア証券取引所に上場している会社は、決算日から4カ月以内に当該取引所に、MFRSに準拠した監査済決算書を提出することが義務付けられています。また、四半期報告についても、四半期終了日から2カ月以内の取引所への報告が義務付けられていますが、これは監査は不要とされています。



VI 会計

上場会社以外の会社は、基本的にMPERSを適用しています。会社法では、すべての会社が監査を受けるよう定めており、年次総会で承認された監査済の決算書はCCMへ届出ることが義務付けられています。

前述のとおり、マレーシアは2つの会計基準が存在します。上場会社等が強制適用を受けるMFRSと、それ以外の会社が適用しているMPERSです。ただし、上場会社等以外がMPERSの適用を強制される訳ではなく、MFRSを任意で適用することも可能です。いずれも、1997年に発布された財務報告法（Financial Reporting Act 1997）により設定された独立した機関である、MASBが基準の設定や改廃を行っています。

マレーシア証券取引所に上場しているマレーシア企業は、MFRSに基づいて財務諸表を作成しなければなりません。ただし、マレーシア証券取引所に上場している外国企業は、IFRSに基づき財務諸表を作成することが容認されています。

マレーシアにおける日系企業の多くはマレーシアの上場会社等に該当しないため、MPERSを適用しています。日本の親会社がIFRSへの移行を計画している場合、マレーシアにある子会社についても採用する会計基準をMPERSからMFRSに変更することは可能であり、その場合には、親会社の移行計画と時期や手順をあわせた変更が望ましいと考えられます。

【上場・非上場別の会計基準】

会社	会計基準
上場会社	MFRS
非上場会社	MPERS

【マレーシア会計基準】

第1号	非公開会社
第2号	財務諸表の目的
第3号	財務諸表の公平性
第4号	財務諸表の表示
第5号	貸借対照表
第6号	株主持分変動計算書
第7号	キャッシュフロー計算書
第8号	注記
第9号	連結および個別財務諸表
第10号	会計原則
第11号	基本的金融商品
第12号	その他金融商品
第13号	棚卸資産
第14号	関連会社に対する投資
第15号	ジョイント・ベンチャーに対する持分
第16号	投資不動産
第17号	有形固定資産
第18号	のれん以外の無形固定資産
第19号	企業連結とのれん
第20号	リース
第21号	偶発資産、偶発負債
第22号	資本と負債
第23号	収益
第24号	政府補助金
第25号	借入費用
第26号	株式報酬
第27号	資産の減損
第28号	従業員給付
第29号	法人所得税
第30号	外国為替レート
第31号	超インフレ経済下における財務報告
第32号	会計期間終了後の処理
第33号	関連当事者についての開示
第34号	特別活動（農業、デベロッパー）
第35号	MPERS への移行



IFRS

■ IFRS

[世界的な IFRS 適用の流れ]

このところ、企業活動のグローバル化が進んでおり、それに伴い国際間のM&Aや金融市場取引も増加の一途をたどっています。このような状況の中、投資家はより安全でリターンの高い企業に対して投資をしていきたいという希望があります。そこで、グローバルな視野での企業間の比較可能性を高めるため、会計処理についても全世界的に統一化しようという動きがみられます。その中心となっているのが、IFRSです。当初はEU域内の上場企業に対する会計基準として始まったものでしたが、現在では世界で100カ国以上が導入しており、日本やアメリカなど優れた理論に基づく自国の会計基準を持った国でも、採用を検討するほどになっています。

[マレーシアにおける IFRS の導入]

マレーシアは、アジア諸国の中でも早くから、国際基準の規定を積極的に国内基準に取り入れてきた国の一つです。2008年8月に、MASBがIFRSの導入を発表し、2011年11月からIFRSを取込んだマレーシア会計基準（MFRS）が導入されました。

MFRS 141に定められた農業（Agriculture）、および国際財務報告解釈指針委員会（IFRIC）第15号不動産の建設に関する契約（Agreements for the Construction of Real Estate）を除き、閉鎖企業以外のすべての企業は、2012年1月1日またはそれ以降に開始する会計年度からMFRSに従うことになりました。

MFRSは、ほぼIFRSに準拠した財務諸表であり、初めて財務諸

表および中間財務諸表を作成する企業は、MFRS 1の「最初にマレーシア財務報告基準を採択する際の処理」(First-time adoption of Malaysian Financial Reporting Standards) に従わねばなりません。MFRSに従うことで、IFRSに準拠した財務諸表が作成されます。

2016年1月1日から、従来、上場企業以外が採用していた会計制度、PERS (Private Entities Reporting Standards) が廃止されました。代わって採用された新会計制度、MPERSは、中小企業向けではあるが国際会計基準とほぼ同等であり、大企業だけでなく中小企業にも国際基準を適用していくことにより、国際化へ舵を切っています。



マレーシアの開示制度

■ 開示制度の概要

マレーシアには、企業情報開示に関する法規およびガイドラインとして、下記3つの基準があります。

- ・会社法
- ・マレーシア会計基準（および財務報告法）
- ・マレーシア証券取引所ガイドライン

【開示対象、開示方法および頻度】

全企業共通

会社法によれば、マレーシア国内で登記されているすべての会社は「年次報告書」を作成しなければなりません。年次報告書は当該企業の会計年度が終了してから6カ月以内に開催される年次総会に対して提出されます。ただし、この総会開催日の遅くとも14日前には、すべての株主に対してこの年次報告書のコピーが送付されていなければなりません。

その内容が株主総会によって承認された後に、企業は会社法169条に定める形式に従って「年次申告書」を作成し、これを株主総会の日から1カ月以内にCCMに提出しなければなりません。

年次申告書を閲覧したい者は誰でも、CCMを通じて閲覧することができます。上場企業の場合はマレーシア証券取引所でも閲覧可能です。企業がウェブサイトで自主的に開示している場合もあります。

上場企業

マレーシア証券取引所に上場している企業は、会計年度終了から4カ月以内に、上記の年次報告書を取引所に提出しなければなりません。また、少なくとも年次総会の開催日21日前には、すべての株主に対して、この年次報告書のコピーが送付されていなければなりません。

さらに、各四半期終了から2カ月以内に「四半期報告書」を作成し、当該取引所に提出しなければなりません。ただし、四半期報告書については、監査は必要ありません。年次報告書同様、四半期報告書の内容は取引所を通じて公開されますが、企業がウェブサイトで自主的に開示している場合もあります。

■ 開示内容

全企業共通

「年次報告書」は、一般に、監査済財務諸表（年次および四半期報告書）、取締役報告書、取締役陳述書、内部統制報告書、監査報告書からなります。

会社法によれば、監査済財務諸表のうち提出が義務付けられているのは、損益計算書、貸借対照表および財務諸表注記ですが、キャッシュフロー計算書が添付されることも多くなっています。これらの財務諸表は、MFRSあるいはIFRS、および会社法に従って作成されなければなりません。また、当該会社が子会社を有するならば、連結財務諸表を作成しなければなりません。

取締役報告書は取締役および監査役に関する情報、重要な資本の移動、事業の概要等についてまとめたもので、日本の有価証券報告書の「会社の概況」「事業の概況」「提出会社の概況」に相当します。

内部統制報告書では、株主が会社の主事業およびリスクマネジメントが十分にできているかを評価するために必要とされる情報を、マレ



VI 会計

ーシア証券取引所上場基準に則って報告します。取締役が会社の財務諸表の適正性を株主に対して陳述・宣誓するものです。取締役報告書および取締役陳述書には2名以上の取締役の署名が必要とされています。

財務諸表は、英語またはマレーシア語で記され、通貨はリングギットで表示することになっています。ただし、ステークホルダーの特性に鑑みて、非公式に北京語などの他言語やUSドルなどの他通貨で表記した報告書を開示している企業もあります。

なお、2003年度以降、財務諸表作成のもととなる会計帳簿は、原則7年間の保存が義務付けられています。

上場企業

マレーシア証券取引所上場基準の9章（Continuing Disclosure）に、それぞれの開示書類および開示項目に関する規定があります。

マレーシア証券取引所上場企業は四半期報告書として財務諸表（損益計算書、貸借対照表、財務諸表注記）を、年次報告書として監査済財務諸表、監査報告書、取締役報告書を作成します。

財務諸表には、会社法に基づく年次報告書の内容のほか、株式の状況や所有不動産明細、関連当事者取引、セグメント情報等が記載されます。

■ 開示スケジュール

すべての会社は会計年度終了後6カ月以内（会社設立後の第1回目の年次総会は決算日後6カ月以内、設立後18カ月以内）に株主総会を開催し、開催日より1カ月以内に年次報告書をCCMに届出する必要があります。

マレーシアの監査制度

■ マレーシアの監査制度

【マレーシアの監査制度】

マレーシア会社法は、駐在員事務と清算中の会社を除くすべての会社（支店含む）は、原則として年次の会計監査を受けるよう定めています。会計記録を作成・保管し、会計監査を受けた公正な財務諸表および取締役会報告書を作成した上で、年次株主総会で報告することが義務付けられています。

会社の規模の大小にかかわらず、休眠会社であっても、株主総会で会計監査人を任命し会計監査を受ける必要があります。ただし、設立後最初の年次株主総会（AGM：Annual General Meeting）前に限り、取締役会で任命することが可能です。

すべての会社に会計監査を義務付けているため、日本のように税務署が直接会社へ税務調査に入ることほとんどなく、監査会社が会計監査時に税額を確定することとなるため、実質的に監査会社が日本の税務署の機能を果たしているとも言えます。

【会計監査人の資格】

マレーシアで監査を行うためには、勅使会計士としてマレーシア会計士協会（MIA：Malaysian Institute of Accountants）に登録されていなければなりません。マレーシアで会計士として監査業務を行う資格を取得するには、3つの方法があります。

- ・ マレーシア会計士協会が実施する会計士試験に合格する
- ・ マレーシア国内の大学学部で会計学の博士号を取得した後、実務



VI 会計

経験を3年以上積む

- ・ 英連邦諸国等[※]の職業会計士団体において会計士の資格を取得した後、マレーシアの勅許会計士として登録する

※2014年時点、日本公認会計士協会は含まれてない

Q&A ①

Q

A というデベロッパー会社が、販売促進を目的として、フードモールの各テナントで使用可能な商品券を、無料で消費者に配布することを予定しています。商品券を無料で配布した場合、会計処理はどのようになるのでしょうか？

A

商品券を配布した時点では、特に会計処理はありません。しかし、消費者がこの商品券をテナントで使用し、そのテナントが A に対して精算を求めてきた際に、以下の処理が行われることになります。

(発行・配布時点)

会計処理なし

(精算時点)

販売促進費 (Promotion Expense) / 現預金 (Cash)

無料で配布された商品券が、必ずしもすべて使用されるとは限らないため、精算された際に初めて会計処理を行います。

このケースでは、無料で配布された商品券が、販促活動としての目的であるため、上記のような会計処理となります。

Q&A ②

Q

Q&A ①の商品券を、配布ではなく、テナントに販売した場合の会計処理はどうなるのでしょうか？ また、販売時に SST は発生するのでしょうか？

A

無料の配布ではなく有償での販売のため、以下の会計処理が発生することになります。

(販売時)

現金 (Cash) / 商品券 (Voucher)

(回収時)

商品券 (Voucher) / 現金 (Cash)

(失効時)

商品券 (Voucher) / 営業外収益 (Other Revenue)

商品券販売時の会計処理については、日本の会計処理と同様に基本的には B/S 上での動きとなります。

もし販売した商品券が失効した場合には、それを発行しているデベロッパー側に収益が発生致します。

SST については、販売時には課税されず、消費者がその商品券を使用した際に課税されることとなります。



VI 会計

[参考資料・ウェブサイト]

- ・ 公益社団法人監査役協会「国別海外監査ガイドブック マレーシア編」2013年7月30日
http://www.kansa.or.jp/support/el009_130730.pdf
- ・ 平賀正剛「制度的同型化としての会計基準の国際的統一」国際会計研究学会年報2012年度第1号
http://jaias.org/2012bulletin/03_JPN.pdf
- ・ Malaysian Accounting Standards Board (MASB : マレーシア会計基準審議会) <http://www.masb.org.my/>
- ・ Malaysian Institute of Accountants (MIA : マレーシア会計士協会)
<https://www.mia.org.my/v2/>
“A Guide to Understanding Annual Reports” <https://www.cpaaustralia.com.au/~media/corporate/allfiles/document/professional-resources/reporting/understanding-annual-reporting-malaysia.pdf?la=en>
- ・ Bank Negara Malaysia (マレーシア中央銀行)
<http://www.bnm.gov.my/>
- ・ “Financial Reporting Act 1997” 1997年3月6日
http://www.masb.org.my/pdf.php?pdf=2013jan-financial%20reporting%20act%201997%20act%20558.pdf&file_path=pdf
- ・ “Companies Act 1965”
<https://www.ssm.com.my/acts/fscommand/CompaniesAct.htm>



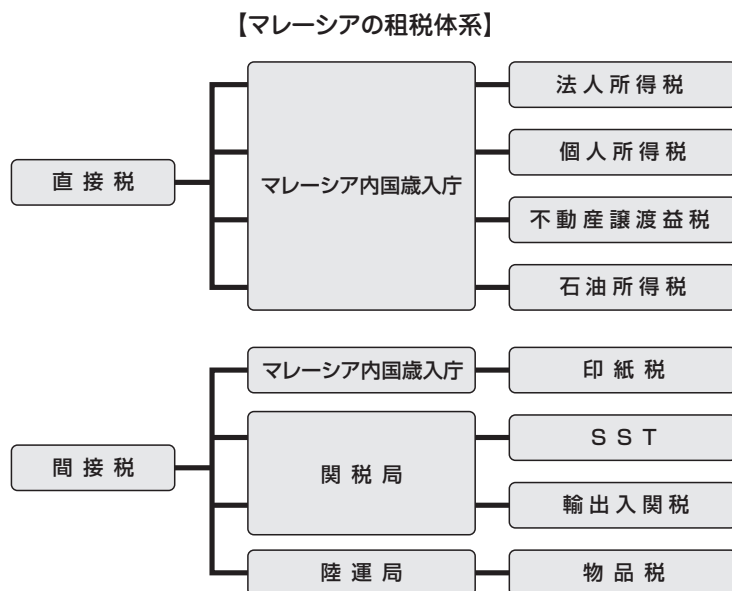
稅務



マレーシアにおける税務の概要

■ 租税の体系

マレーシアの租税の種類には、国が管轄する国税以外の地方税や市民税はなく、すべてが国税です。主な税金の種類は以下のとおりです。



マレーシアでは、財務省のマレーシア内国歳入庁が個人ならびに法人の所得税、石油所得税、不動産譲渡益税、印紙税を徴収しており、同省内の関税局、陸運局が、それぞれ輸出入関税、売上税・サービス税（SST）および物品税を管轄しています。

上記のうち、法人所得税と個人所得税については所得税法に規定されており、法律体系として、日本で言う各税法を補足する施行令、租

税特別措置法および基本通達などに似た規定があります。

また、マレーシアにおいては、以前から判例や慣習に基づいて税務行政が執行されていることが、少なくありません。

〔直接税と間接税〕

直接税

直接税とは、税金を納める「納税義務者」と、税金を実際に負担する者が同じである税金を言います。マレーシアにおいては個人所得税、法人所得税などがこれに該当します。

間接税

間接税とは、直接税と異なり、納める人と実際に負担する人が異なる税金を言います。売上税、サービス税、物品税などが該当します。

■ マレーシアの租税法

マレーシアの租税法については、日本の本法、施行令、通達といった体系と似ており、「所得税法」に国税の4税目が記載され、それを補完するものとして勅令、省令、内国歳入庁通達、歳入庁告示などが規定されています。それぞれの内容については、以下のとおりです。

所得税法

個人所得税、法人所得税、不動産譲渡益税、石油所得税の4税目について規定されており、マレーシア租税法の中心となる法律です。

勅令

内閣により発効され、所得税法が定める課税の免除や軽減を定めています。



Ⅶ 税務

省令、省告示

法令の細かい部分や、緊急の免税措置などを定めるために発効されます。

マレーシア内国歳入庁通達、歳入庁告示

法令の解釈をめぐり、より実務的な個別の事例に対応しています。

ルーリング

納税者が税法の解釈や実務上の取扱に困った際には、内国歳入庁に対して直接文書で問い合わせをすることが可能であり、その回答が質問者に返送されることをルーリングと呼びます。

一部の照会については公開され、実務上の指針として利用されています。ただし、あくまで個別事案としての事項ですので、これをもってすべて同じ解釈を適用できるとは限りません。

上記のように、法令やルールは存在しますが、それぞれが管轄省庁や適用範囲などに曖昧な部分を残しており、また、その時々を経済状況、社会情勢等により随時改正が行われています。

個人所得税

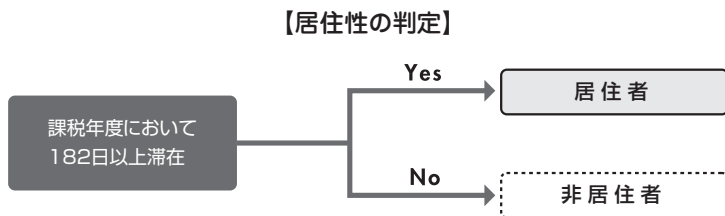
■ 個人所得税の概要

個人所得税を計算する場合、対象となる個人が居住者であるか非居住者であるかにより、所得範囲、税率および税額控除の有無等が異なります。したがって、所得税を計算する際には、まず、対象となる個人が居住者か非居住者であるかを判断する必要があります。

■ 居住者・非居住者の定義

居住性の判断は、マレーシアでの「滞在日数」を基準とするものであり、「国籍」「本籍」「出生地」を基準とすることはありません。あくまで、マレーシアの「滞在日数」に基づき居住性を判断します。

マレーシアにおいては、「暦年（その年の1月1日から12月31日）」を課税対象年としており、下記のように、「居住者」が定義付けられています。





■ 居住性に係る4つの判断基準

- ①当該暦年においてマレーシアに182日以上滞在した場合
- ②当該暦年におけるマレーシアの滞在が182日未満であるが、当該暦年度の直前、もしくは直後の暦年に「連続して」かつ「継続して」182日以上マレーシアに滞在した場合
- ③当該暦年における滞在日数が90日以上であり、直前4暦年中いずれかの3暦年において居住者であるか、または90日以上滞在した場合
- ④当該暦年においてマレーシアにはまったく滞在しない場合であっても、直前3暦年および直後の暦年において居住者と認定されている場合（まったく滞在実績のない当該暦年においても居住者と認定）

居住性に係る判断基準②の例

滞在期間が2018年10月1日～2019年4月20日の場合

滞在年	滞在期間	滞在日数	居住者判定
2018年	10月1日～12月31日	92日	非居住者
2019年 (当該年)	1月1日～4月30日	120日	非居住者→居住者

居住性に係る判断基準③の例

滞在年	滞在期間	滞在日数	判定
2015年	なし	なし	非居住者
2016年	7月30日～12月31日	140日	非居住者
2017年	1月1日～2月28日	59日	非居住者→居住者
2018年	2月1日～4月30日	93日	非居住者
2019年 (当該年)	3月1日～6月30日	121日	非居住者→居住者

判定する年の直前の4年のうち、2016年、2018年は90日以上
の滞在、2017年は②の条件に該当し、居住者扱いとなります。この
ことから、「当該年中における滞在日数が90日以上であり、直前4年
間のうち、いずれかの年において居住者である場合」に該当すること
になるため、2019年（当該年）も居住者として扱われます。

居住性に係る判断基準④の例

滞在年	滞在日数	判定
2015年	182日	居住者
2016年	182日	居住者
2017年	182日	居住者
2018年（当該年）	なし	非居住者→居住者
2019年	182日	居住者

2015年～2017年と2019年が居住者として判断されているの
で、2018年も居住者として扱われることとなります。

■ 課税所得の範囲

居住の区分により、課税される所得の範囲は次のとおりです。

所得の範囲	居住者	非居住者
マレーシア国内源泉所得	課税	
国外源泉所得のうち、マレーシア 国内に送金された所得	課税	非課税

[国内源泉所得の定義]

マレーシアにおける国内源泉所得は、以下のように定義されていま
す。

- ・ マレーシア国内の職位、職務から生じる所得



Ⅶ 税務

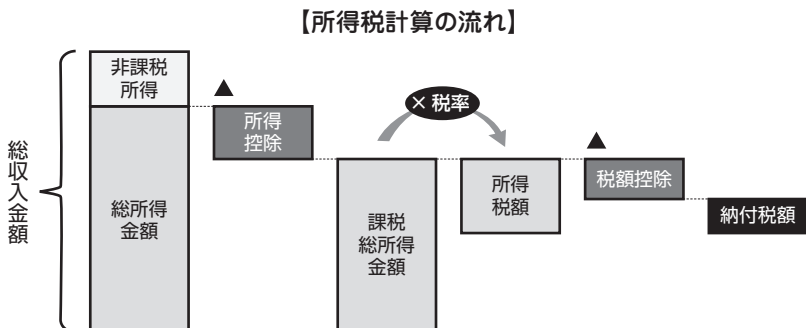
- ・ マレーシア国内の事業所または事業から生じる所得
- ・ マレーシア国内に所在する資産から生じる所得

このように、所得の受領地や居住者・非居住者であるかどうかは問いません。マレーシアの居住者である場合には、マレーシア国内の所得だけでなく、その他の国において発生した所得のうちマレーシア国内に送金された所得も、課税されます。また、非居住者である場合には、マレーシア国内で発生した所得にのみ、マレーシアで課税されることになります。

日本からの出張などで短期間（182日未満）マレーシアに滞在する場合に、一定の要件を満たせば、その期間内の給与について、日本とマレーシアの間で締結された租税条約（「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定」、以下「日馬租税条約」という）により課税されません（詳細についてはP.262参照）。

■ 所得税額の計算

マレーシアの所得税は、次の手順により計算します。



【総所得金額】… ①

まず、その年におけるすべての収入から、課税される収入と非課税収入を区分する必要があります。

課税される収入については、所得税法の4条において以下のとおり列挙されています。

- ・ 通商、事業から稼得された利得および利益
- ・ 雇用から生じた利益および利得
- ・ 配当金、利息および割引料
- ・ 恩給、年金、その他の定期収入
- ・ 収入の性質を有する上記以外の利得および利益

【所得控除額 (Tax Relief)】… ②

①の総所得金額から各種所得控除額を控除し、課税所得金額を算出します。所得控除が受けられるのは、マレーシア居住者に限ります。所得控除については、次の種類があります。

【所得控除一覧】

(単位：リンギット)

1	基礎控除	・ 通常の場合	9,000
		・ 身障者の場合	15,000
2	配偶者控除	・ 通常の場合	4,000
		・ 身障者の場合	7,500
3	扶養控除	・ 18歳未満子息1人につき	2,000
		・ 身体障害児の場合	6,000
		・ 18歳以上の大学生1人につき	8,000
4	両親のための医療費		最高 5,000
5	重病に対する医療費		最高 6,000
6	身体障害者補助器具購入費		最高 6,000
7	生命保険料および EPF 拠出金		最高 6,000



Ⅶ 税務

8	私的退職年金スキームへの拠出金	最高 3,000
9	教育・医療保険料	最高 3,000
10	技術職業訓練教育研修費	最高 7,000
11	ライフスタイル [*]	最高 2,500
12	SOCSO	最高 250

^{*}書籍購入、スポーツ用品の購入、PC・スマートフォン・タブレット端末の購入、インターネット使用料など

非居住者の場合（免税）

マレーシアでの合計雇用期間が暦年で60日以内、または雇用期間が2年間にまたがっていて合計雇用日数が60日以内であれば、非居住者の短期被雇用者扱いとして、免税の対象になります。

地域統括本部の被雇用者

マレーシアにある地域統括会社（OHQ：Operational Headquarters）、リージョナルオフィス（RO）、国際調達センター（IPC：International Procurement Centre）などで働くマレーシア国民でない者は、マレーシアに滞在した日数に相当する雇用所得部分に課税されます。ただし、暦年のうちマレーシアに60日以上滞在した場合であり、60日以内であれば免税になります。暦年で60日以上滞在した場合の課税控除額の計算は以下のとおりです。

$$\frac{\text{マレーシア国外で地域統括本部関連の社員として雇用されていた日数}}{\text{地域統括本部関連で暦年のうちで雇用されていた日数}} \times \text{所得控除後の課税所得額}$$

【現物給付】…③

マレーシアで雇用主から行われる現物給付に関しては、そのすべてが課税対象になります。課税される評価額は、マレーシア内国歳入庁で定められた以下の計算式で算定した金額になります。

$$\frac{\text{便益として提供された資産の原価}}{\text{規定の資産耐用年数}} \times \text{年間の現物給付評価額}$$

また、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

資産	耐用年数
車両	8年
空調機器	8年
家具	15年
冷蔵庫	10年
台所設備	6年
ピアノ	20年
オルガン	10年
テレビ、ビデオレコーダー、CD/DVD プレイヤー	7年
スイミングプール、サウナ	15年
その他	5年

【税額控除 (Tax Rebates)】…④

個人の年間の収入金額が3万5,000リングットを超えない場合には、すでに支払った税額のうち400リングットが払戻されます。たとえば、夫婦で両名とも3万5,000リングットを超えない場合は、合計で800リングットの払戻を受けられることになります。

また、ザカートやフィトラのようなイスラム教の教えに則り、義務として寄付金を支払った場合には、寄付金の実額が払戻されます。



Ⅶ 税務

【所得税額の算出】… ⑤

上記で算出した課税所得金額に対して、次の累進税率を乗じて所得税額を算出します。

【2018 年度所得税率表】

年間所得金額 (リンギット)	計算方法	税率	税額 (リンギット)
0 ～ 5,000	2,500 まで	0%	0
5,001 ～ 20,000	5,000 まで 残 15,000 まで	1%	0 150
20,001 ～ 35,000	20,000 まで 残 15,000 まで	3%	150 450
35,001 ～ 50,000	35,000 まで 残 15,000 まで	8%	600 1,200
50,001 ～ 70,000	50,000 まで 残 20,000 まで	14%	1,800 2,800
70,001 ～ 100,000	70,000 まで 残 30,000 まで	21%	4,600 6,300
100,001 ～ 250,000	100,000 まで 残 150,000 まで	24%	10,900 36,000
250,001 ～ 400,000	250,000 まで 残 150,000 まで	24.5%	46,900 36,750
400,001 ～ 600,000	400,000 まで 残 200,000 まで	25%	83,650 50,000
600,001 ～ 1,000,000	600,000 まで 残 400,000 まで	26%	133,650 104,000
1,000,000 超	1,000,000 まで 残りの所得金額	28%	237,650 —

たとえば、年間所得が20万リンギットの場合、個人所得税の算出方法は以下のとおりになります。

- ①年間所得20万リンギットのうち、10万リンギットに課される所得税額：1万900リンギット

②残り10万リングットに課される所得税額：10万リングット × 24% = 2万4,000リングット

③個人所得税額合計：1万900リングット + 2万4,000リングット = 3万4,900リングット

■ 申告・納付手続

マレーシアでは、毎月税額の納付を行い、その後年次の確定申告で過不足分の調整を行う、という流れになっています。そのため、雇用主は源泉徴収という形で毎月15日までに徴収した源泉税をマレーシア内国歳入庁に支払います。

[申告方法]

マレーシアでの個人所得税の申告には、以下の2種類があります。

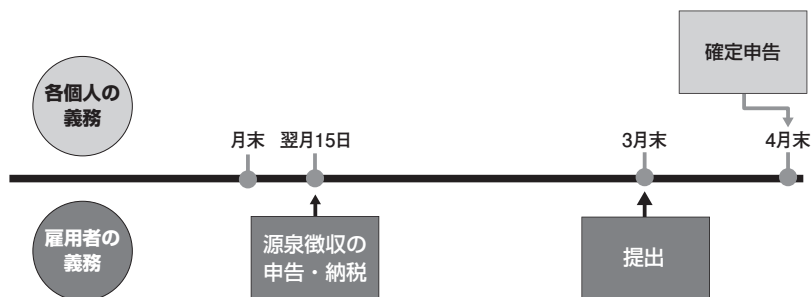
- ・ 所定の用紙に直接記入し、窓口で申告
- ・ e-Filingというインターネット上でのシステムを利用した申告（電子申告）

[納税スケジュール]

マレーシアにおける個人所得税の課税対象期間は1月1日から12月31日であり、当該課税年度の翌年の4月30日（e-Filingでの申告の場合は5月15日）までに申告および納付を行う必要があります。雇用主は、従業員に対して給与支払明細書を作成し、交付します。



【個人所得税 申告・納税スケジュール】



【確定申告・納付遅延によるペナルティ】

申告・納付が遅延した場合、30日以内の支払であれば、10%のペナルティが科され、それ以降に支払った場合は、そこに5%のペナルティが上積みされ、合計で15%のペナルティが科されます。

法人所得税

■ 納税義務者

マレーシアにおける法人の居住性について、管理支配地主義により居住地が決定されています。通常、マレーシア国内において会社法に基づき設立された会社は、日本などの外国資本であってもすべて居住法人として扱われます。しかし、マレーシアの会社法に基づいて設立されたとしても、マレーシア以外の外国で株主総会や取締役会が開催され、かつ業務執行の運営・管理が行われている場合には、マレーシアの所得税法上、非居住法人となります。

マレーシアの税制上、居住法人は優遇されており、非居住法人は新会社に対する免税措置、国外源泉所得に対する免税措置、二重課税回避条約に基づく源泉税等の減免が適用されません。また、居住者の判定は、賦課年度ごとになされています。

■ 課税年度

マレーシアにおける法人所得税の課税年度は、原則として事業年度基準になります。事業年度は会社ごとで設定することができます。

■ 課税所得

課税対象となる基準は、マレーシアで所得を得ているか否かです。マレーシアにおける法人所得税の納税義務者は、マレーシアで設立された法人・組合、および外国の法律により設立された法人・組合であり、マレーシア国内で事業を営むものとされており、これを属地主義 (Territorial Basis System) と言います。マレーシア国内所得および海外所得のうち、マレーシア国内で受取る所得はすべて課税対象にな



Ⅶ 税務

ります。

マレーシアにおいて課税対象となる所得は、次のとおりです。

- ・ マレーシアで生じた所得
- ・ マレーシアで稼得された所得
- ・ 国外源泉所得のうちマレーシアで受領された所得

■ 国外源泉所得

国外源泉所得のうちマレーシアで受領される所得は、マレーシアで稼得された源泉所得とみなされ、課税対象になります。しかし、マレーシアへ送金される国外源泉所得のうち、配当金、支店の所得等のマレーシア以外の国においてすでに課税されているものについては、マレーシアでは課税されません。ただし、マレーシアでの銀行業、保険業および空・海運送業者に関するものについては課税されます。

また、外国法人のうちマレーシア国内で事業を営んでいない場合であっても、外国法人が恒久的施設（PE：Permanent Establishment）において事業を行う場合、および源泉徴収の規定の対象となる場合には、マレーシアで課税されます。

■ 課税所得の計算

所得税法における課税所得とは、一般的に1会計期間（通常は事業年度）に営まれた事業に係るすべての益金から、すべての損金を差し引いて算定されます。事業年度は、原則12カ月とされています。

また、益金および損金は発生主義により認識されるため、当該事業年度に生じたすべての益金は実際の金銭の收受にかかわらず、損金はその支払の有無にかかわらず、所得金額の算定に含めることとなります。

■ 益金の額

マレーシアにおいては、日本と同様に会計上の利益に調整項目を加減算して課税所得を算定します。

マレーシアの法人所得税は、個人所得税と同様、属地主義により算定されます。つまり、現地マレーシア源泉の所得、あるいはマレーシア国外源泉のうち、マレーシアで受取る所得はすべて課税対象となります。具体的には、所得税法4条で列挙されている以下のものとなります。

- ・ ビジネス活動から稼得された利得および利益
- ・ 雇用から生じた利得および利益
- ・ 配当金、利息および割引料
- ・ 収入の性質を有する上記以外の利得および利益

■ 損金の概要

マレーシアにおける課税所得の算定にあたり、関係する損金規定は以下のとおりです。

【会社秘書役費用および税務申告に関わる費用】

会社秘書役費用および税務申告に関わる費用は2015年度から、損金として費用計上が可能になっています。また、合わせてSST導入に伴い、会計やITの従業員研修に対しては二重の控除が認められています。

【自動車関連費用】

マレーシア国内で、5万リングット超の非商用車の購入または10万リングット超のリース料については、損金に算入することは認められていません。またリース料が10万リングットを超える場合は、車



Ⅶ 税務

両費用が15万リンギット以下で、以前に使用されていない場合に適用されます。

〔交際費〕

マレーシアでは、従業員のみを対象にしたもの、およびホテル業や外食産業のように、接客自体が事業の目的となっている場合のみ、損金算入が可能です。それ以外は、原則として事業に関連する飲食、レクリエーション、現顧客の接待、またこれらを行うための旅費や宿泊費等の費用に関しては以下のとおり、100%ないし50%の損金算入が可能です。

50%損金算入可能

- ・ 顧客の開業祝い、開店祝いの花に係る費用
- ・ 顧客の年次の会食の際の贈与品（会社のロゴなし）
- ・ 現取引先または仕入先との会食
- ・ 季節ごとの祭事における贈（クリスマスや旧正月などの祭事におけるギフト）

100% 損金算入可能

- ・ 従業員に対するレクリエーションや飲食などの交際費
- ・ クライアントをもてなす目的で発生した交際費
- ・ 輸出業促進を目的に開催されたマレーシア国外の展示会における海外展示会用の贈与品
- ・ 販売促進のためのサンプル試供品
- ・ 事業促進を目的に、一般公開で開催される文化的イベントまたはスポーツイベント
- ・ 自社の商品ないしサービスの販売を促進するための会社のロゴが入ったサンプルや広告

- ・ 事業活動において売上に寄与する交際費
- ・ 従業員やその家族を交えた旅行などの福利厚生

〔一般引当金〕

引当金については、原則として損金に算入されません。

〔寄付金〕

政府および慈善団体委員会によって認められた、慈善活動のみを行っている特定の団体に対してなされた寄付のみ、損金算入が認められます。

〔開業費〕

日本では、創業費や開業費は繰延資産と認められ、償却額を損金計上することが可能です。一方、マレーシアでは、会社設立費用および事業開始までの期間に発生した経費は、原則として損金算入が認められませんが、条件を満たした会社のみが、営業開始までにかかった費用を損金算入として取扱うことが可能です。そのための条件として、設立時に授権資本金が250万リングット以下の会社であることが必要となります。ただし、設立した年の会計年度内に、授権資本金が250万リングットを超えた場合は、この条件の適用外になりますのでご注意ください。

この条件を満たした企業は、下記の項目を損金算入費用とすることができます。

- ・ 定款（M&A）の作成に関する費用
- ・ 登記に関する費用（印紙税、法廷書類の作成などに関するものなど）
- ・ 株券の印刷や株券譲渡に関する書類作成などの費用



Ⅶ 税務

- ・ 事前（暫定）契約書の作成および付随する印紙税の費用
- ・ 会社印作成に関する費用
- ・ 株式引受手数料

■ 減価償却

マレーシアにおいては、キャピタル・ゲイン非課税に象徴されるように、会計上、減価償却費は計算されますが、税務上は損金算入が認められません。これは資本項目にかかわる支出の損金算入が原則認められていないためです。原則として会計上の減価償却費は、課税所得に全額加算され、税務上の減価償却費を新たに計算して課税所得から減算します。

[取得価額]

取得価額については、原則として会計上の取扱が準用されます。購入代価に引取運賃、荷役料、運送保険料、関税、据付費、その他取得のために要した費用を加えたものが取得価額となります。

[償却率]

産業用建物

工場や埠頭のような産業建物に対して、2005年度以降、購入金額を元に、取得年度償却率10%、次年度償却率3%を減価償却として認めています。また、MSCステータス（P.66参照）を取得している会社に対しては、10年間の産業建物償却期間が認められています。

プラントおよび機械設備

3つのカテゴリーに対して、償却率が異なります。3つのカテゴリーとは、重機械、機械設備並びにプラント、その他（事務用機器等）です。重機械に関しては、取得年度20%、次年度以降も20%の

償却が認められています。機械設備並びにプラントに関しては、取得年度20%、次年度以降14%の償却が認められています。その他（事務用機器等）は、取得年度20%、次年度以降10%の償却が認められています。

農業用設備等

4つのカテゴリーに分けられ、それぞれに償却率が決められています。

1つ目は、土地の整備、農作物の植え付けや道路の拡張などに対するもので、償却率は50%です。2つ目は、農業ビジネスに関する施設に対するもので、こちらは償却率10%です。3つ目は、農業従業者に対する建物で、こちらは償却率20%です。4つ目は、その他の建物に対するもので、償却率は10%となっています。

【償却率一覧】

減価償却費		初年度償却率	次年度以降償却率
産業用建物		10%	3%
プラント および 機械設備	重機械	20%	
	機械設備並びにプラント	20%	14%
	その他（事務用機器等）	20%	10%
農業用 設備等	土地の整備、農作物の植え 付け、道路の拡張等	50%	
	農業ビジネスに 関連する施設	10%	
	農業従事者に対する建物	20%	
	農業に関するその他の建物	10%	



Ⅶ 税務

〔償却方法〕

償却方法については、マレーシア内国歳入法で規定はされていないため、基本的には税務上の償却方法に従います。

取得した時点で初年度償却を行わない場合は、翌年度からも償却することができません。また、途中で中断した償却を再開する場合、過去の分を合わせて損金算入することは認められていません。

〔加速度償却〕

加速度償却とは会計上の個別資産管理を簡単にするため、税務上の耐用年数を少なく見積る制度です。主に、産業用建物（製造業や観光業がライセンスを認可された事業を行っている会社であり、その従業員に提供する建物）やプラントおよび機械設備（天然ガスを販売する機器、廃棄物のリサイクルに使用される製造業のプラントおよび機械設備等）で認められており、それぞれのカテゴリーによって、償却率が異なります。

■ 法人税率

居住法人は原則として24%の法人税率が課せられます。

しかし、小規模会社に対する法人税は優遇措置が設けられており、事業年度の開始時点における払込資本金に応じて17%または24%のいずれかの税率が適用されます。

■ グループ・リリーフ（連結納税制度／損益通算制度）

マレーシアで設立されたすべての居住会社には、グループ・リリーフ（連結納税制度）が適用され、当年度における未処分損失の70%以下について、同グループ内の他の居住会社の所得と相殺できます。ただし、払込資本金、会計年度、同グループ内の企業間の株式保有要件等に関し、一定の条件を満たす必要があります。

マレーシア国内で設立されたグループ法人間については、業種を問わず次の要件を満たす場合には、赤字法人の単年度の欠損金の70%を限度として、その他のグループ法人の所得の合計額から控除することができます。

- ・ 普通株式による資本金が250万リンギット以上
- ・ 欠損が生じた法人と所得が生じている法人の事業年度が同一
- ・ 株式の直接または間接保有の関係が、欠損法人と所得が生じている法人との間に70%以上の関係を有している
- ・ 所得通算年度およびその前年度を通じて、双方の法人間において、70%以上の株式保有関係を有している

ただし、次に掲げる優遇を享受している法人については、損益通算制度を適用することはできません。

- ・ パイオニア・ステータス
- ・ 投資税額控除 (ITA)
- ・ 再投資控除 (RA)
- ・ 海運ビジネスによる利益に認められた免除措置
- ・ 1967年の所得税法54A条と127条に規定された免税措置
- ・ 2002年の所得税通達による、所有権取得原価の所得控除
- ・ 2003年の所得税通達による、外国会社の買収原価の所得控除

ただし、2019年の法改正の施行により、企業が調整後所得金額のうちの損失を放棄できる期間は、事業開始から最初12カ月の終了時点から、最初の連続した3会計年度となります。

また、申立人および放棄会社は下記の条件を満たす必要があります。



Ⅶ 税務

- ・ 両会社はマレーシア居住である必要がある
- ・ 両会社は設立初年度時点で250万リンギットの資本金を積む必要がある
- ・ 両会社が同じ会計年度に設定している
- ・ 両会社が特定の評価年度の基準期間12カ月間において“関連会社”の関係にある
- ・ 両会社が当該期間において特定の優遇税制を享受していない。(パイオニア・ステータス、投資税額控除 (ITA)、再投資控除 (RA) など)
- ・ 2019年の施行より、投資税額控除 (ITA) およびパイオニア・ステータスの満了時に未消化の投資控除およびパイオニア・ステータスによる損金がない状態である

■ 地域統括本部に対する優遇税制

一定の条件を満たして、マレーシアを地域統括拠点として活動している企業に対して優遇税制が適用されます。地域統括本部として認められた場合は、規定所得に対する法人税が10年間100%免除となります。

■ 申告・納付手続

決算日後、納税額をマレーシア内国歳入庁に提出し、納税を行います。申請に際して必要な書類は、Form CP207と呼ばれるものです。これは、内国歳入庁のウェブサイトから入手が可能です。

[法人所得税の申告・納税]

会計年度が終了した月から7カ月以内に、内国歳入庁に支払わなければなりません。Form CP207を使用して申告し、内国歳入庁に支払をします。支払は、内国歳入庁窓口、郵便局、銀行およびインター

ネットが可能です。

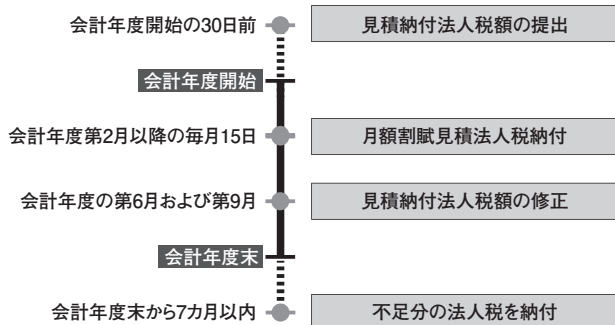
■ 見積納付

マレーシアでは独特の納税方法が取られています。それは、法人税の見積額をあらかじめ計算をして内国歳入庁に届出、それに基づき毎月15日に納付するというものです。これは、翌年の事業計画に基づいて計算をします。年に2回、見積額を修正する機会が与えられ、この2回のうちのいずれかのタイミングで、修正申告を行うことができます。実際の納付額と見積時の納付額に大きな差がある場合は、その差額に対してペナルティが科されます。

【見積額の計算法】

見積税額	12,000 リンギット
総納付月	12 カ月
各月納付額	12,000 リンギット ÷ 12 カ月 = 1,000 リンギット

【法人所得税申告・納税スケジュール】





Ⅶ 税務

■ 修正見積納付額に対する制限

見積納付額については、すでに計算し、納付した金額を修正する場合は、見積額の85%を下回って修正することはできません。

見積納付額の年間合計の30%以上の金額を最終的に追加で納付することになった場合は、超過分に対して10%のペナルティが科されます。

超課金に対するペナルティの計算式

$$\{(\text{実際納付額} - \text{見積納付額}) - (30\% \times \text{実際納付額})\} \times 10\%$$

■ ペナルティについて

[前納に対するペナルティ]

月次の見積納付の際に、期日までに支払ができなかった場合は、当該月までに支払うべき税金の残高に対して10%のペナルティが科されます。

また、見積納付した税額と実際の税額との間に30%以上の差額がある場合、当該差額に対して10%の税金が追加で課されることになります。

[支払遅延に対するペナルティ]

法定期日までに未納税額の支払がない場合、未納額に対して10%のペナルティが科されます。さらに未納税額およびペナルティが法定期日から60日たっても支払われない場合、追加で5%のペナルティが未納税額+ペナルティに対して科されることになるので注意が必要です。

[異議申立]

上記の遅延にかかるペナルティに対して異議がある場合、30日以

内に管轄税務署に書面で申出を行うことができます。ただし、当該申出に関わらず、ペナルティを支払わなければなりません。



SST の概要

■ GSTからSSTへ

消費税（GST：Goods and Service Tax）は、マレーシア国内で取引される財貨およびサービスに対して課される間接税です。間接税とは、実質的な税負担者が納税者である直接税とは異なり、税負担者と納税者が異なる税を言います。GSTは日本における消費税に徴税方法が類似しているため、日本の消費税に当たるものと解釈されています。

GSTは2015年4月1日より税率6%で導入されていました。しかし、GSTの導入が物価上昇を招いたとして、その廃止と旧税制であるSSTの再導入を掲げていたマハティール政権が就いたため、GSTの標準税率を0%に変更し、実質的にGSTを廃止しました。その後、2018年8月にSST導入とGST廃止のための法案が可決され、2018年9月1日より、SSTが復活し制度が開始されました。

SSTは、売上税（Sales Tax）とサービス税（Service Tax）の2つを合わせた略称です（Sales and Service Tax）。これらは、商流の特定の一時点で発生する間接税です。以下に両間接税の概要を記載します。

■ 売上税（Sales Tax）

〔課税対象〕

売上税は、一定の地域を除くマレーシア国内で製造された課税物品と、マレーシアに輸入される課税物品が課税対象になります。マレーシアで製造される課税物品については、売上税の課税事業者登録をした製造業者が課税物品を販売、自家消費、処分するときに課税されま

す。一方、輸入の場合は関税と同様に通関時に課税されます。

製造業者については、マレーシア国内の製造事業者のうち、当月を含む過去12カ月または将来12カ月間の課税物品の売上が50万リンギット以上の会社は、売上税課税事業者登録の義務があります。

なお、「製造業」は売上税法（Sales Tax Act 2018）に規定されています。手作業または機械を用いて、材料の大きさ、形状、構成、性質を変化させることを言い、部品等を組立てて、機械やその他の物品にすることも含まれています。建設のための機械や設備の据付は製造には含まれません。

【納税義務】

課税事業者として登録された製造業者に納税義務が生じます。当該製造業者が課税物品を販売した時点、あるいは自家消費または処分した時点で納税義務が生じます。課税物品の輸入の場合は、輸入時に納税義務が生じます。

【課税標準】

マレーシア国内で製造された課税物品の場合、実際の取引金額が課税標準になります。一方、輸入課税物品の場合は、関税上の評価額、当該物品に課された関税、物品税（Excise Duty）の合計額が課税標準になります。

【税率】

省令に記載された一定の免税物品および石油を除き、次のように区分されています。

- ・ 関税コード（HS コード）に基づき省令で指定されている物品
…5%



Ⅶ 税務

- ・ 上記以外の物品 …10%

【課税期間】

売上税に係る課税期間は原則2カ月です。

【申告・納付】

各課税期間に販売・自家消費・処分した課税物品に係る売上税を申告・納付する必要があります。各課税期間に係る申告・納付期限は、課税期間終了日の翌月末日です。

なお、納付延滞についてはペナルティがあり、次の延滞期間区分に応じて料率が異なります。

- ・ 30日以内 …10%
- ・ 30日超60日以内 …25%
- ・ 60日超 …40%

【免税制度】

売上税には、以下の免税制度が設けられています。

- ・ HSコードに基づき指定された特定の物品を免税とする制度
- ・ 一定の者が取引する場合に諸条件のもと免税を付与する制度

後者についてはさらに次の3つに分類されています。

Schedule A

課税事業者である製造業者による輸出に係る免税や、課税事業者である製造業者が国内の別の事業者を通して輸出する場合の当該別の事業者による購入に係る免税などが規定されている（国王、政府機関、

特定の者)

Schedule B

課税事業者でない一定の製造業者による仕入れに係る売上税負担を排除する制度

Schedule C

部品の輸入または製造・加工・製品の組立で、複数の製造業者が存在することにより、製造過程において、複数段階で重複して課税が行われることを排除し、一段階課税を実現する趣旨で設けられている。また、商社などの非製造業者が間に入って、輸入または登録製造業者からの購入を行う場合についても免税が適用される

売上税制では、GSTのような仕入税額控除の仕組みがない代わりに、上記のような免税制度が設けられています。

〔輸出された物品に係る還付制度〕

輸出された物品に関して輸出前に売上税が発生していた場合、当該売上税を支払った者は、一定の条件のもとで売上税の還付申請ができます。これは、製造業者の輸出物品の国際競争力を維持する目的があります。

■ サービス税 (Service Tax)

〔課税対象〕

マレーシア国内で課税事業者が行う特定の課税サービスが、課税対象になります。課税サービスについては、2018年サービス税法 (Service Tax Regulations 2018) に列挙されています。

サービス税法において、指定地域および特別地域はマレーシア国外



Ⅶ 税務

として取扱われていることから、これら域内で行われるサービスは課税対象外になっています。

課税対象になる事業者と課税サービス、登録義務が生じる年間課税売上額の一覧表を次に示します。

【課税事業者登録】

マレーシア国内で課税サービスを提供する事業者のうち、当月を含む過去12カ月または将来12カ月における課税サービスの売上が一定額以上（下記表参照）の者は、サービス税事業者としての登録義務があります。1社で複数の部門や支店を持って事業を行っている場合には、一定の条件の下、部門または支店ごとに登録申請が可能です。

【サービス税事業者登録義務の要件】

業種	提供するサービス	登録義務 下限売上 (リンギット)
グループ A 宿泊		
ホテルやサービス・アパートメントなど宿泊施設の運営者	宿泊場所の提供および同じ場所でのその他のサービス	50 万
グループ B 飲食		
レストラン、バー、食堂、カフェなど飲食を提供する場所の運営者（店内飲食が持ち帰りかを問わない）	飲食の提供および同じ場所でのその他のサービス	150 万
グループ C ナイトクラブ、ダンスホール、ビアハウスなど		
ナイトクラブ、ダンスホール、キャバレー、ヘルス・ウェルネスセンター、マッサージ・バーラーなどの運営者	左記の場所でのサービスの提供、タバコ、飲料（アルコール含む）の販売	50 万
グループ D プライベートクラブ		
特定の会員や専門職のクラブなどの運営者	プライベートクラブでのサービスの提供、タバコ、飲料（アルコール含む）の販売	50 万

グループ E ゴルフクラブ、練習場			
	ゴルフクラブ、練習場の運営者	ゴルフクラブ、練習場でのサービスの提供、タバコ、飲食（アルコール含む）の販売	50万
グループ F ギャンブル、ゲーム			
	ギャンブル、くじ、ゲーム機などに係るライセンスを持つ事業者	ギャンブル、くじ、ゲーム機などに係るサービスの提供	50万
グループ G 専門家			
1	弁護士	法律サービスおよび付随するサービス、法務に係るコンサルティング	50万
2	イスラム法弁護士	イスラム法に係る法律サービスおよび付随サービス、イスラム法に係るコンサルティング	
3	公認会計士	会計、監査、記帳サービス、コンサルティング、その他の専門サービス	
4	鑑定士	鑑定評価等のサービス	
5	登録を受けたエンジニア	エンジニアリングのコンサルティングなどの専門サービス	
6	建築士	専門的なコンサルティングなどの専門サービス	
7	コンサルティング・サービスの提供者（投資促進法の R&D 会社、受託 R&D 会社、所得税法の承認研究機関を除く）	コンサルティング・サービス	
8	IT サービスの提供	IT サービス	
9	マネジメント・サービスの提供者	プロジェクトのマネジメントやコーディネーションを含むあらゆるマネジメント・サービス	
10	雇用に係るサービスの提供者	雇用に係るあらゆるサービス（出向を除く）	
11	ライセンスを持つ警備業者	セキュリティ・サービス	



VII 税務

グループH クレジットカード、チャージカード			
	マレーシア中央銀行の規制のもとクレジットカード、チャージカードを提供する者	クレジットカード、チャージカードの提供	なし
グループI その他のサービス			
1	保険業者	医療保険および生命保険を除く、個人に対する保険の提供および国外に関わる一定の保険を除く事業者に対する保険の提供	50万
2	電話および有料テレビのサービス提供者	左記のサービス	50万
3	通関業者	通関サービス	なし
4	駐車場オペレーター	駐車スペースの提供	50万
5	車の修理・点検サービス事業	左記のサービス	50万
6	クーリエ・サービス事業者	左記のサービス	50万
7	ハイヤー	ハイヤー、貸切バス、旅行バスの提供	50万
8	広告サービス事業者	左記のサービス	50万
9	電力会社	家庭向け電力の提供（月600kWhを超える部分）	50万
10	国内航空業者	国内線のフライトの提供、ただし地域路線（Rural Air Services）を除く	50万

[納税義務]

課税事業者が課税サービスに係る対価を収受した時点で、納税義務が生じます。

ただし、インボイスの日から12カ月間収入がなかった場合は、12カ月経過した時点で納税義務が生じます。

[課税標準]

課税サービスに係る実際の対価の金額が課税標準になります。

ただし、関連者間同士の取引の場合は、関連者でない者と一般に取り引されている価格（市場価格）が課税標準になります。

〔税率〕

税率は6%です。ただし、クレジットカード、チャージカードの提供については、カード1枚当たり25リングットになっています。

〔課税期間〕

売上税と同様で、課税期間は原則2カ月です。

〔申告・納付〕

売上税と同様で、各課税期間に係る申告・納付期限は、課税期間終了日の翌月末日です。

また、売上税と同様に、納付延滞についてもペナルティがあり、下記のとおり延滞期間区分に応じて料率が異なります。

- ・ 30日以内 …………… 10%
- ・ 30日超60日以内………… 25%
- ・ 60日超 …………… 40%

〔グループ会社間の非課税〕

前ページ表中の、グループGの1から9までの課税サービスが、一定の支配関係のあるグループ会社間で行われる場合には、非課税とされています。

ただし、当該サービスを提供する会社がグループ外の会社に提供する場合には、グループ内への提供に係る部分についても課税取引として取扱います。



Ⅶ 税務

■ その他の税目

〔石油所得税〕

石油所得税は石油所得税法に基づく税制であり、石油会社の所得に対して課される税金です。この対象は、ペトロナス社またはマレーシア・タイ監督官庁と石油協定を締結し、石油事業を行う法人に対して課税されます。

石油会社の所得には、石油と天然ガスの製造、輸送、販売によるものと、採掘区の使用料および割当譲渡の対価として政府に支払う金額をガスの価格に反映した分も含まれており、大部分の石油会社に対する税率は、純利益の38%となっています。

〔印紙税〕

印紙税とは、法務や財務などの証書や文書等に課せられる税金のことを言い、税率は証書の種類などによって異なります。一部の証書や文書については免税措置を受けることが可能です。

マレーシア国内で作成された文書は30日以内、マレーシア国外で作成された文書は、その文書を受取ってから30日以内に印紙税を納付する必要があり、期限内に納付できなかった場合には罰則を受けることになります。

主な印紙税は以下のとおりです。

営業権、売掛金、買掛金などの譲渡に係る文書	
譲渡価格 10 万リングット以下	100 リングットごとに印紙税 1 リングット
譲渡価格 10 万～ 50 万リングット	100 リングットごとに印紙税 2 リングット
譲渡価格 50 万リングット超	100 リングットごとに印紙税 3 リングット

一般的契約書及び覚書	
一律 10 リンギット	

ローン契約書	
教育ローン	一律 10 リンギット
教育ローン以外	ローン金額 1,000 リンギットごとに印紙税 5 リンギット

株式	
評価額 [※] 100 リンギットごとに印紙税 0.30 リンギット	

※評価額とは、純資産、売却価格、株式額面総額、純利益×株価収益率のうち最大のものの

建設請負契約書のサービス契約	
サービス契約額の 0.1%	

[不動産売却益税]

不動産の売却によるキャピタル・ゲインに対して、不動産売却益税 (Real Property Gain Tax) が課されます。不動産売却益税は2007年に廃止されましたが、投機の抑制を目的に2010年に再導入されました。

税率は以下のとおりで、不動産の保有期間によって税率が異なります。

【不動産売却益税の税率】

保有期間	法人	個人	
		(マレーシア人・永住者)	(外国人)
3年以内	30%	30%	30%
4年目	20%	20%	30%
5年目	15%	15%	30%
6年目以降	5%	0%	5%



Ⅶ 税務

〔物品税〕

ビール、スタウト・ビール等の酒類や、たばこの葉が含まれた巻たばこ、ランプ、自動車などの特定の品目には、物品税 (Excise Duty) が課されます。物品税の税率は対象製品によって異なり、自動車はエンジン排気量により60～105%と幅があります。

物品税の対象製品の製造・保管には、ライセンス取得義務があります。

〔輸出入税〕

課税対象品目をマレーシアに輸入する場合、輸入税が課されます。輸入税額は一部の品目を除き、従価方式により決まります。

マレーシアからの完成品輸出を増加させるため、その原材料や部品、工場用の機械などは、低税率あるいは免税措置がなされています。

輸出税は、パーマ油や原油などマレーシアの主要産品に課されます。

■ マレーシアにおける税務調査

マレーシアにおける税務調査の流れについては、以下のとおりです。

〔国税担当官からのヒアリング〕…①

申告書の税務署への提出後、税務調査官により申告書類のレビューが行われ、電話や文書により納税者側へ問い合わせがあります。調査官からの指摘に対して反論を続ける場合には、税務当局から召喚状が発送され、本格的な税務調査が始まります。

【 召喚状による本格調査 】 … ②

召喚状が発行された場合、その対象者に係るすべての税目につき税務調査が行われることとなります。調査終了後、税務当局より更正通知が発行され、ペナルティを含めた税額の納付を求められます。この処分に納得できない場合には、異議申立、税務訴訟といった手続により解決を図ることとなります。

【 還付申告による調査 】 … ③

納税者から還付申告書が提出された場合、調査官のレビューを受けた後、還付手続が行われます。

■ 税務調査に係るペナルティ

過少申告の場合は、下記に示すと通りの罰金が加えられます。ただし、納税者側が自主的に修正申告を行った場合には、ペナルティの上限は35%です。

【過少申告に対するペナルティ】

区分	期間	ペナルティ
自主的な申告	税務申告書提出から 60 日未満	10.0%
	税務申告書提出から 60 日以上 6 カ月未満	15.5%
	税務申告書提出から 6 カ月以上 1 年未満	20.0%
	税務申告書提出から 1 年以上から 3 年未満	25.0%
	税務申告書提出から 3 年以上	30.0%
	税務申告書提出から実地調査の間に出されたとき	35.0%
調査による申告	自主的に説明せず、調査で発覚したとき	45.0%



源泉徴収制度

■ 源泉徴収制度の概要

マレーシアの源泉徴収税は、国外の法人または個人に対して支払われる一定の所得に対して課税されます。課税の範囲は広くはありませんが、細かく税率が分かれているので、留意する必要があります。

【個人に対する源泉所得税率】

職業	税率
専門家、コンサルタント、トレーナー、コーチ等	総利益の15%
芸能人、歌手、ダンサー、運動選手等	総利益の15%

【法人に対する源泉所得税率】

課税対象	税率
利子	15%
ロイヤルティ	10%
工事・サービス	10% (外国法人に対して)
	3% (外国法人が派遣する従業員に対して)
賃貸料、その他不動産の使用料	15%
不動産投資信託	10% (居住会社以外)
	25% (非居住会社)
	10% (外国信託機関)
イスラム生命保険等	8% (当人もしくは家族)
	25% (非居住会社)
テクニカルフィー	10%
租税条約の適用が認められる場合	租税条約に則した税率
許可された金融機関からの利子	5%

上記、「テクニカルフィー」は英訳では“Special classes of

income” となっており、2019年度予算案の策定により、この“Special classes of income”の認識基準に一部変更がありました。

これまで、“Special classes of income”の対象となっていたのは以下の内容のサービスでした。

- (a) 資産および権利の使用に関連して提供されたサービスまたは機械設備の据付・使用に関連して提供されたサービスの対価
- (b) 学術的、産業的、商業的事業における経営管理技術に関して提供された技術的指導、援助、サービスの対価
- (c) 動産の賃貸借契約に基づくレンタル料

上記のうち、変更があったのは (b) の内容です。

変更後の内容は以下のとおりです。

- (b) 学術的、産業的、商業的事業に関して提供された指導、援助、サービスの対価

この変更により、「経営管理技術に関して」と「技術的な指導、援助、サービス」という部分が取除かれたことで、内容がより抽象的になり、対象範囲が広がっています。

以前までは源泉税の課税対象とならなかったサービスが、今回の変更により課税対象として認識される可能性があります。

■ 源泉徴収の手続

申告書の提出および源泉徴収税の納付は、支払日または未払計上日のいずれか早い方の日から1カ月以内に行います。所定フォームは、マレーシア内国歳入庁のウェブサイトから入手が可能です。



【源泉徴収税申告書のフォーム】

フォームの種類	源泉徴収の種類
CP374A	工事・サービスに関わるもの
CP37	利子・ロイヤルティに関わるもの
CP37E	不動産投資信託に関わるもの
CP37E (T)	イスラム生命保険などに関わるもの

■ 源泉徴収に係る罰則規定

源泉徴収の支払に関して、遅延や未払が生じた場合、以下のようなペナルティが科されます。

【未払のまま出国した場合】

200～2,000リンギットの罰金か6カ月の禁固刑、もしくはその両方が罰則として与えられます。

【未払および遅延に対する罰則】

遅延に対する罰則は以下の表のとおりです。

遅延期間	罰則税率
30日未満	5%
30日から60日未満	10%
60日以降	毎30日に3%
最大	25%

国際税務に関する規定

■ 外国税額控除

外国税額控除（FTC：Foreign Tax Credit）とは、国外源泉所得に対して、国外において納付した税額を居住地国の税額から控除することにより、国際的な所得の二重課税を調整するために定められた制度です。

■ 租税条約に基づく外国税額控除（DTA：Double Taxation Agreement）

DTAとは「二重課税防止条約」です。マレーシアは現在70カ国とこれを結んでいます。日本・マレーシア間においても締結されており、日本居住者がマレーシアからの所得については一定の優遇税率を享受することができます。

- ・ 利子：15%→10%
- ・ ロイヤリティ：10%→10%
- ・ 配当：課税なし

マレーシア居住法人は、租税条約に基づき締結国において発生した国外源泉所得に対し課税され、締結国に納付した外国税額の控除を申請することができます。

■ 片務的税額控除（UTC：Unilateral Tax Credit）

UTCとはDTA締結国でない国において発生した納税に関して得られるマレーシア国内での税額控除（Tax Credit）です。



Ⅶ 税務

マレーシア居住法人は、租税条約を締結していない国において発生した国外源泉所得に対し課税されますが、納付した外国税額の控除を申請することができます。

ただし、外国税額控除を申請するためには以下の3つの要件をすべて満たす必要があります。

- ・ 賦課年度においてマレーシア居住者であること
- ・ 国外において外国税額がすでに支払われている、または支払われる予定になっていること
- ・ 当該所得がマレーシアにおいて課税対象となっていること

【外国税額控除の仕組み】

マレーシアでは、法人所得税法において外国税額控除が定められてはいませんが、勅令で「外国税額控除については、マレーシア国と租税条約を締結している国との条約に従って適用される」と定められています。これにより、マレーシアと租税条約を締結している国との条約に定められている「二重課税の排除」に関する規定に従って、外国税額控除が認められることになります。

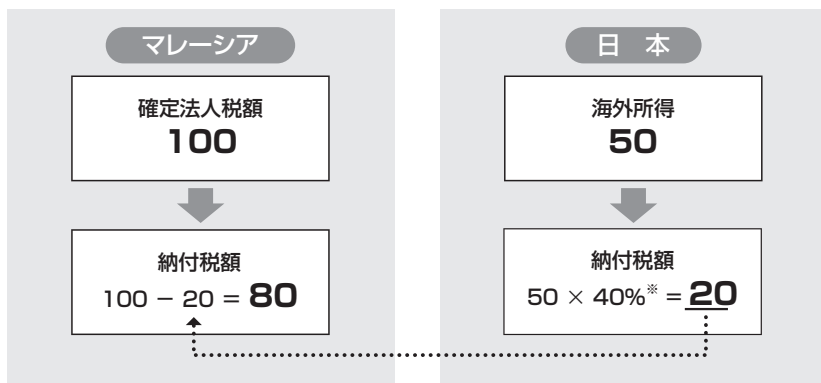
また、勅令では、租税条約が締結されていない国において支払った外国税であっても、外国税額控除と支払った外国税額の損金算入のいずれかの方法を適用することが認められています。

日馬租税条約では、21条1項に外国税額控除が定められています。税額控除については、マレーシアで設立された法人が国外で支払った外国税額のうち、マレーシアで課されるべき法人所得税額が限度とされ、その他、外国税額を課税所得の算定上損金として処理していないことや、控除にあたって納税証明書を要するなどの前提のもと、行われます。

そのほか、日本との取引で注意すべき点として、みなし外国税額控除^{*}の適用に注意する必要があります。

^{*}租税条約により減免された税金につき、納付したものとみなして外国税額控除が適用できる制度

【外国税額控除の仕組み】



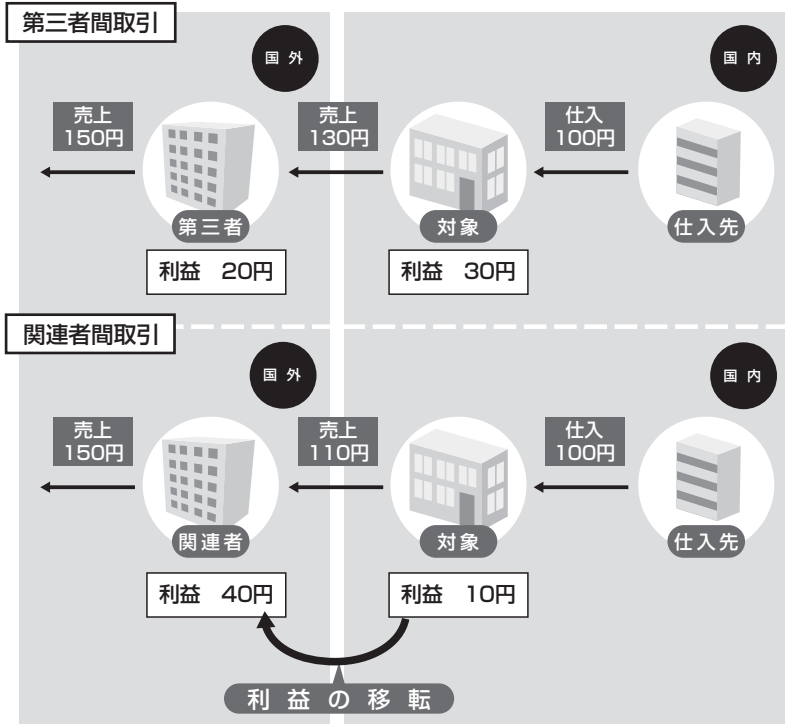
^{*}日本における法人税・住民税・事業税を含めた実効税率を簡便的に40%と仮定した場合

■ 移転価格税制

移転価格税制とは、当該法人とその国外関連者間で取引をする際に、独立企業間価格（ALP：Arm's Length Price）と異なる価格で取引を行った場合、その取引が独立企業間価格で行われたものとして課税する税制のことをいいます。これは関係会社間での取引価格を通じて所得を国外に移転することを防止するために、定められています。



【移転価格税制の概要】



マレーシアにおいては、2003年7月にマレーシア内国歳入庁が移転価格ガイドラインを公表しました。これは、「法律」ではなく、「運営指針」としての性質を持つものでした。法的な強制力はありませんが、税務執行を行う内国歳入庁が示した指針であるため、実務上、納税者はこれに沿った対応をしなければなりません。

この移転価格ガイドラインは、OECDによる移転価格ガイドラインとほぼ一致しており、2009年1月1日より、所得税法140条Aに根拠規定を設けて、施行されています。

2003年7月に施行された移転価格ガイドラインに代わり、2012年に新たに改訂移転価格ガイドラインが施行され、移転価格文書作成が義務化され、特定の内容のみを記載する形で短縮版文書を作成することが認められました。

さらに、2012年5月より、以下2つの規則が設けられました。

- ・ 移転価格に係る規則 (Income Tax (Transfer Pricing) Rules 2012)
- ・ 事前確認に係る規則 (Income Tax (Advance Pricing Arrangement) Rules 2012)

これらは遡及して、2009年1月1日より施行されたとみなされています。

2017年1月には、OECDガイドライン行動計画13に準拠する形で、CbCR (Country by Country Report) に関するガイドラインが発表されました。これは移転価格文書であるマスターファイルとローカルファイルに附属する形で提出義務のある3つ目の文書としての位置付けられ、また、どういったことを文書内容として記載するかを示したガイドラインとなっています。

CbCRの特徴は、多国籍企業グループの各国別の活動状況（財務情報、従業員数、有形資産額、主要事業など）に関する情報を包括している点にあり、重大な移転価格リスクの存在の有無を評価するために用いられています。

[独立企業間価格の算定方法]

移転価格税制が適用される上で所得算定の基礎となる国際間での取



Ⅶ 税務

引価格は、ALPによることが定められています。ALP算定方法については、以下の方法の中から、取引内容・形態を考慮した上で、最も適切な方法を選定することになります。

独立価格比準法

独立価格比準法（CUP法：Comparable Uncontrolled Price Method）とは、当該国外関連取引とほぼ同様の条件下、非関連者間で行われた取引（第三者取引）の対価の額を、その国外関連取引のALPとする方法です。

再販売価格基準法

再販売価格基準法（RP法：Resale Price Method）とは第三者への再販売価格から、その取引から通常得られるであろう利益の額を控除した金額をその国外関連取引のALPとする方法です。

【再販売価格基準法】

$$\text{再販売価格} - \text{通常の利潤の額} = \text{独立企業間価格}$$

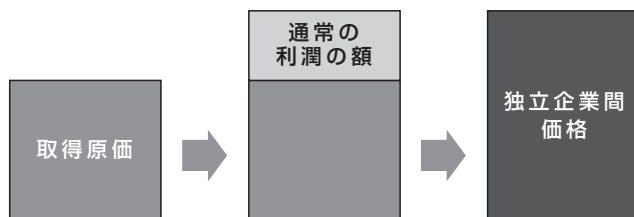


原価基準法

原価基準法（CP法：Cost Plus Method）とは、対象となる国外関連取引によって発生した原価の額に、もう一方の法人がその取引から通常得られたであろう利益の額を加算して算出した金額を、当該国外関連取引のALPとする方法です。

【原価基準法】

取得原価の額 + 通常の利潤の額 = 独立企業間価格



ALPの算出にあたり、上記の方法を利用できない場合は、「利益分割法」「取引単位営業利益法」などの方法を採用することもできます。

利益分割法

利益分割法（PS法：Profit Split Method）とは、国外関連取引によって実現した営業利益の合計額を、その営業利益実現に寄与した程度により配分し、ALPを算定する方法です。

取引単位営業利益法

取引単位営業利益法（TNM法：Transactional Net Margin Method）とは、類似の独立企業と第三者との間で同様の取引において実現した営業利益率をもとに、ALPを算定する方法です。

【文書化の義務】

マレーシアの税法は、移転価格取引に際して、取引の詳細を分析したドキュメント作成（文書化）は、特に義務付けられていません。ただし、税務当局から指摘を受けた場合に、納税者側にしっかりとした根拠資料がないと、税務調査等を不利に進められてしまう恐れがあります。文書化の義務や罰則が定められてなくても、移転価格ドキュメ



Ⅶ 税務

ントを作成・保管しておくことをお勧めします。この文書に使用する言語は、英語またはマレーシア語のどちらかです。

【マレーシアにおける移転価格調査】

マレーシアにおける移転価格調査は、通常の税務調査の中で行われます。すなわち、移転価格調査という特別な調査をするわけではなく、通常の税務調査である国税担当官からのヒアリングから始まります。申告書を税務署へ提出後、税務調査官による申告書類のレビューが行われ、電話や文書により問い合わせがあります。この問い合わせの際に的確な回答ができない場合、更生を求められ、半強制的に推計課税される事態にもなりかねません。また、追加書類を求められる場合もあります。その検証をもって、さらなる書類提出等が必要になった場合は、事前に通知の上、担当官が対象企業を訪問して調査します。

なお、調査対象となりうる法人の条件として、売上総利益率の変動が激しいことや赤字が続いているなどが考えられます。

マレーシア内国歳入庁通達では、税務調査において移転価格の検証を行う場合、主に以下のような書類を検証するものとされています。

- ・ グループ関係会社の組織図、各社の事業内容
- ・ 予算、事業計画、将来財務予測
- ・ グループ関係会社との取引内容、売上および損益の状況
- ・ 各関係会社の機能、リスク
- ・ 移転価格算定方法の根拠、他の方法を採用しなかった理由
- ・ その他、価格決定に関わる書類等

【更生・追徴によるペナルティ】

移転価格文書について、税務当局から指摘を受け、かつ、更正・追徴課税が発生した場合は、指摘内容によって、追徴課税の発生額に対して以下のペナルティが科されます。

- ・ 移転価格文書を準備していなかった場合：35%
- ・ 移転価格文書を準備していたが、当局の定める規定および要件を満たさなかった場合：25%

【事前確認制度】

事前確認制度（APA：Advance Pricing Agreement）とは、法人が取引価格を決定する際に、国外関連取引において当該取引価格が適正であるか否かの事前確認を内国歳入庁に対して希望する場合、その申請を可能にする制度です。日本とマレーシアの両国間において導入されています。申請を行った場合には、事前確認で示した条件等に従って、実際取引を行わなければいけません。課税当局から事前に当該取引についての合意を得ているため、申告後に修正申告を求められるリスクを防ぐことができます。

■ マレーシアにおけるPE課税

通常、マレーシアに恒久的施設（PE：Permanent Establishment）を設けて事業活動を行う場合には、マレーシアで納税義務が発生します。言い換えれば、マレーシアにPEが存在しなければ、マレーシアで納税義務が発生しないことになります。しかし、法的にPEを有していない場合であっても、実態としてマレーシアにPEを有して所得が発生しているとみなされる場合には、マレーシア側で所得に対する課税権が発生することになります。これを「PE認定課税」と言います。



Ⅶ 税務

このPEの範囲については、マレーシアの国内法および日馬租税条約5条で、おおまかに例示されています。大きく以下の3つの型に分類できます。

- ・ 日本の会社がマレーシアの事務所等を通じて取引を行う場合
- ・ 役務提供を通じて取引を行う場合
- ・ 代理人PEを通じて取引を行う場合

日本の会社がマレーシアでの事務所等を通じて取引を行う場合

これはPEの代表的なものであり、日本の会社がマレーシアに支店、営業所などの事務所を有しているような場合です。当該事務所はマレーシアにおいて登記を行い、税務番号を取得しているのでPEに該当することになります。

駐在員事務所の場合は、営利活動が禁止されているために所得が発生せず、法人所得税が課税されることがありません。しかし、実態として営業活動を行っているとは認定された場合には、PE（日本法人の支店）として課税されることがあるので、注意が必要です。

役務提供を通じて取引を行う場合

役務提供取引の場合は、その期間によってPEに該当するかどうか判定されます。以下の場合にはPEに該当することになります。

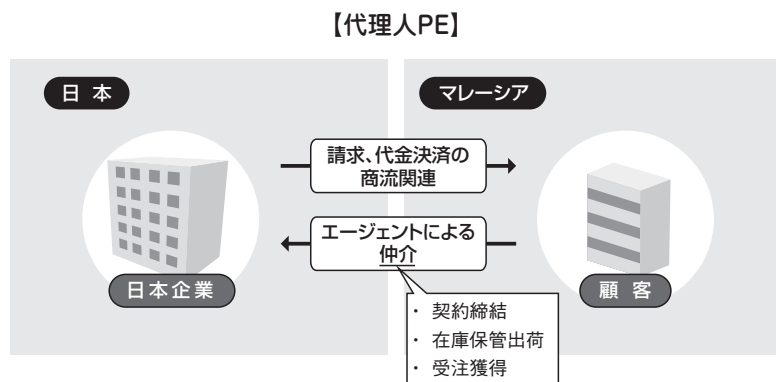
- ・ 建設工事などに関連する監督活動で、3カ月を超える期間にわたって活動する場合（建設PE）
- ・ 日本の企業がマレーシアにおいて使用人その他の職員を通じて役務提供を行い、単一または複数の関連工事が12カ月間に合計6カ月を超える期間行われる場合

代理人 PE を通じて取引を行う場合

代理人PEの定義は、以下の3点となり、これらに該当する場合にはマレーシアにPEを有するものとされます。

- ・ マレーシア国内で、日本の企業に代わって契約を締結する権限を有し、かつこの権限を反復して行使している場合
- ・ 契約締結の権限はないが、マレーシアにおいて日本の企業に属する物品または商品在庫を反復して保有し、かつこれらの在庫を日本企業に代わって注文に応じ、または引渡しを行っている場合
- ・ 契約締結の権限はないが、マレーシアにおいて日本の企業またはその関連会社のために反復して注文を取得している場合

代理人は個人、法人や資本関係を問わないため、日本の会社名で反復して取引を行えばPEと判断されます。ただし、特定の企業だけではなく、多数の企業に対してエージェント契約を結んでいる、代理人は独立した代理人となり、PEに該当しません。





Ⅶ 税務

PE 認定課税のリスクは、そもそも会社側では所得発生 の認識がない状況下で税務申告等を行っているため、仮に PE 認定課税がマレーシアの税務当局より行われた場合には、必ず二重課税の問題が生じるという点です。この PE の範囲については大枠の指針はあるものの具体的、かつ明確には定められてはおらず、税務当局の判断に基づくものであるため、最悪のケースでは、マレーシア側で PE として認定され課税されたにもかかわらず、日本側では PE に認定されず、二重課税の調整ができない事態も考えられるため、注意が必要です。

【マレーシアにおける PE 認定課税方法】

マレーシアの税務当局により PE 認定が行われ、租税条約に基づきマレーシア側で課税権が発生した場合、会社側にはマレーシアの税法に従って、法人所得税の納付義務が発生することになります。

しかし、会社側が PE を認定していないにもかかわらず、税務局から指摘を受けた場合は、通常、会社側は無記帳・無申告であるため、税務当局は自ら所得を査定し、税額を計算する権限を有します。

マレーシアでの PE リスクを防止するため、会社側が自ら PE を認定し、マレーシアで納税者登録を行い、会計記録などを整備した上で法人所得税を納付すれば、問題になりません。特に親会社を含んだ商取引を行う場合、事前に PE リスクを把握し、対応を検討することが重要です。

この規定は、PE 認定課税と呼ばれ、PE の定義については、各国とマレーシアが締結している租税条約で規定されています。

通常、会社側としては認識がない状態での課税となるため、もし納税者側で申告書の提出および課税所得の算定ができない場合には、みなし課税の規定を準用し、賦課決定されることとなります。

■ その他の国際税務

日本においては、上記のほかにタックス・ハイブン税制、過少資本税制などが定められていますが、マレーシアにおいては特段法令の定めはありません。全体的に、マレーシアは未だ国際税務の分野においては規定が少ないため、主に日本側での税務に注意する必要があります。

今後、諸外国からマレーシアへの投資が盛んになることにより、マレーシアにおける国際税務が強化されることも予測されるので、注意して見ていく必要があります。

【日本におけるタックス・ハイブン税制】

ケイマン諸島、バミューダ諸島、ルクセンブルク、キプロス、バリーズ、シンガポールや香港などはタックス・ハイブン（軽課税国）と呼ばれ、これらの国に利益を集約されることにより、税制面でのメリットを大きく享受することが可能です。

マレーシアへの投資において、日本から直接投資でなく、地域統括会社（OHQ）を通じて孫会社化して管理を行うケースも十分に考えられます。タックス・ハイブンに統括拠点を設置することにより、各子会社から集約した利益を、税制のメリットを最大限活かして留保することが可能となります。

しかし、日本側においてこのOHQが「実体のないペーパーカンパニー」であると税務当局に認定された場合には、OHQで留保されている利益に、日本側の所得を合算して、日本の法人税が課税されることとなります。これをタックス・ハイブン税制と呼びます。

日本の法人税法に規定されているタックス・ハイブン税制（外国子会社合算税制）とは、内国法人等が特定外国子会社等（軽課税国に所在する外国関係会社）を有する場合に、特定外国子会社等が留保した

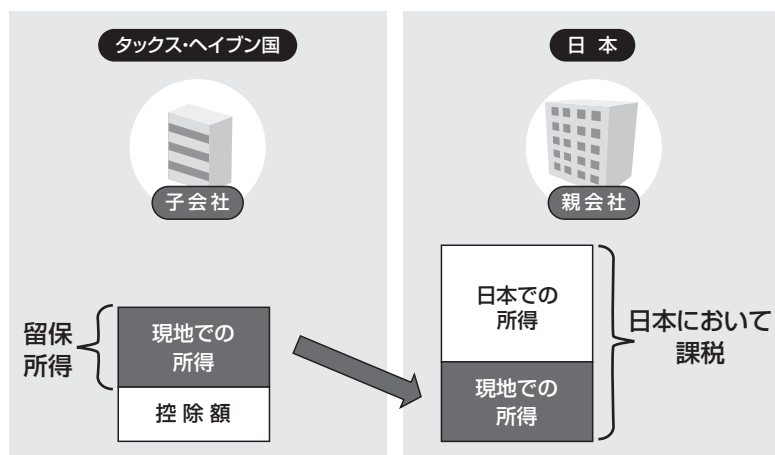


Ⅶ 税務

利益のうち、その内国法人が保有する当該子会社株式の所有割合に対応する部分の金額を、その内国法人等の収益とみなして、日本で合算課税する制度です。

つまり、日本では会計上「収益」が認識されていないにもかかわらず、税務上「益金」を認識することにより、海外留保所得に対して、日本で課税する税制です。

【タックス・ヘイブン課税の概要図】



従前は、租税負担割合が20%以上であった場合には適用対象外になっていましたが、今後は租税負担割合にかかわらずその海外子会社がペーパーカンパニー、キャッシュボックスまたはブラックリスト国に所在する法人である場合には、原則、すべての所得に対して合算課税が行われることとなります。

ただし、合算課税を行うことにより、企業の正常な海外投資事業活動が阻害されることを回避するため、租税負担割合が20%以上で下記の要件を満たす場合には適用が除外となります。

- ・ 事業基準 … 事業内容が株式または債券保有、ノウハウ等の権利の提供、航空機等の貸付事業以外であること
- ・ 実体基準 … 事務所、店舗、工場などの固定施設を有していること
- ・ 管理支配基準 … 所在地国において、自らが支配および運営を行っていること
- ・ 次のいずれかの基準を満たす場合
 - 非関連者基準 … 主たる事業が、非関連者との間で行われていること
 - 所在地国基準 … 主たる事業を本店所在地国で行っていること

つまり、同税制の適用を回避するためには、税務当局から指摘をされる前に、OHQにおいて現地での活動実態を整備する必要があります。

また、今後マレーシアの法人所得税が20%を下回るような場合に、上記の経済活動基準をひとつも満たさない場合には、当該税制の対象となる可能性があることを把握しておかなければなりません。



マレーシアの租税条約

■ 租税条約の概要

租税条約とは、二重課税の排除と脱税の防止などを目的として国家間で締結される、成文による国家間の合意（条約）です。租税条約については、国家間での約束事であるため、その適用にあたっては、それぞれの国が定めている国内法に優先して適用されることとなります。つまり、国内法において「課税」とされていても、租税条約において「非課税」とされている場合には、「非課税」として取扱うことができます。

また、租税条約以外の各種の条約でも、相手国の居住者などに対し日本における特定の税目上の扱いを定めている場合があります。

なお、マレーシアが租税条約を締結している主な国は以下のとおりです。

地域	国名
ヨーロッパ	オーストリア、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、スイス、イギリス、スウェーデン、スペイン、ベルギー
アジア	日本、韓国、中国、インド、インドネシア、シンガポール、モンゴル、ミャンマー、フィリピン、スリランカ、タイ、ベトナム、バングラディシュ
中東	トルコ、バーレーン、クウェート、アラブ首長国連邦、エジプト
北中米	カナダ、メキシコ
その他地域	オーストラリア、ニュージーランド

■ 日馬租税条約（所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定）

日馬租税条約について、一部を抜粋して主な規定について以下に記載していきます。

〔PE の定義（日馬租税条約 5 条）〕

日馬租税条約において、恒久的施設（PE：Permanent Establishment）の定義がなされており、以下のようなものがPEとして規定されています。

- ・ 事業を管理する事務所
- ・ 支店
- ・ 工場、作業場
- ・ 鉱山、石油または天然ガスの坑井、採石場、その他天然資源を採取する場所（ただし、資産を購入したり、保管したりする用途のみに使われる場所は含まない）
- ・ 建設工事などに関連する監督活動で、6カ月を超える期間存在する場合（建設PE）
- ・ 代理人がマレーシア国内において日本企業に代わって契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使している場合（代理人PE）

〔配当に対する課税（日馬租税条約 10 条）〕

配当に対する課税については、一方の締約国の居住者である法人から他方の締約国の居住者である法人に支払う配当に対して、課されません。

日本法人からマレーシア法人への支払がある場合、以下の場合によ



Ⅶ 税務

り税率が決定されます。

- ・ 配当支払日に先立ち、6カ月間継続して当該配当支払法人の議決権付株式の25%以上を保有する場合：5%
- ・ 上記以外の場合：15%

また、マレーシア法人から日本法人への支払がある場合には、源泉税は非課税となります。

【配当に対する税率】

配当の支払	税率	
	議決権付株式の25%以上を継続して6カ月以上保有	左記以外
日本法人からマレーシア法人へ	5%	15%
マレーシア法人から日本法人へ	非課税	非課税

【利子に対する課税（日馬租税条約11条）】

利子に対する課税については、一方の締約国で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対して、当該利子の金額の10%を上限として課されます。ただし、支払相手が他方の締約国の政府や地方公共団体等であった場合、当該利子は非課税となります。

【使用料に対する課税（日馬租税条約12条）】

使用料については、一方の締約国で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対し10%を超えない税額が賦課されます。

Q&A ①

Q

弊社シンガポール支店とマレーシアの現地法人との取引で、弊社がマレーシアのオフィスや工場などに家具の納品・設置、設備の取付等を行った場合、マレーシアの現地法人からシンガポール支店に支払われる報酬に対して源泉徴収税（その他税金）はかかるのでしょうか？

また、かかる場合税率はいくらになるのでしょうか？

シンガポール支店はマレーシアの業者（下請）を使い、家具の納品・設置、設備の取付を行ったため、物品は国境を越えていません。

A

本業務は源泉税の対象となります。

所得税法 109 条に、外国法人による機械設備の据付などに係るサービスが源泉税の対象となる旨が記載されています。

税率は 10% です。

以下、内国歳入庁（管轄当局）の源泉税に関するページの URL です。

http://www.hasil.gov.my/bt_goindex.php?bt_kump=2&bt_skum=6&bt_posi=1&bt_unit=5&bt_sequ=1&bt_lgv=2

シンガポール支店から、マレーシア現地法人へのサービスに対して、マレーシア現地法人は源泉税を控除する必要があると考えられます。

また、マレーシア現地法人が本源泉税を支払った際に発行される納付書（ないし、支払証明となるもの）をもとに、シンガポール支店は本社側で外国税額控除を受けるものと考えられます。



Ⅶ 税務

Q&A ②

Q

2019年より源泉税の対象となるサービスに一部変更が加えられたと聞きました。どのような内容になったのでしょうか？

A

2019年予算案の策定により、源泉税の課税対象となるテクニカルフィー (Special classes of income) の内容に一部変更がありました。海外取引を行っている多くの日系企業が対象になりえる変更です (詳細はP.244～245参照)。

これまでは主に製造業や建築業、デベロッパー事業において源泉税の課税対象となる取引が発生することがありましたが、今後は上記以外の事業も対象取引となっていないか気を付ける必要があります。

Q&A ③

Q

マレーシアではザカート (Zakat) という「寄付金」のようなものがあり、それを払うと個人の所得税額を抑えることができると聞いたのですが、本当でしょうか？

A

ザカートを支払うことで、税額を抑えることができます。

マレーシアでは裕福な人々が貧しい人々へと貢献する義務として、ザカート、つまり金銭の寄付を義務付けています。これは、毎月の給与から一定額を控除する方法や、ネットバンキング、銀行窓口や当局サイトからオンラインでの支払など、多様な方法で支払を行うことができます。

ザカートを支払う1番の利点は、支払額と同額の税額控除を受けられる点です。

通常、確定申告の際には、一定の条件を満たすことで、「所得控除 (Tax Relief)」と、「税額控除 (Tax Rebate)」を受けることができます。

所得控除とは、たとえば暦年においてPCを購入する、自身の通う英語教室の費用を払う、通院に係った費用を払う、といった支出があった場合に、年間所得額から該当費用を控除することを言います。

一方、税額控除とは、特定の支出があった場合に、所得税額から該当費用を控除することを言います。そして、このザカートは税額控除の対象となります。

上記の「所得控除」と「税額控除」の違いを明確にするために、例を挙げて解説します。

例 1

年間所得 50 万リングットの居住者（税率 25%）の A 氏が 1 万リングットの入院費を支払い、「所得控除」を受けられる場合

年間所得額：50 万リングット

所得控除：－1 万リングット

総所得額：49 万リングット

所得税額：10 万 6,150 リングット (P.216「2018 年度所得税率表」参照)
＝総所得額のうち 40 万リングットに係る税額 8 万 3,650 リングット
＋残 9 万リングットに係る税額 2 万 2,500 リングット (9 万リングット × 25%)

例 2

年間所得 50 万リングットの居住者（税率 25%）の B 氏が 1 万リングットのザカートを支払い、「税額控除」を受けられる場合

年間所得額：50 万リングット

総所得額：50 万リングット

所得税額：10 万 8,650 リングット
＝総所得額のうち 40 万リングットに係る税額 8 万 3,650 リングット
＋残 10 万リングットに係る税額 2 万 5,000 リングット (10 万リングット × 25%)

税額控除：－1 万リングット

総所得税額：9 万 8,650 リングット (= 10 万 8,650 リングット - 1 万リングット)



Ⅶ 税務

上記の場合であれば、「税額控除」は7,500リンギットも税額を抑えることができます。

これがザカートを支払うことで得られる節税効果となります。

Q&A ④

Q

日本法人の従業員でマレーシア出向中の女性社員が、出産のために休職を予定しています。その期間中、家賃補助、産前検診補助等の手当の支払が予定されていますが、税務に関して、特に休職期間中配慮が必要な現地でのルールなどあれば教えてください。

A

マレーシアにおける産休（Maternity Leave）について、通常、給与額に限らず雇用法上の規定に則り、2カ月の産休（有給）を与えることが一般的です。

仮に5カ月、6カ月といった2カ月を超える産休を与える場合は以下のような対応となります。

有給（Paid Leave）－ 2カ月

無給（Unpaid Leave）－ 3カ月以上

また、出産に係る費用を会社が負担する場合、保健省により定められた伝統医学に則り、認証・認定された医師従事者、または、公的に認定された医師より妊娠や出産に係る治療を受け、その費用を会社が支給する場合は、非課税所得として認識されます。

さらに、就労の有無にかかわらず、給与が会社から支給されている場合には所得として認識されます。特に、社宅手当、社宅の家具、個人付帯の車の支給などがある場合には、産休期間においても所得として認識しなければならない可能性があるため、留意する必要があります。

[参考資料・ウェブサイト]

- ・ JBS 「マレーシア法人税制の主な特徴」情報センサー Vol.76、2012年11月
<http://www.shinnihon.or.jp/shinnihon-library/publications/issue/info-sensor/pdf/info-sensor-2012-11-05.pdf>
- ・ 国際協力銀行「マレーシアの投資環境」2014年2月
http://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/inv-report_ja/2014/02/17819/201402malaysia.pdf
- ・ ジェトロ 「2015年4月から物品・サービス税導入へ、税率は6%」2013年11月6日
<http://www.jetro.go.jp/world/asia/my/biznews/5278437ed3ea0>
- ・ “Income Tax Act 1967”
<http://www.kpmg.com.my/kpmg/publications/tax/22/a0053.htm>
- ・ Inland Revenue Board (内国歳入庁)
‘Tax Exemption on Employment Income of Non-Citizen Individuals Working for Certain Companies in Malaysia’, 2011.12
http://www.hasil.org.my/pdf/pdfam/PR12_2011.pdf
‘Schedule on General Issue and Submission of Income Tax Return Forms’
<http://www.hasil.gov.my/pdf/pdfam/ScheduleGeneralIssueSubmissionITRF.pdf>

[特典動画]

マレーシア進出セミナーの動画をご覧いただく際は、下記のQRコードもしくはURLからアクセスしてください。



<https://youtu.be/PIFrAwLXKMg>



勞務



労働環境

■ 多民族国家としてのマレーシア

マレーシアの人口は約3,202万人で、世界第43位です（2017年IMF統計）。政策として「外国人労働者受入制度」をとっており、人口は約200万人の登録外国人を含みます。

マレーシアは「多民族国家」です。国民は大別してブミプトラ（Bumiputera）と非ブミプトラに分かれます。ブミプトラはマレー系および先住民族を指し、非ブミプトラはその他のマレーシア国民（中国系、インド系、白人およびその他の民族）を指します。

人口の民族構成は、ブミプトラが約68.8%、中国系が約23.2%、インド系が約7.0%、その他が約1.0%です。ただしこれは、外国籍の住民を含みません。

このうち、製造現場の作業員は主にマレー系で、中学・高校などの中等教育修了者です。一方、事務所のスタッフは大学などの高等教育修了者で、いずれの民族とも一定程度存在しますが、民間企業では、管理職あるいはそれに近いポジションほど、中国系の比率が高まる傾向があります。

民間企業のヒエラルキーを大まかに見れば、上段に外国人、中段に中国系、下段にマレー系とインドネシア人など、というピラミッド型の構図になります。

■ 失業率と人的資源

失業率は、1985年から1986年にかけて6.9%から8.3%まで上昇していましたが、1993年から3%台になり、その後3%を下回る時期もありましたが、ほぼ横ばいで推移しています。2019年4月の失

業率は3.3%となっています（同年IMF統計より）。

マレーシア連邦は1963年に成立しましたが、その州の一つであったシンガポールが分離・独立した1965年から、現在のマレーシアが始まったと言えます。同年「第1次マレーシア計画（1966～1970年）」が作成され、続いて「第1次長期総合開発計画（1971～1990年）」により、新世紀に向けた政策が展開されました。世界的に経済が低迷した70年代から80年代前半にかけては工業化、および失業率の劇的な低下を伴う奇跡的な経済の発展が見られました。

マレーシアの人的資源省労働局（Ministry of Human Resources, Labour Department）は、オンラインの公的職業紹介システムを提供しています。2002年5月に発足し、全国各地に設置されたジョブズ・マレーシア・センター（Jobs Malaysia Centre）は、雇用に関するワンストップ・センターで、求職者と求人とのマッチング、求職者に対するキャリア相談、職業訓練や教育機関の連携、キャリアガイダンスの提供を行っています。民間職業紹介は、1981年に民間職業紹介業法（Private Employment Agencies Act 1981）に規定され、職業紹介を行う者（もしくは企業）は人的資源省労働局への登録が必要とされます。

労働力としては、15～24歳までの若年層の失業率が高いため、高等教育改革や非正規労働対策が行われています。また、女性や高齢者（55～64歳）の労働参加率が低いことから、女性労働者保護施策や、退職年齢を55歳（公務員は58歳）から60歳へ上げることが行われました（The Minimum Retirement Age Act 2012）。さらに、障害者雇用対策として労働災害による障害者のリハビリテーションと職場復帰などに取組み、人的資源省の重要施策の1つとしています。



【労働力人口】

(単位：1,000人)

性別	2017年Q2		2018年Q2	
	男性	女性	男性	女性
労働力人口	9,206.6	5,719.7	9,333.0	5,945.3
非労働力人口	2,295.4	4,827.9	2,259.3	4,814.1
労働参加率	80.0%	54.2%	80.5%	55.3%
労働者数	8,883.9	5,530.9	9,035.6	5,731.6
失業率	3.50%	3.30%	3.19%	3.59%

出所：マレーシア統計局2018年Q2統計

■ 産業別就業人口

一般就業者の就業構造を産業別に見ると、最も多いのは卸売・小売業（247万人）であり、次に製造業（235万人）が続いています。さらに、農林水産業（157万人）、ホテル・レストラン（130万人）、建設業（127万人）と続きます。全体の就業人口は上昇傾向にあります。

国に登録している外国人労働者は200万人を超えており、主に建設部門やプランテーション部門の就業者です。そのほかに、非登録の外国人労働者が400万人以上いるとも言われています。外国人労働者の数は年々増加しており、合法的に入国した就労外国人労働者でも搾取の対象になりやすいことから、政府はプランテーション産業からの脱却と合わせて、外国人労働者の雇用環境改善を行う構えを見せています。

【産業別労働者数】

(単位：1,000人)

産業	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
就業数全体	12,820.5	13,545.4	13,852.6	14,067.7	14,115.4
農林水産業	1,628.2	1,758.9	1,694.2	1,753.9	1,567.2
鉱業	80.8	87.9	84.7	104.4	105.0
製造業	2,263.7	2,315.8	2,372.5	2,322.7	2,346.2
電気・ガス	61.9	61.5	65.6	61.7	80.8
水道	81.0	83.7	81.2	72.1	74.4
建設業	1,174.7	1,292.1	1,277.7	1,309.9	1,270.3
小売業	2,125.6	2,261.4	2,324.4	2,361.4	2,467.7
運輸・倉庫業	624.3	626.5	598.2	615.0	632.9
ホテル接客業	965.1	1,041.5	1,149.3	1,150.8	1,295.9
情報通信	208.8	194.1	213.2	214.2	203.1
金融・保険	322.1	318.9	329.1	354.4	333.6
不動産	68.9	72.7	79.7	71.2	74.7
科学技術	307.3	306.8	328.8	359.3	355.2
事務管理支援	532.2	566.9	654.3	634.8	631.0
公務・国防	696.4	761.4	741.7	751.0	741.2
教育	784.9	816.6	871.4	899.0	903.6
保健社会事業	414.3	490.0	532.9	573.1	572.1
芸能	84.8	79.4	94.1	81.7	98.6
その他産業	190.5	192.4	199.1	233.1	232.3
家計運営	202.7	214.8	159.1	142.3	128.5

出所：マレーシア統計局

■ 産業、職業別賃金

マレーシア統計局は、下記の業種別賃金のデータを提供しています。主に第3次産業に属する情報通信、金融・保険、不動産、教育のほか、鉱業の賃金が高いことがわかります。第1次産業は最も低く、同業種でも格差が見られます。



【業種別賃金】

(単位：リンギット)

業種	2016年		2017年	
	中央値	平均値	中央値	平均値
農林水産業	1,200	1,729	1,350	1,825
鉱業	3,690	4,940	3,700	5,709
製造業	1,800	2,348	1,900	2,443
電気・ガス	3,000	3,324	3,150	4,012
水道	1,650	2,070	2,000	2,429
建設業	1,630	2,220	1,900	2,588
小売業	1,600	1,883	1,650	2,015
運輸・倉庫業	2,000	2,548	2,000	2,707
ホテル接客業	1,140	1,547	1,500	1,754
情報通信	3,200	4,010	3,500	4,430
金融・保険	3,070	4,093	3,100	4,438
不動産	3,365	4,281	3,400	4,880
科学技術	2,800	3,689	3,000	4,129
事務管理支援	1,200	1,667	1,350	1,859
公務・国防	3,015	3,496	3,160	3,681
教育	4,132	4,132	4,458	4,499
保健社会事業	2,800	3,182	3,000	3,704
芸能	1,682	2,091	1,700	2,520
その他産業	1,510	1,848	1,800	2,023

出所：マレーシア統計局

■ 高い賃金上昇率

マレーシアの年間の賃金上昇率は7～8%と、産業を問わず上昇しています。民族により就業する業種が異なりますが、いずれの民族も堅調に賃金が増えています。中でも賃金上昇率が著しいのはインド系の労働者です。

【民族別賃金】

(単位：リンギット、%)

民族	2016年		2017年		上昇率 (2016→2017年)	
	中央値	平均値	中央値	平均値	中央値	平均値
ブミブトラ	1,931	2,561	2,145	2,763	11	8
中国系	2,350	3,009	2,440	3,254	4	8
インド系	1,790	2,399	2,000	2,731	1	13
全体	2,000	2,657	2,160	2,880	8	8

出所：マレーシア統計局

■ 他国との賃金比較

マレーシアの平均賃金は、東南アジア地域の周辺諸国と比べると、いずれの職位においても比較的高くなっています。平均賃金はシンガポールがトップであり、続いて台湾、マレーシアとなっています。賃金は年々上昇傾向にあるため、マレーシアにおける労働コストは他国に比べて高くなっていると言えます。

マレーシアは教育水準が高く、特に理工系の大卒者数は世界でも高い水準を誇っています。そのため、英語でのコミュニケーションが容易であることに加えて、技術面でも優秀な人材が見込まれることから、研究開発、ソフトウェアの設計等に関連するビジネスで優位性を持っています。

【2018年周辺諸国との月額平均賃金の比較】

(単位：USドル)

国・地域	製造業 一般工	製造業 エンジニア	製造業 マネージャー	非製造業 スタッフ	非製造業 マネージャー
マレーシア	413	840	1,576	890	1,983
シンガポール	1,946	3,064	4,490	2,548	4,468
インドネシア	296	432	982	439	1,122
フィリピン	220	352	928	479	1,158
タイ	413	728	1,559	789	1,755
台湾	1,097	1,428	2,254	1,419	2,377

出所：「2018年度アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」



VIII 労務

■ 職業紹介制度

人的資源省労働局は、以下に代表される各種雇用支援サービスを提供しています。

[Jobs Malaysia]

マッチングサイトとして機能するオンラインサービスです。求人企業と求職者がともに情報を登録することで運営されます。国内外の労働力の分配を促進し、マレーシアへの投資を誘致することを目的としています。

[Jobs Malaysia Centre]

国内各都市にワンストップ・サービスを提供する施設を置いて活動しており、キャリアカウンセリング、雇用計画立案支援などを行っています。特に、若年層、シングルマザー、障害者など、社会的弱者に対する特性別職業紹介を行っています。

[Jobs Malaysia Point]

職業訓練を提供し、求職活動の支援を行っています。

[民間職業紹介法]

営利・非営利を問わず、職業紹介を通して就職の斡旋をうける場合、人的資源省のライセンス取得が義務付けられています。ただし、民間の職業紹介業は外国人労働者の斡旋は許されず、マレーシア人の求職者のみを斡旋できる点に注意が必要です。

労働派遣として、会社が自社の従業員を一時的に顧客の事業所で就業させる場合は、ライセンスが不要とされています。

■ ブミプトラ優遇策

1969年以降、経済的に豊かであった中国系マレーシア人に対する反発が強かったマレー系および先住民による民族暴動を受け、民族間の不均衡を是正するための政府の基本方針である「ブミプトラ政策」が打ち出されました。

経済的平等化が進むにつれて、徐々にブミプトラ政策は緩和されていますが、公務員にブミプトラを積極的に登用する点や、大学入学者比率、雇用比率などに人種比率を反映させる政策は、根強く残っています。

2015年5月に発表された「第11次マレーシア計画」も、技術労働者の6割をブミプトラが占めることを目標として掲げており、外国人労働者への依存を減らすよう、働きかけが行われています。

■ 中間層充足政策

高等教育・技能訓練を行き渡らせ、技能労働者の労働者比率を全体の35%に上げる施策が模索されています。その一環として、高度熟練労働者の育成を目的とした、技術職業教育訓練の受講者を22万5,000人まで増加させる試みが行われています。

■ 高度技能労働者確保

高技能労働者の国外流出を防止し、国外からの呼び戻しを行うため、また高い技術を持つ外国人労働者を誘致するために、2011年1月、首相府傘下に人材公社 (Talent Corporation Malaysia) が発足しました。

2012年4月にはタレント・ロードマップ2020 (Talent Roadmap 2020) というマレーシア人の能力推進を目標とした取組が発表されました。

この計画の主軸は以下の3点です。



VIII 労務

- ・ マレーシア人の人材育成
- ・ グローバルな人材の誘致
- ・ 海外トップレベルの人材とのネットワーク構築

具体的には、以下のようなプログラムが提供されています。

【 FasTrack 】

電子・電気工業産業のエンジニア育成のためのプログラムです。徒弟制度や補助的トレーニングを経て、受入企業に正式採用されるという形で就職に繋がるように、プログラムされています。

【 Structured Internship Programme 】

構造化インターンシップとして、企業が学生に実践的な体験学習を提供するプログラムです。参加企業には、インターンシップに要した費用について税額控除が与えられ、インターン学生に対して人材の見極めを行うことができるメリットがあります。

【 Flex Work Life Malaysia 】

女性の労働力活用のためのプログラムです。フレックスタイムやテレワーク、保育所等を提供する企業と、求人とのマッチングを行っています。

また、ブランクのある女性に訓練プログラムを提供した企業には、訓練コストに関して税額控除を受けられるというメリットが設けられています。

【 Returning Expert Programme 】

3年以上海外に定住し、雇用されているマレーシア人に一定の学位と実務経験があれば、帰国後に特定の経済分野（New Key

Economic Areas) で活躍する場合、優遇措置が受けられます。

【 STAR Scholarship 】

公共サービス局 (Public Service Department) の奨学金で学ぶ海外への留学生に対し、国内重要企業への就業の機会を与えるものです。

【 Career Fair Incentive 】

海外で学ぶマレーシア人学生や、海外で就労するマレーシア人を対象にした就職フェアを促進するものです。海外で実施する就職フェアに参加する企業は、旅費、参加費などについて税額控除を受けられません。

■ 各種保護施策

マレーシア政府の主導により、以下に区分される労働者に対して、各種雇用対策が取られています。

- ・ 若年者
- ・ 高齢者
- ・ 女性
- ・ 障害者
- ・ 非正規労働者
- ・ 外国人

なお、女性は午後10時から早朝5時までの夜間労働、連続11時間以上の長時間労働、坑内作業労働などが禁止されている点に注意が必要です。また、会社は上記に区分される人々に対して、工業・農業における労働を要求することはできません。



労働組合と労働争議

■ 労働組合の特徴

マレーシアには、英植民地時代（1920～1930年代）に成立した農園労働者組合や学校教員組合などの組合があり、産業別の構造が特徴的です。1959年労働組合法（Trade Unions Act 1959）および1967年労使関係法（Industrial Relations Act 1967）は、労働組合の結成、運営、労組連合の結成、国際的労働団体への加盟などに関して規定しています。

労働組合は企業別、業種別、職業・職能別、産業別に結成されますが、すでに労働組合が登録されている場合、そのカテゴリーでの新たな労働組合の結成はできません。労働者は自分が所属する職種、職業、職能、事業、産業で結成された労働組合にのみ加盟できます。

マレーシアでは、労働者を代表する全国的組合連合組織をナショナルセンター（National Centre）と呼びます。最も歴史あるナショナルセンターがマレーシア労働組合会議（MTUC：Malaysian Trades Union Congress）であり、政府は労働問題に関する政労使の三者会議において、マレーシア労働組合会議を労働者の代表として認めています。

労働組合が、代表しようとする労働者の過半数を組織していない場合には、限定承認を受けることがあります。登録された労働組合のみが団体交渉を行うことができ、限定承認を受けた労働組合は特定の問題のみの団体交渉に限定されます。いったん与えられた登録は、当該労組の組織率が低下しても取消されることはありません。登録された労働組合は、毎年3月末日までに監査済財政報告書を労働組合登録官に提出しなければなりません。これは登録官が労働組合を監督し、登

録労組が法律に基づいて活動しているかを確認するためです。

労働組合法は、マレーシア国民ではない者や政党役員が労組役員となることを禁止しています（32条）。また同法は、同一産業の2つ以上の労働組合が連合体を結成することを認めています。このため、実質的なナショナルセンターであるマレーシア労働組合会議は、結社法により登録された法人であり、法的には労働組合ではありません。

■ 労働組合数と組合員数の推移

労働組合および組合員の数は下表に示したとおり推移しており、2017年時点で742団体、組合員数は約84万人です。

労組法に規定する労働組合（Trade Union）の定義には、労働者の組織だけでなく、雇用者の組合も含まれています。組合員数は、民間と官公労（政府機関の法定機関の合計）がほぼ同数です。これはマレーシアの労働組合の特徴であると言えます。

【労働組合数と組合員数の推移】

年	2012	2013	2014	2015	2016	2017
組合数	690	706	735	729	735	742
組合員数	889,718	914,677	930,512	913,169	927,743	840,041

出所：人的資源省労働局

■ 雇用者団体

雇用者団体（雇用者・企業等が産業別、地域別、全国レベルなどで集まり組織している団体）は14あり、以下のとおりです。いずれも労働組合法に基づき登録されています。これらの雇用者団体は、主として産業、業種を基盤としています。⑨～⑭以外は、主として労使関係に関連した事業、活動を行っています。

① マレーシア雇用者連盟（MEF）



VIII 労務

- ②マラヤ農業生産者協会 (MAPA)
- ③マレーシア商業銀行協会 (MCBA)
- ④マラヤ諸州保険協会 (SMIS)
- ⑤マレーシア自動車販売業者協会 (MMTA)
- ⑥サバ雇用者協議会 (SECA)
- ⑦サラワク雇用者協会 (SEA)
- ⑧マレーシア鉱業雇用者協会 (MMEA)
- ⑨マレーシア製造業連盟 (FMM)
- ⑩建築業者協会 (MBA)
- ⑪マレーシア統一プランテーション協会 (UPAM)
- ⑫ゴム栽培者協会 (RGA)
- ⑬マレーシア・オイル・パーム栽培者協会 (MOGC)
- ⑭住宅開発者協会 (REHDA)

■ 労働争議の発生状況と解決手続

全体的に労働争議の数は減少傾向にありますが、参加している従業員の数は逆に増加しています。労働争議の主な原因は、団体交渉の決裂と、条件闘争によるものの2種類があります。労使紛争件数は年間300～350件ほどで推移しています。

労働争議が解決しない場合、ストライキに突入することがあります。マレーシアではストライキは稀であり、人的資源省に報告されたストライキは2009年に4件、2010年に2件ありましたが、2011年以降は2017年まで一度も発生していません。マレーシアは、ほかの東南アジア諸国と比較してストライキが極めて少なく、労使関係は安定していると言えます。

【労使紛争・ストライキ件数の推移】

	2009年		2010年		2011年	
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
労使紛争	330	13,375	344	11,855	311	28,072
ストライキ	4	393	2	71	0	0

【労使紛争・ストライキ解決率の推移】

	2011年		2012年		2013年	
	件数	解決率(%)	件数	解決率(%)	件数	解決率(%)
労使紛争	311	81.82	324	86.59	375	78.44
ストライキ	0	—	0	—	0	—

出所：人的資源省ウェブサイト

■ 労働組合権の制限

〔団結権の制限〕

マレーシアでは、労働者が労働組合に加入し、活動を行うことが認められていますが、一定の制約が課されています。

たとえば、原則は企業別、職業・職能別、産業・業種別での結成が認められていますが、電子産業については、企業別組合および地域別組合のみ認められており、全国規模の産業別労働組合の結成は認められていません。

また、すでに労働組合が登録されている場合は、同じカテゴリー内で新たに労働組合を結成することができないため、注意が必要となります。

〔団体交渉権の制限〕

労働組合が労働組合同局に登録され、従業員の代表組織として使用者側から承認されていることを前提として、使用者側または労働組合側がもう一方を招集して労働協議を開催できます。

また、団体交渉の内容のうち、「採用、解雇、復職、配転、昇進」



Ⅷ 労務

などの項目については、「経営側の専権事項」として対象から除外されています。2008年度の改正ではさらにその範囲が限定され、技能向上のための訓練や賃金制度の年次見直し、成果主義制度の3項目に制限されました。

一方、公務部門では、政府は団体交渉に代わり合同協議会を開催します。この協議会で労働組合は諮問的な役割に留まります。また「労使関係法」は労働大臣の自らの意思による強制仲介を認めており、本来であれば労働協約は任意で行うべきというILO条約の趣旨に反している状況にあります。

合法的な労働組合活動への参加に対する経営陣の報復措置について、これらは禁止されています。つまり、差別を受けた組合員は、人的資源省もしくは労働裁判所へ提起することができますが、それに対し、これらの機関は積極的な姿勢を見せていないため、提起自体はあまり効果がないものと認識されています。

【ストライキ権の制限】

ストライキ権は法令に明記した形で承認されておらず、合法的なストライキを行うことは実質不可能とされています。

特に労働組合の承認や違法解雇などの問題については、労働組合がストライキを起こすことができません。ゼネストや連帯ストライキについても禁止されています。

また、違法なストライキを指導する労働組合指導者に対しては、罰金や一年間の拘留などの罰則が規定されており、参加した組合員は組合員資格を失うこととなります。

さらに不可欠業務も定義がILOの規定するものより広く解され、教育や運輸などの業務にも適用されています。不可欠業務における争議行為は、強制仲裁の対象となります。

ストライキの宣言は、以下の流れで行われます。

- ・ 労働組合員の秘密投票による3分の2の賛成票
- ・ 政府への投票結果の送付
- ・ 一部の国会議員へ働きかけ、ロビー活動（労働組合が直面する問題や困難な課題を解決する場合）
- ・ 労働組合の重要性について、絶えずキャンペーン活動を行うこと
- ・ 利害関係者への覚書の提示
- ・ 関係者間の社会的対話

さらにマレーシアの刑法は、5人以上の集会は警察の事前許可を必要としています。

■ 労働争議の回避に向けた取組み

まず重要なのは、雇用者（企業）側と労働者側が直接交渉し、話し合いを通じて解決することです。労働組合は、労働者側の代弁者であるとともに、労働者と雇用者の仲介役でもあります。

雇用者との交渉の中で、可能な限りWin-Winのモデル（両者ともにメリットのある状態）を発展させることが求められる一方で、実際に企業が行なっているビジネスの性質に基づいて対応していく必要があります。話し合いやWin-Winのモデルも、その点を考慮しなければなりません。話し合いやモデルを持続的に確保していくためには、以下に留意する必要があります。

- ・ 組合側に提供されるデータは、ビジネスの業績と労働者の努力を真に反映したものであること
- ・ それらのデータは信頼性と透明性があり、しかも容易に入手できるようなものであること



VIII 労務

- ・ 報酬、安定性、所得の潜在的な増額などの要素が盛り込まれていること
- ・ 一貫した見直しや修正が行われるように、適切に構成されたフィードバック制度を備えていること
- ・ 労働組合が直面する問題や困難な課題を解決するにあたっては、一部の国会議員への働きかけ、ロビー活動などを行なうこと
- ・ 労働組合の重要性について、絶えずキャンペーン活動を行なうこと
- ・ 利害関係者へ覚書を提示すること
- ・ 関係者間に社会的対話があること

雇用契約と就業規則

■ 雇用契約書

マレーシアでは労働者を雇用する際には、マレーシア語または英語など、労働者と雇用者の双方が理解できる言語で記載した雇用契約書を作成する必要があります。また、法定ではありませんが、雇用契約書に付属する書類として、通常、職務記述書が作成されます（職務記述書についてはP.291参照）。

雇用契約書には職務内容、雇用期間、試用期間などを明記しなければいけません。原則として、雇用契約は期間を定めないことになっていますが、有期雇用契約を結ぶ場合は5年未満にする必要があります。

労働者側から雇用契約に関して異議申し立てがあった場合には、期間を限定して雇用契約を作成した理由を、雇用者側が立証しなければなりません。立証できなかった場合、期間の定めのない雇用契約が作成されたと判断されます。

マレーシアで雇用契約書を作成するときは、以下の条項が含まれている必要があります。

- ・ 労働者の氏名
- ・ 雇用者の氏名
- ・ 雇用者の納税識別番号（NRIC：National Registration Identity Card）
- ・ 仕事内容、雇用者についての情報
- ・ 雇用契約の締結場所、締結日
- ・ 役職、職務内容
- ・ 雇用契約期間（有期雇用契約の場合は、有期契約とする理由）



VIII 労務

- ・ 就業場所（支店等ほかの場所が就業場所となる場合は、その場所）
- ・ 給与支払の期間、支払日、支払方法
- ・ 労働時間、休暇
- ・ 重労働や危険を伴う仕事内容の場合の手当
- ・ 特別な職務の場合の規定
- ・ 社会保障に関する事項
- ・ 雇用法に規定されているその他事項
- ・ 試用期間について
- ・ 秘密保持の義務
- ・ 任意保険の種類と条件
- ・ 労働者とその家族への任意の福利厚生
- ・ 雇用者および労働者の権利・義務の詳細

雇用契約書において上記の項目に不足があっても、雇用契約が無効となることはありません。ただし、不足している場合には加筆修正する必要があります。

雇用契約書は雇用者、労働者が相互に署名した日から有効となります。もし書面を交わさずに雇用を開始して労働させた場合は、できるだけ早く雇用契約書を作成する必要があります、雇用開始日は初めて労働させた日となります。

雇用契約書のほかに就業規則等の雇用に関して規定されている書類があれば、雇用者は労働者に対して明示する必要があります。特に、雇用契約書に従業員の義務等について詳細な記載がない場合は、職務内容について従業員へ伝える必要があります。労働者に対して雇用に関する書類をすべて開示しなければならないため、雇用者はそれらの書類について把握し、可能であれば、その写しを労働者へ渡すことが

望ましいと考えられます。

■ 職務記述書

職務記述書は、マレーシア労働法に規定はありませんが、従業員の役割、義務、責任範囲のみならず、当該職務に求められる能力、経験等を含む重要な文章になっています。書式に関して法的な定めはなく、雇用者が任意の形式で作成することが可能です。職務記述書の変更は、労働契約で定められた職務の変更が前提となるので、労働者に対して書面で事前通知をする必要があります。

マレーシアでは、職務記述書は労務管理上重要な書類であり、以下のケースで一般的に使用されます。

- ・ 応募者を不採用とするケースの説明材料になる
- ・ 試用期間の満了前、当該従業員を正社員として本採用するかどうかを決める上での評価基準になる
- ・ 解雇する際の基準になる
- ・ 採用の際に求められる人物像を具体的にイメージすることができる

職務記述書への記載内容を以下に例示します。

通常は職務の具体的な内容を列挙しますが、誰が当該職務に就いても読んで理解できるような、明確なものにすることが理想的です。

- ・ 職務名称
- ・ 職務の概略・業務内容
- ・ 組織内での位置関係
- ・ 内部・外部との接触時のルール
- ・ 権利・義務および権限の範囲



VIII 労務

- ・ 必要な能力、専門知識、心構え

■ 就業規則

マレーシアでは、就業規則作成の義務はありません。しかし、従業員を2名以上雇用している場合、各自の雇用契約が開示する性質のものではない以上、雇用条件の公平さを明示する上で、就業規則の設定は重要になります。なお、管轄官庁への届出が求められることはありません。

就業規則は労働者の理解できる言語で作成し、採用時、雇用契約締結時に、内容を十分理解した上で同意することが重要です。また、特に賃金等条件にかかわる変更が行われる際には、変更後の内容を周知し、書面で確認を求めることが必要になります。

労働条件に関する法制度

■ 雇用法

雇用法は、公務員および国家機関に雇用される者以外の西マレーシアの雇用に関するすべての事項について規定しています。雇用主と雇用契約を結んだ者、または雇用契約に基づき就労する者で、1カ月の賃金が2,000リンギットを超えない者を対象としています。

雇用法はまた、1カ月の賃金が2,000リンギットを超える超えないにかかわらず、肉体労働および機械のオペレーション（ドライバーを含む）に従事するすべての従業員を保護の対象としています。

その他のすべての労働者は、雇用契約書および雇用法で雇用条件を規定されます。雇用法は従業員と雇用主に基本的な義務を課していますが、従業員の雇用条件は基本的に従業員と雇用主の同意に委ねられるとしています。

2010年パートタイム労働者就労規則（Work Regulations Part-Time Workers, 2010）が新たな条項として加えられ、雇用法の改正が行われました。これは主婦、障害者、学生等の潜在的労働人口を含むマレーシア人労働者が対象となっており、2010年10月1日より、マレーシア人労働者は、正規雇用以外にパートタイムでの就労が認められました。さらに、パートタイム労働者も従業員積立基金（EPF）、従業員社会保障制度（SOCSO）への拠出が義務付けられ、医療保険の諸手当が受けられるようになりました。より働きやすい環境を整備することにより、マレーシア人の労働人口の増大、雇用促進、外国人労働者への依存軽減、国民の所得向上を図るとしています。



VIII 労務

■ 最低賃金

マレーシアにおいて、最低賃金は2011年国家賃金評議会法 (National Wages Consultative Council Act 2011) によって定められ、最近までマレー半島とサバ・サラワクという地域で二分されていました。

今後も、政治的な活動により大きく変動が見込まれる数字の一つです。マハティール氏の政策により、最低賃金は統一して引上げられる方向にあり、2019年1月1日から全国一律1,050リンギットになりました。

多くの会社は賃金のほかに医療費や保険、交通費、年間ボーナス、退職金や従業員ファンドなどを提供しており、これらは福利厚生として認識されています。最低賃金の基準は、こうした福利厚生の要素を取り除いた、給与の部分のみである点に注意が必要です。

最低賃金を支払わなかった場合、事業主は労働者1人当たり最大で1万リンギットの罰金が科せられます。

■ 労働時間および時間外労働に対する時間外手当

労働時間に関しては、基本的には雇用契約で定められる事項ではありますが、雇用法の規定を参考にする例が多く見られます。

時間外手当は、雇用法の対象者である月給2,000リンギット以下の労働者のみが支払義務の対象となります。しかし、それでは人材確保が難しくなるリスクがあることから、月給2,000リンギットを超える労働者に対しても同様に時間外労働・休日労働の規定を設けている企業も見られます。

時間外手当は時間外労働をする日が勤務日か休日か、あるいは祝祭日であるかによって扱いが異なります。また、時間外労働の月間最長時間も定められており、以下のようにまとめられます。

【雇用法に定められた労働時間】

項目	区分	限度
労働時間	1日当たり（実働）	8時間まで
	1週間当たり（実働）	48時間まで
時間外労働	1カ月	104時間まで

【時間外手当のレート】

区分	レート
勤務日・時間外	最低1.5倍
休日・時間内・半日以下	1日分
休日・時間内・1日まで	2日分
休日・時間外	最低2倍

労働者の希望があった場合は、超過労働もしくは休日労働に対する代替として振替休日を提供することができます。振替休日をとった場合は、休日労働に対する賃金は支払対象とはなりません。念のために書面で合意しておくことが推奨されます。

■ 年休、病気休暇等

日本の有給休暇に当たる年休（Annual Leave）についても雇用法に基準が定められており、多くの企業では労働者の月給によらず、雇用法の規定よりも多い日数の年休を付与しています。

年休とは別に、疾病時に休息を取るべきという医師の診断があった場合に年間一定の日数まで有給が取得できる、病気休暇という制度があります。

女性労働者が妊娠した際の保護として設けられている出産休業と合わせて、雇用法で以下のように日数が定められています。



【雇用法で決められた休暇】

項目	区分	日数
年休	勤続年数 2 年未満	最低 8 日
	勤続年数 5 年未満	最低 12 日
	勤続年数 5 年以上	最低 16 日
病気休暇	勤続年数 2 年未満	14 日まで
	勤続年数 5 年未満	18 日まで
	勤続年数 5 年以上	22 日まで
	入院が必要な場合	上記含め 60 日まで
出産休業	出産予定日の 30 日前から	連続 60 日（休日含む）

上記を目安として、就業規則には日数、条件などを明記し、雇用契約締結時に確認するのが一般的です。なお、年休以外は最低日数である雇用法の日数を適用する企業が、多く見られます。

■ 解雇制度

解雇に関する規定は、個別の雇用契約の定めに属します。

たとえば、期間の定めのある雇用契約に関しては、その期間の到来により解雇が行われ、一定の業務の遂行を条件とする雇用契約に関しては、業務の完了をもって解雇が行われます。

一方、期間の定めのない雇用契約による場合、雇用法に従えば、一定の通知期間（Notice Period）を設けて契約解除の意図を伝え、これをもって解雇が成立することになります。しかし、産業関連法に従えば、正当な理由がなければ解雇は認められないことになっており、一般的には後者の規則が適用されることになります。

ただし、試用期間に関しては、雇用契約書の文言に従って即日解雇などが行われるケースもあり、それ自体に特に大きな問題はないと考えられます。

雇用法で定める解雇通知期間は以下のとおりです。

勤続期間	最低通知期間
2年未満	4週間
5年未満	6週間
5年以上	8週間

この通知期間は、長ければ長いほど通知を受ける側の身を守る反面、通知をする側を拘束することになり、一概にどちらが有利になるというものではないと考えられています。したがって、必ずしも上記通知期間を超えてはいけないというのではなく、雇用契約や就業規則で、ある程度自由に定めることができるとされています。

なお、雇用者と労働者の間に通知期間についての書面での合意がない場合には、上記雇用法の期間が適用されることとなります。

解雇に理由が必要であるという観点から分類すると、以下の2種類に分けられます。

- ・ 懲戒解雇
- ・ 整理解雇

懲戒解雇は2日以上連続した無断欠勤、犯罪、業務遂行困難、反復的怠慢などが生じた際に取られる対応です。警告書の発行、調査などの手続を経たもの以外は正当な解雇とは認められないことに、注意が必要です。また、解雇事由発生から2週間以内に警告を発していることも、必要とされています。

整理解雇は人員過剰や会社都合の人員削減などが理由となりますが、ほかの手段を講じた後の最後の手段として利用されることが条件



VIII 労務

とされています。

ほかの手段としては、具体的には時間外労働の制限、労働時間の削減、新規採用の中止、全社的賃金カットなどが考えられます。

その上で整理解雇を行う場合、以下の手順を踏みます。

- ・ 労働者、または代表する組合と話し合いを行う
- ・ 妥当な金銭補償を行って、自主退職の機会を与える
- ・ 1995年就業規定に沿った解雇手当の支払[※]
- ・ 定年以上の労働者の契約解除
- ・ 他社就業先への斡旋援助
- ・ 外国人から優先的に解雇するなど、段階的整理解雇の実施

※解雇手当の支払は、1995年就業規定に定められる以下の金額を下回ってはならず、かつ解雇から7日以内に支払われるものとされている

【解雇手当の金額】

勤続期間	予告期間	金額
2年未満	4週間	月額賃金の10日分×勤続年数
5年未満	6週間	月額賃金の15日分×勤続年数
5年以上	8週間	月額賃金の20日分×勤続年数

マレーシアの社会保障制度

■ 社会保障制度の概要

マレーシアでは、年金給付、労災給付等の社会保険制度、医療保障、感染症や生活習慣病等の疾病予防、健康の保持増進のための公衆衛生施策、高齢者、障害者、支援を要する児童や家庭等に対する社会福祉施策が展開されています。

社会保険制度については、日本のような全国民を対象とする制度設計とはなっておらず、民間労働者と公務員を対象とする制度が並存しています。

医療保障は英国の制度に由来し、マレーシア国民は公立の病院・診療所で、わずかな負担で受診することができます。

以下、厚生労働省『2018年海外情勢報告』を参考にさせていただきます。

[健康保険について]

前述のとおり、公的な医療保険（国民健康保険）、介護保険、失業保険は存在しませんが、政府が一律医療補助を行っているため、公立の病院はわずかな負担で受診することができます。

[年金保険と従業員積立基金]

年金制度には民間労働者を主な対象とする従業員積立基金（EPF：Employees Provident Fund）と、KWAPという公務員を対象とする年金制度があります。自営業者や家事手伝い、外国人労働者についてはEPFへの加入が任意となっており、日本のような国民皆年金の仕組みにはなっていません。



VIII 労務

マレーシアの退職年齢は、民間企業では通常は55歳でしたが、平均寿命が伸び（男72歳、女77歳）、退職後の生活のための貯蓄が不十分であることや、近隣諸国との退職年齢の差異等を踏まえ、2012年8月に、最少退職年齢を60歳とする法律が公布されました。一方、公務員の定年は、これに先立って2008年に58歳、2012年に60歳に引上げられました。

従業員積立基金は1951年に設立され、現在は1991年従業員積立基金法（EPF Act 1991）に基づき、財務省の監督下で退職給付制度を運営しています。すべての雇用者がEPFへの登録・拠出を義務付けられており、約50万社が登録しています。これらの雇用者の元で働いている民間労働者が主な加入者ですが、自営業者、公務員、主婦、外国人労働者等も任意で加入が可能です。

財源は、加入者の個人貯蓄口座に対する労使双方の拠出（確定拠出型）であり、各個人の積立金と資産運用による配当（2016年は約6%）を合わせて、退職時等の給付に当てます。拠出額は定期的に見直されており、2012年1月以降労働者は月収の11%、雇用者は前年より1%増えて同13%相当額を拠出することとされています（ただし、労働者の月収が5,000リングットを超える場合の雇用者負担は12%のまま）。60歳以降もEPFへの拠出を続ける場合は、労働者は月収の5.5%、雇用者は6.5%（労働者の月収が5,000リングットを超える場合の雇用者負担は6%）を拠出します。

外国人労働者の場合は本人が月収の11%、雇用者が月額5リングットを拠出します。いずれの場合も、労働者本人が定められた額以上を拠出することが可能です。なお、雇用者拠出額は税控除の対象（給与総額の19%相当まで）であり、同様に労働者はEPF拠出と生命保険料を併せて最大6,000リングットまでが税控除の対象になります。

運用については、EPFの投資資産は7,915億リングットで、収益率は7.3%です（2017年末時点）。EPF理事会と併存する投資委員会

が投資方針・戦略を決定します。

資産構成は以下のとおりです。

【資産構成（2017年）】

内訳	資産（リンギット）	収益率（%）
マレーシア政府関連証券（MGS）	2,089.4 億	4.45
貸付金・公債	1,829.4 億	4.80
株式	3,342.3 億	11.46
金融市場	332.0 億	4.19
不動産・インフラ	321.7 億	8.55

給付は、退職時や就労不能になった場合等に行われます。加入者の個人貯蓄口座は、拠出・配当額の70%に相当する第1口座と30%に相当する第2口座に区分されています。第1口座は退職時に備えるための口座であり、55歳到達時に貯蓄残高の全額を引出すことができます。また、残高の一部は加入者自身による資産運用が可能です。

第2口座は、住宅購入、扶養児童への教育、医療等にあてることができるほか、50歳到達時にも引出すことができます。

政府は、最少退職年齢が60歳に上げられることに伴い、55歳から60歳までのいつでも残高を引出せるよう、EPF関連法令の改正を行う方針です。ただし、55歳での引出しが可能なままだと、退職年齢上げの目的（退職後のための貯蓄確保）が損なわれ、さらなる拠出額の引上げを招くのではないかと懸念もあります。

54歳時点での平均貯蓄額は、EPFへの拠出を継続しているアクティブな加入者と、そうでない加入者とで大きく差があり、前者は21万リンギットであるのに対し、後者は4万4,000リンギットです。政府は、退職後死亡するまで月950リンギット程度を生活費として使えるよう、55歳までに22万8,000リンギットを貯蓄するよう促し



VIII 労務

ています。

任意でEPFに加入している外国人労働者は24万人で、外国人のEPF加入者は、帰国時に貯蓄残高の全額を引出せます。

2010年1月、従来EPFがカバーしていなかった農業従事者やタクシー運転手等の退職後の所得補償に対する不安を解消するための貯蓄制度 (Malaysia Retirement Saving Scheme) が導入されました。月収の不安定な自営業者を対象に、月収に応じた少額の拠出を奨励しつつ、年額6万リンギットを上限に拠出額の15%相当額を政府が拠出するものです。同年7月には、主婦も本制度の対象になりました。しかし、現在のところ、約190万人の自営業者および家庭内労働者のうち、任意でEPFに加盟しているのは約5万人で、全体の3%以下です。

■ 労災にかかる規定

1969年労働者社会保障法 (Employees Social Security Act 1969) に基づき、1971年に人的資源省の下に設置されたSOCSOの運用機関である被雇用者社会保障機構により、民間労働者を対象とする労災給付制度が運営されています。なお、SOCSOは1985年に人的資源省の内局から、政府関係機関に組織変更されました。

労働者およびその雇用者に労災給付制度への加入が義務付けられていますが、公務員、自営業者、家事手伝い等は対象外です。

以前は月給3,000リンギットを超える労働者に関しては、雇用者と合意の上での任意加入でしたが、2017年6月には、タクシードライバー等の自営業者もSOCSOへの加入が義務付けられました。現在はすべての労働者にまで拡大されています。

【労災の財源】

財源は労使双方からの拠出であり、労働者が月給の0.5%（下記の疾病年金スキームへの拠出分）を、雇用者が同1.75%（下記の労災保険スキームへの拠出分1.25%、疾病年金スキームの拠出分0.5%）を負担しています。

月給が4,000リンギットを超える労働者の場合は、一律で月給4,000リンギットとみなされます。

2016年には32億リンギットの拠出金が集まり、基金は256億リンギットに達しました。

投資予算は250億リンギット、資産構成は以下のとおりです。

【資産構成表（2016年）】

内訳	割合 (%)
マレーシア政府関連証券	40.55
貸付金	11.04
株式	17.57
金融市場	28.48

【労災の給付】

給付は、労災保険スキーム（Employment Injury Insurance Scheme）と疾病年金スキーム（Invalidity Pension Scheme）の2種類があります。労災保険スキームは、労働者の勤務（通勤を含む）に伴う負傷、疾病、障害、死亡に対して補償を行うものであり、医療給付、障害給付、介護給付、葬祭給付、遺族給付、リハビリテーション給付および教育ローン給付があります。

一方、疾病年金スキームは、勤務に起因するか否かを問わず、重度の身体障害や治療困難な疾病が原因で収入が3分の1以下になった場合に補償を行うものであり、給付を受けるにあたっては60歳未満



VIII 労務

であること、SOCSCOに設けられている医療評議会（Medical Board）の審査を経ること等の要件を満たす必要があります。疾病年金（一時金）、介護給付、葬祭給付、遺族給付、遺族給付、リハビリテーション給付および教育ローン給付があります。

【非熟練外国人労働者に対する労災・医療制度】

マレーシアの労働力人口約1,528万人の約13%を占める外国人労働者約200万人（これに加え相当数の違法外国人労働者が居住していると言われている）のうち、特に非熟練外国人労働者に対しては、民間保険会社が提供する特別な労災保険、医療保険スキームが用意されています。

これらの外国人労働者に対しては、EPFは任意加入となっています。また、SOCSCOは対象外として取扱われていましたが、2019年1月1日以降、外国人労働者の加入が義務付けられました。

外国人労働者補償スキーム（Foreign Workers Compensation Scheme）

雇用者は、外国人の労働災害をカバーする外国人労働者補償保険への加入が義務付けられています。死亡・後遺障害の場合の保険金は最大2万3,000～2万5,000リンギットほどですが、医療費・入院費は最大750リンギット程度と少額です。指定された十数社の民間保険会社が同保険商品を扱っており、保険料は1人当たり年額80リンギット程度からです。

外国人労働者医療保険スキーム（Foreign Workers Hospitalisation & Surgical Insurance Scheme）

2011年1月より、民間医療保険への加入が義務化されました（プランテーション業と家事手伝いを除く）。未加入の場合は労働許可が

下りません。これは、労働災害以外の医療費（公立医療機関での診療のみ）を1万リングットまで補償します。保険料は年間120リングットで、労働者側が保険料を支払います。数十社の登録民間保険会社が同商品を扱っています。



日本人を駐在させる際の注意点

■ 外国人労働許可

[外国人労働者在留許可の種類]

マレーシアにおける外国人労働者の Employment Pass は、駐在員の長期滞在・就労のための就労ビザと、機械設置や研修などの短期就労のためのプロフェッショナル・パス、外国人労働者 (Worker) に対するワークパーミットが主なものです。これら在留許可の申請先は、2017年の法改正により業種によって異なっているため、注意が必要です。

【在留許可の申請先】

業種	申請先
製造業、国際調達センター、地域流通センター、経営統括会社	マレーシア投資開発庁 (MIDA)
マルチメディア・スーパー・コリドー (MSC) ステータス取得企業	マレーシア・デジタルエコノミー公社 (MDEC)
上記以外の非製造業	入国管理局 (ESD)

外国人の就労枠取得には、永久ポスト (Key Post) と期限付きポスト (Time Post) があります。後者は3～5年の期限付きポストで、入国管理局への申請により10年までの延長が可能です。

就労ビザ

就労ビザは、通常2年以上、最大5年滞在する駐在員が取得するビザです。マレーシアの雇用主 (マレーシアで法人化された子会社、マレーシアで登記された外国企業の支店、マレーシアの駐在員事務所を

含む) に雇用される管理職・専門職の外国人に発給されます。

雇用主である企業には最低払込資本金の規定があり、以下の要件を満たしている必要があります。

【就労ビザ発給要件となる最低資本金】

(単位：リンギット)

資本構成	払込資本金
100% マレーシア資本	250,000
マレーシア資本との合弁 (外資 30% 以上)	350,000
100% 外国資本	500,000
外資 51% 以上の流通・サービス取引会社、レストラン	1,000,000
外資 51% 以上の未規定のサブセクターのサービス取引会社	1,000,000

外国人への就労ビザ発給については、労働者の最低月額と雇用期間をベースに、3つのカテゴリーに分類されています。

【就労ビザのカテゴリー】

カテゴリー	最低月給 (リンギット)	雇用期間	帯同家族	メイド雇用	更新
I	10,000 以上	5 年まで	可能	可能	規定なし
II	5,000 ～ 9,000	2 年まで	可能	可能	規定なし
III	3,000 ～ 4,999	1 年まで	不可	不可	最大 2 回

カテゴリーⅢの就労ビザを申請する会社は、月額給与が5,000リンギットを下回ることについて、内務省から認可を受ける必要があります。

レジデンス・パス

2011年4月、マレーシア政府は、国家重要経済分野 (National Key Economic Areas) で外国人の優秀な人材を長期にわたり確保す



VIII 労務

るために、政府のイニシアティブにより長期就労を可能にするレジデンス・パス (Residence Pass) 制度を発表しました。このパスの許可事項として、以下が挙げられます。

- ・ 最長10年の就労、滞在が可能
- ・ パスを更新せず、就労先の変更が可能
- ・ 配偶者および18歳未満の同伴家族も当該パスの申請が可能であり、配偶者もディペンデント・パスの取得なしに就労可能
- ・ 18歳以上の同伴家族、両親、義理の両親も5年の滞在ビザ (Social Visit Pass) の申請が可能

このパスの許可の所得要件は、以下のようにまとめられます。

- ・ マレーシアの経済に貢献していること
- ・ 大学で準学士以上の資格、または専門機関による資格を有していること
- ・ マレーシアで3年以上継続して勤務し、申請時に有効な就労ビザを有していること
- ・ 就業経験が5年以上あること
- ・ 課税所得となる給与が月額1万5,000リンギット以上であること
- ・ マレーシアの所得税ファイル番号を有し、2年以上所得税を納付していること

プロフェッショナル・パス

プロフェッショナル・パス (Professional Visit Pass) は、マレーシア国外の会社に籍をおいたまま、マレーシア国内で短期就労を行う外国人に発給されます。たとえば、機械の据付や研修の実施等を行う

場合です。申請を行う会社は、申請理由などを記載したカバーレター、およびマレーシア国内の保証人の保証書を添えて、パス申請者がマレーシアで行う活動の予定表を提出します。プロフェッショナル・パスは、通常は数カ月程度の短期間の認可ですが、最長1年まで認められます。場合によっては、1年経過後の延長申請も可能です。

ディペンデント・パス

駐在員が就労ビザを取得すると、その家族（就労ビザを取得している駐在員の配偶者・子供に限られる）の滞在許可がディペンデント・パス（Dependent Pass）として発給されます。このパスの有効期間は、駐在員の就労ビザの有効期間と一致します。

学童に関しては、ディペンデント・パスに加えて学習認可（Study Approval）を取得することによって就学が可能になります。

駐在員の配偶者が就労する場合には、駐在員とは別に就労ビザを取得する必要があります。

マレーシア人の外国人配偶者の就労許可

マレーシア人の配偶者である外国人は、配偶者として申請を行えば、1年の長期滞在ビザを取得することができます。延長すればさらに4年の長期滞在が可能となり、ビザの切り替え等を行うことなく就労が許可されます。

また、マレーシア人の配偶者が5年以上結婚生活を続けた場合は、永住権（Permanent Resident）の申請が可能になります。

永住権取得後は、EPFへの拠出義務など、ほぼマレーシア人と同様の条件で就労することになります。

半熟練／非熟練労働者の就労許可

マレーシア政府は、「マレーシア人の雇用第一（Malaysians



VIII 労務

First)」という政策を掲げ、マレーシア人の雇用確保を最重要課題としています。

外国人労働者を適切に管理・削減するため、2011年から2014年まで、不法就労の外国人労働者を撲滅するための包括的なプログラムが実施されました。これは「6P」と呼ばれ、登録、合法化、恩赦（帰国）、モニタリング、取締、国外退去を行うという内容で、約35万人が帰国したとされています。

不法就労者の登録、合法化、生体認証登録などを行うことによって、その人数および外国人労働者を必要とするセクターを把握し、外国人労働者およびその雇用主に法令遵守を促すなど、適切な管理・モニターが可能になりました。外国人労働者削減のため、現在も不法就労者の監督・取締が行われています。

ワークパーミット

ワークパーミット（Work Permit）は、製造業、建設業、サービス業（家事使用人、レストラン労働者、清掃人、洗濯人、荷役労働者、福祉施設労働者、リゾートやゴルフ場労働者）、農業など、限られた業種について、外国人労働者を雇用するための就業ビザです。

主にインドネシア、ネパール、バングラデシュ、ミャンマー、インドなどの国から渡航してくる労働者に発行されます。

マレーシア政府は自国民の雇用確保のために外国人労働者の数を減らす方針で、発給のための審査を厳格化しているほか、「電気電子産業ではマレーシア人2名に対し外国人1名」「インド人は農業、サービス業（料理）、建設業（高圧線修理）のみ」などの規制を細かく設けています。また、外国人労働者に課す年次雇用税についても、近く増税が行なわれる見込みです。

〔就労ビザの取得〕

外国人労働者の就労ビザ取得手続は、2014年4月にオンライン申請が導入されたことにより、新規取得、期間延長ともにオンライン手続が必須となっています。

申請の流れとしては、入国管理局の外国人サービス部門（ESD：Expatriate Service Division）に会社を登録し、登録完了後、申請者の就労ビザ申請をオンラインで行います。

詳細については、ESDウェブサイトに掲載されているガイドラインを参照してください。

マレーシア入国時に、入国管理局のカウンターでビザ発給認可書を提示すると、通常は30日の滞在許可が得られます。その間に以下の手続によって就労ビザの申請を行います。就労ビザ申請中にすでにマレーシアに滞在している場合は、認可が下りた後にいったん出国し、再入国する必要があります。

会社登録申請の際には、プロジェクション（就労ビザ申請予定枠数）の申請も行います。

プロジェクション申請人数については、就労ビザの申請を予定する申請者の詳細（氏名、パスポート番号、役職名、給与額、職務内容）を記載した文書を提出することとなっており、あらかじめ多めの申請をするといったことはできません。

上記のような会社登録および就労ビザ発給の申請手続は原則として雇用主が行うことになっていますが、実際は企業と契約しているコンサルティング会社が行うのが一般的です。発給まで通常約1カ月の期間がかかり、申請には保証人が必要です。



VIII 労務

マレーシア投資開発庁（MIDA：Malaysian Investment Development Authority）より就労枠の認可を得ている場合は、入国管理局窓口で申請を行います。それ以外の企業については、マレーシア・デジタルエコノミー公社（MDEC：Malaysia Digital Economy Corporation Sdn. Bnd.）のeXpats サービスセンターにオンラインで申請します。

2019年時点では、駐在員や知的労働者の取得要件に年齢制限はありませんが、申請受理にふさわしい資格や経験が求められています。履歴書への記載が求められる要件は以下のとおりです。

- ・ 大卒以上で、かつ3年以上関連分野を経験していること
- ・ Diploma（短大卒業資格）保持者で、5年以上関連分野を経験していること
- ・ 職業訓練校の技術系証書などの取得者で、7年以上関連分野を経験していること

【マレーシア人の雇用義務】

あらゆる職種においてマレーシア人が訓練を受け、雇用されること、および従業員構成にマレーシア社会の民族構成比を反映させることがマレーシア政府の方針です。

雇用法では、雇用主が外国人労働者を雇用することを目的として、マレーシア人従業員の雇用契約を解除することを禁止しています。雇用法はまた、会社の従業員を削減する場合、雇用主は、マレーシア人従業員を解雇する前に、同程度の能力の外国人労働者を解雇するよう規定しています。

■ 駐在員の社会保険

[社会保険]

マレーシアには日本の雇用保険に該当するものは存在しません。一方で、SOCSOは、原則すべての労働者を労災給付制度に加入させる義務を雇用者に課しています。従前は外国人労働者の加入は免除されていましたが、2019年1月1日より全労働者の登録が必要になりました。

日本の年金に相当する従業員積立基金は、政府が国民に課した強制預金です。マレーシア人の労働者と同等の扱いを希望する外国人労働者が加入します。拠出金の会社と労働者の負担比率は、13%（または12%）対11%です。

社会保険の被保険者資格の継続・喪失

日本から海外に出向する際には、日本国内の企業との雇用関係が継続する（在籍出向）か継続しない（転籍出向）かにより、社会保険の取扱が異なります。在籍出向であり、出向元から給与の一部または全部が支払われる場合には、海外に赴任している間も健康保険、厚生年金保険、雇用保険等の被保険者資格は継続します。ただし、健康保険と厚生年金保険とは抱き合わせになっているため、一方のみ加入することは不可能です。

一方、日本の出向元との雇用関係を終了させ、海外現地法人等との雇用関係を結ぶ転籍出向の場合には、出向元との雇用関係が継続しないため、健康保険、厚生年金保険、雇用保険等の被保険者資格は喪失します。



VIII 労務

厚生年金保険の海外勤務者への適用

海外勤務者は、原則として海外でもその国の社会保障制度に加入することになりますが、引続き日本の厚生年金保険の被保険者となるため二重に年金の被保険者となることがあります。マレーシアの場合は現地での加入義務がないため、保険料が重複する問題はありません。

日本と社会保障協定を締結している国（ドイツ、英国、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス）では、日本からの派遣による一時的な就労（原則5年）の場合、日本の年金制度のみに加入することになり、派遣先の国の年金制度等への加入は免除されます。

また、保険期間の通算に関する規定を持つ協定が締結されている国の場合には、年金を受けるために必要とされる年金加入期間は日本と相手国との年金加入期間を相互に通算したものとなります。

国民年金の任意加入

転籍出向する場合には、厚生年金保険の被保険者資格を継続することができません。1年以内の赴任予定であれば、日本国内の居住者となるので、国民年金へ加入することになります。

しかし、1年以上の赴任予定の場合には日本の非居住者となるので、原則として国民年金に加入する必要はありません。日本の年金制度に加入を希望する方は、国民年金の任意加入手続をすることができます（国民年金法附則5条任意加入被保険者3項）。国民年金の任意加入要件は以下のとおりです。

- ・ 日本国籍を有する20歳以上65歳未満であること
- ・ 日本国内で保険料の納付が可能なこと（親族等による代行納付も可）

〔海外で日本の健康保険制度を利用する際の留意点〕

海外赴任中に海外で医療行為を受けた際、日本の健康保険の被保険者資格が継続している場合であれば、加入する健康保険組合等に療養費として請求をすることが可能です。申請にあたっては、以下の点に留意する必要があります。

- ・ 療養費としての申請となるため、海外での医療費を一度全額本人が立替え、日本の健康保険組合等に申請する
- ・ 海外で受けた医療行為について、日本国内で保険診療を受けた場合の保険診療点数に換算して算出した金額から、自己負担額を差引いた額が支給される

健康保険の海外療養費申請には以下の書類が必要であり、提出書類が日本語以外の言語で記載されている場合には、翻訳者の氏名および住所を明記した日本語翻訳文を添付しなければなりません。

- ・ 療養費支給申請書
- ・ 療養内容証明書
- ・ 領収明細書
- ・ 領収書（原本）

払戻される金額は、日本国内で保険診療を受けたとして計算した金額から自己負担分を差引いた額が上限となりますので、海外で支払った費用の7割が払戻されるとは限りません。

戻ってくる金額は、本国内で同じ保険診療を受けた場合が目安となります。



VIII 労務

日本国内の健康保険制度の継続

日本国内の企業との雇用関係が継続しない場合には、健康保険の被保険者資格は喪失となります。しかし、健康保険の任意継続被保険者制度を利用する、もしくは国民健康保険に加入することで、日本国内の健康保険制度に加入することができます（健康保険法37条任意継続被保険者）。

なお、健康保険の任意継続被保険者制度は資格喪失後20日以内、国民健康保険の加入は資格喪失後14日以内に行う必要があるため、早急な対応が求められます。

健康保険任意継続被保険者の保険料

健康保険任意継続被保険者の保険料は、下記いずれか低い金額に保険料率を乗じた金額となります。

- ・ 退職時の標準報酬月額
- ・ 加入していた保険者ごとに定められる標準報酬月額の平均額

※在職中と異なり、事業所が負担していた保険料についても自己負担となる

国民健康保険の保険料

国民健康保険の保険料は、被保険者の所得等に応じ、市区町村の規定により算出される金額となります。

〔労災保険の特別加入制度〕

労災保険は、日本国内にある事業所で働く労働者が給付対象となるため、海外事業に出向する労働者は対象外になりますが、海外派遣者特別加入制度を利用することで、海外に出向する労働者についても労災保険の保険給付を受けることが可能となります（労働者災害補償保険法33条特別加入）。

特別加入者の保険料は、保険料算定基礎額に保険料率を乗じた金額で、年間で最低3,831円、最高2万7,375円です（2019年9月時点）。なお、特別加入対象者は、以下のとおりです。

- ・ 日本国内で行われる事業（有期事業を除く）から派遣され、海外で行われる事業に従事する労働者
- ・ 日本国内で行われる事業（有期事業を除く）から派遣され、海外にある一定数以下の労働者を常時使用する中小企業[※]に従事する事業主およびその他の労働者以外の者
- ・ 国際協力機構等開発途上地域に対する技術協力の事業（有期事業を除く）を行う団体から派遣され、開発途上地域で行われている事業に従事する者

※ 中小企業の規模

金融業・保険業・不動産業・小売業 … 50名以下

卸売・サービス業 … 100名以下

上記以外の業種 … 300名以下

〔介護保険の海外勤務者への適用〕

介護保険については、原則として40歳以上の人が被保険者となりますが、海外勤務をする際に「介護保険適用除外該当届」を保険者（社会保険事務所等）に提出し、住民票を除票すれば、介護保険料を支払う必要はありません。海外勤務中に40歳を迎えた場合は、40歳になった誕生月に「介護保険適用除外該当届」を提出します。

〔雇用保険の保険料〕

在籍出向の場合の雇用保険の保険料については、外地給与は賃金とされますが、当該外地給与がその者が日本国内において勤務する場合に通常支払われるべき給与の額（昇給が定期的に行われる者については、その昇給分を含めて差し支えない）を超えて支払われる場合は、



VIII 労務

その超過額に相当する額については、通常実費弁償的な性質を有するものと考えられるので、賃金とは認められないとされています。なお、日本在住の本人の扶養家族に支払われる内地給与も賃金であり、この内地給与と外地給与が併せて支払われる場合には、その合計額について雇用保険料が課されます。

[海外旅行傷害保険]

駐在員赴任時の取扱

海外赴任をする際には、公的な保険のほかに海外旅行傷害保険への加入を検討する必要があります。海外旅行傷害保険は、保険会社が契約を結んでいる病院で治療をする場合には、現金不要で治療を受けることができます。また、公的な保険とは異なり、契約した保険金額を限度として、実際にかかった医療費の実費が支払われます。海外旅行傷害保険の新規加入は出国後に手続をすることはできないので、必ず出国前に手続を済ませる必要があります。

駐在員帰任時の取扱

駐在員が帰任することになった場合は、海外旅行傷害保険料はその年の年末調整の対象になります。対象となる給与は、居住者となった日（帰任した日）以後に支払われた給与です。また、給与以外の所得が一定金額以上の場合などには、年末調整のほかに、その年の確定申告を行う必要があります。

■ 海外勤務者の税金

[海外勤務者の税金]

海外勤務者の給与課税については、海外での勤務期間が1年以上か、1年未満かで異なります。海外での勤務が1年未満の場合には、日本の税法で規定する「居住者」となり、日本国内での課税は今までと変

わりません。

1年以上の予定で海外で勤務する場合は、出国の翌日より日本の税法で規定する「非居住者」となります。当初1年以上の予定で海外勤務者として出国し、やむを得ず1年以内に帰国した場合にも、海外勤務中は「非居住者」として扱われます。1年未満の予定で海外勤務を始め、途中で1年以上の滞在が必要となった場合には、延長が決まった日から「非居住者」となります。「非居住者」の給与課税については、次のような取扱になります。

【所得税】

「非居住者」に該当し、海外で勤務している者に日本国内で支給される給与には、日本の所得税は原則課されません。日本で給与をもらっても海外勤務に対する給与となり、海外の勤務地で課税されます。

ただし、出国後最初に支給される給与については、課税される場合があります。この場合、対象となる勤務期間のすべてが国内勤務である場合を除いて日本では非課税ですが、すべてが国内勤務であった場合には、20.42%の源泉徴収が必要となります。

たとえば、給与が20日締めで末日支給の会社で、4月15日に出国した場合、4月度給与の支給日（4月30日）には出国していますので「非居住者」となります。しかし、勤務期間のすべてではなく一部だけ（3月21日～4月15日）が国内勤務なので、4月度の給与は課税されません。一方、4月25日に出国した場合には、4月度給与の支給日には同様に「非居住者」となりますが、勤務期間のすべて（3月21日～4月20日）が国内勤務なので、4月度給与から20.42%の源泉所得税が徴収されることとなります。たとえば4月度給与が50万円の場合、4月15日に出国すれば4月給与の所得税は0ですが、4月25日に出国すれば所得税は10万2,100円となります。



VIII 労務

出国後に支給される賞与については、給与とは異なり、賞与の支給対象となる期間のうち国内勤務の分については20.42%の源泉徴収を行い、海外勤務の分については非課税となります。

なお、出国をした年は、出国時までにもらっていた給与について、出国時点で年末調整を行う必要があります。社会保険料や生命保険料についても、出国のときまでに支払った分が控除の対象となります。

【住民税について】

住民税は、所得税とは異なり、前年の所得に対する税金の後払いの制度となっており、前年1年間の所得に対する住民税が当年の6月から翌年5月までの給与から徴収されます。

1月1日時点で日本に住所があれば、出国後であっても、前年の所得に対する住民税を翌年5月までは支払うことになります。出国の年の所得に対する住民税は、翌年の1月1日には日本に住所がありませんので、発生しなくなります。

年末年始に出国するような場合には、年末に出国するか年始に出国するかで、住民税の負担が大きく異なることになります。

たとえば、2019年12月31日に出国した場合、2020年1月1日には日本に住所がないので2019年の所得に対する住民税は発生しません。2020年1月1日に出国した場合には、2020年1月1日に日本に住所があるので、2019年の所得に対する住民税が発生します。

■ 駐在員の給与設計と計算事例

【日本とマレーシア間の給与格差問題】

マレーシア駐在員に対して給与を支払う場合、日本とマレーシアで給与計算方法、適用税率に差があることから、当該支給にあたっては一律日本と同様ではなく、給与額の設定、支給形態を事前に十分検討する必要があります。

特に、日本側で支給する給与がある場合、本来は現地法人がこれを負担し、関係会社間取引として日本法人などが立て替えて支払をする場合であっても、費用計上する必要があると考えられますが、給与格差の問題を加味して、日本法人の費用とすることができる可能性があります。

182日以上マレーシアに滞在する居住者（Resident）の個人所得税に関しては、マレーシアも日本と同様、累進課税制度をとっており、税率は1～28%です。日本は所得金額に応じて5～40%という税率が適用されるため、場合によってはマレーシアの方が税率は低く抑えられます。

非居住外国人の給与に対する税率は一律28%となっています。ただし、マレーシアでの就労による滞在が60日以内である場合には、免税とされます。

マレーシアではマレーシア国内源泉所得にのみ課税する制度を採用しており、日本に所在する不動産から生じる収入などは課税されません。

個人所得税は源泉徴収されますが、源泉徴収が行われない場合は年次の確定申告の際に申告・納税を行うこととなります。確定申告の申告期限は4月30日、納税期限は6月15日です。

〔日本とマレーシアの税率比較〕

日本側では、給与所得控除（65万円）と基礎控除（38万円）がありますので、給与収入ベースで103万円以内であれば所得税はかかりません。

マレーシアにおいては、基礎控除が9,000リングギット、配偶者控除が4,000リングギット受けられます。その他、扶養控除、教育控除、



VIII 労務

医療費控除、保険に関する控除等があります。

駐在員がマレーシアで給与を受取った場合には、日本に居住していたときより手取額が減る場合があります。そのため、海外赴任者を出す場合には、事前に手取額の試算を行い、他の手当とともに給与額の検討をし、赴任者の方に手取額がいくらになるのか明確に伝える必要があります。

【購買力補償方式で決まる海外基本給】

処遇の中でも関心が高いのは、海外赴任者の給与です。海外赴任でも日本国内と同様に基本給（海外基本給）を設定し、それに諸手当（海外赴任手当など）を加算するというのが一般的です。

このうち、海外基本給部分の設定方式は大きく3つに分類できます。

- ・ 購買力補償方式：外部コンサルタントなどが調べた赴任地の生計費指数などを基準にして決める
- ・ 別建て方式：国内月例給与とは切り離して、独自基準で支給する
- ・ 併用方式：日本国内の月例給与を現地貨幣に換算した支給分と、国別や郡市の在勤基本手当などを合算して支給する

購買力補償方式は「国内と同等の購買力を駐在地でも補償する」というのが基本コンセプトです。つまり、海外にいても日本にいるのと同様、ほぼ同じような生活水準を維持できるだけの基本給を支払うということで、最も幅広く適用されています。

外部コンサルタントから提供されるデータを用いることで、任地ごとの物価水準やインフレ率を考慮した客観的な海外給与体系が構築でき、海外要員へ適切な給与を支払うことができます。

Q&A ①

Q

就労ビザ取得の難しいマレーシアでは、PVP と呼ばれるものを用いて就労する方法があると聞いたのですが、PVP とは何でしょうか？

A

PVP とは Professional Visit Pass の略称であり、短期就労者向けのビザです。

就労ビザを取得する必要がなく、短期間就労する場合に取得することが多いビザです。以下の分野における専門家が、プロジェクトベースでマレーシア国内で就労する際に必要となるもので、最長で 1 年間、マレーシアへの入出国が可能となります。

対象業種

- ・リサーチ業務
- ・コンサルティング業務
- ・ボランティア
- ・マレーシア国際展示開局の主催する展示会における出展者
- ・その他専門知識の移管およびトレーニングの実施
- ・学生インターンシップ（下記の 3 つうちのいずれかで行う場合）
 - 外国大使館
 - ESD 登録している企業
 - ホテル

特徴・要件

- ・入国管理局の外国人サービス部門（ESD）登録を完了している会社で、認可期間中は就業が可能となる
- ・一つのプロジェクトないし契約での認可は、最高で 12 カ月間とされている
- ・マレーシア法人からの給与の発生はないものとする
- ・PVP 取得の際は、入国管理局で直接手続を行う必要がある
- ・認可期間は必ず 12 カ月以内で、延長することが不可能とされている
- ・申請者はマレーシア入国前に必ず承認状（Approval Letter）を取得する
- ・マレーシア入国後、必ず 14 日以内に PVP 取得手続を完了する



必要資料

- ・申請書（就労する企業によって発行される）
- ・パスポート用写真（3.5cm × 5.0cm、青背景）
- ・パスポートのコピー（表紙、裏表紙を含むすべてのページ）
- ・採用内定通知（Offer Letter）（内国歳入庁によって捺印されたもの）
- ・就労証明書（給与、役職、就労期間を記載したもの）
- ・職務分掌
- ・英訳された卒業証明書
- ・履歴書（過去の経歴をすべて記載）
- ・その他入国管理局より追加要求される資料

PVP を取得する要件として下記が挙げられます。

- ・ESD 登録完了している必要がある
- ・就労ビザと異なり、必ず入国前に資料提出などの手順を完了する

PVP 取得者の関わるプロジェクトやトレーニングの開始時期および完了時期を考慮し、適切なスケジュールのもとで申請手続を進める必要があります。

Q&A ②

Q

従業員のパフォーマンスに対し不満があるため、当該従業員の減給を検討しています。その際に何か注意点はありますか？

A

従業員を減給した例として、降給に関する判例を紹介します。

〈前提〉

N 社で働く H 氏の給与は、2,600 リンギットから 2,000 リンギットへと減給された。その原因は、パフォーマンス不足と、残業に対する非協力的な姿勢だった。

H氏は数回、この一方的な降給に対して抗議の文書を提出していた。そして、これは会社側の雇用契約違反だとし、みなし解雇されたと訴えた。

〈会社の主張〉

- ・与えられた業務を就業時間以内に終わらせることができず、できない旨を会社に報告していなかった
- ・月末締め日の残業を依頼する通知を出しても、拒否した
- ・月末に残業を求めるのは、H氏が入社する前からの慣習だった
- ・雇用契約書に残業の記載はないが、就業規則に記してある

〈従業員の主張〉

- ・午後10時までの残業が強いられるとは、雇用契約書に記載されていない
- ・契約書に記載されていないことに従わなかっただけで降給するのは、会社側の契約違反であり、みなし解雇である

〈判決と裁判所の見解〉

会社側の雇用契約違反とし、みなし解雇とする。

- ・従業員の同意がないまま一方的に給与を下げるのは、根本的な雇用契約違反となる
- ・雇用契約書に、降給の可能性があること、その場合の金額が明記されており、それに従業員が同意していれば、会社側には降給を決定する権利があるものとされる
- ・就業規則だけでなく、雇用契約書に残業についての記載がない限り、会社側の主張は受け入れられない
- ・H氏のように労働法の範囲外で働く者の場合、残業代が支払われていれば残業自体には問題がないものとした
- ・残業の拒否には、残業をしたくない正当な理由を会社に申し出なければならないとした
- ・会社側は特に子を持つ女性や公共交通機関で通勤する者に対しては、家庭の事情と安全に配慮をするべきであると注意した

〈ポイント〉

残業させる際には、就業規則だけでなく雇用契約書に残業の可能性があるという記載が必要で、それに対する同意がなければ、会社側に残業させる権利はないということになります。



以上を踏まえ、降給がある場合にはその可能性があり、いくら下がるのかを雇用契約書に明記する必要があるが、本件のように正当な理由がなければみなし解雇とされるので注意が必要です。

Q&A ③

Q

マレーシアの製造業において外国人の雇用を検討しています。マレーシアにはどの国からの外国人就労者が多いのでしょうか？

A

現状の製造業において、国別では、インドネシアからの労働者が最多で約 80 万人、ネパール約 50 万人、バングラデシュ約 30 万人、ミャンマー約 15 万人などとなっています（2016 年時点）。

インドネシアからの外国人労働者が多い理由として、言語、宗教など多くの面でマレーシア人と共通するものがあり、違和感が少なくマレーシアで働くことができると言う理由があります。

ただ、製造業においてはインドネシア人男性に限り雇用が禁止されているようです。

詳細は入国管理局のウェブサイトを参考にしてください。

<http://www.imi.gov.my/index.php/en/foreign-worker.html>

マレーシアの製造業において、低コストの労働力が不足しており、その解消として外国人労働者を積極的に受け入れる政策を取っています。

反面、外国人労働者を有期の単純労働力に限定し、家族の帯同を制限するなど、国の社会保障の負担を削減して、外国人受け入れのデメリットを小さくする政策が取られています。

また、多民族国家のため、外国人が受け入れられやすいという文化的な側面もあると考えられます。

Q&A ④

Q

就業規則を作成するにあたって、従業員に休日を何日付与するか検討しています。ネット上で調べましたが、情報に相違が見られ何が正しいのかわかりません。休日の設定方法について教えてください（会社所在地をクアラルンプールと想定）。

A

マレーシアの雇用法では、最低 11 日の休日を付与することが義務付けられています（雇用法 60D 条(1)(a)）。ただし、年ごとの休日は、カレンダーに合わせるのが一般的となっています。

休日の記載に相違がみられる点については、マレーシアでは、さまざまな民族、宗教、地域によって祝日が異なり、ある祝日が、民族、宗教、地域によって祝日扱いにならないケースがあるからです。

インターネットのサイトによって祝日の記載に若干の違いがあるのはそのためです。

ただ最近では、一般的に民族、宗教による祝日の区別はせず、どの従業員からも不満が起らないようにしている会社がほとんどのようです。

上記を踏まえると、クアラルンプールにある企業は休日を 17 日間定めるのが妥当と思われます（2018 年 3 月時点）。



VIII 労務

[参考資料・ウェブサイト]

- ・ ジェトロ

「2018年度アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」2018年12月20日
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/117eb326c5a7e5fd/20180032.pdf

「2018年度アジア・オセアニア投資関連コスト比較調査」2019年3月29日
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2019/01/8cea41bd55a4ab53.html>

- ・ 厚生労働省 「2018年海外情勢報告」

- ・ Immigration Department Of Malaysia (入国管理局)

「入国管理局の外国人サービス部門」

<https://esd.imi.gov.my/portal/pdf/TC-ESD-Quick-Guide-V3-September-2017.pdf>

「外国人労働者」

<https://www.imi.gov.my/index.php/en/foreign-worker.html>

- ・ Employees Provident Fund (EPF : 従業員積立基金)

<https://www.kwsp.gov.my/portal/en/about-epf/overview-of-the-epf>

- ・ Employment Act 1955 (マレーシア雇用法)

<https://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/WEBTEXT/48055/66265/E55mys01.htm>

- ・ Department of Statistics Malaysia (マレーシア統計局)

https://www.dosm.gov.my/v1/index.php?r=column/cthemByCat&cat=117&bul_id=MDMxdHZjWtk1SjFzTzNkRXZcVZjdz09&menu_id=L0pheU43NWJwRlVVSzkIWdzQ4TIhUUT09

- ・ International Labour Organization

<https://www.ilo.org/global/lang-en/index.htm>

- ・ Federal State Statistics Service

www.gks.ru/wps/wcm/connect/rosstat_mainrostat/en/main

[特典動画]

マレーシア進出セミナーの動画をご覧いただく際は、下記の QR コードもしくは URL からアクセスしてください。



<https://youtu.be/3RQqfzO7Iyg>

欧字

ALP 249
CCM 79, 84, 159, 192
CMSA 83, 136
Dependent Pass (DP) 309
Employment Pass (EP) 39, 90,
102, 160, 306
EPF 91
GST 232
IPC 62, 214
ITA 40
M&A 130, 133, 136, 137, 138,
146, 150, 152
MDEC 66, 312
MFRS 193, 196
MIDA 31, 41, 82, 312
MSC 66
OHQ 62
PE 255, 257, 258, 263
PH(Principal Hub) 62
RA 49
RDC 62
SC 136
SOCISO 91, 293
SSM 84, 192
SST 91, 206, 232

あ行

移転価格税制 249
売上税 (Sales Tax) 91, 232

か行

外国税額控除 247, 248
会社秘書役 85, 90, 117, 180, 221
課税所得 211, 219, 220
株式譲渡 142, 165
株主総会 109, 112, 168, 169, 170,
171, 172, 173
居住者 209
研究開発 59
源泉徴収 244, 245, 246
公開会社 172, 173
恒久的施設 (PE) 220, 255, 263
国際調達センター (IPC) 62, 214
雇用契約 289

さ行

サービス税 (Service Tax) 91, 235
最低賃金 294
再投資控除 (RA) 49, 55
事業譲渡 145
事前確認制度 255
支店 81, 92, 113, 159
資本市場・サービス法 83, 136
従業員社会保障制度 91, 293

従業員積立基金 91, 293, 299, 313
就業規則 292
就労ビザ (EP:Employment Pass)
306, 311
所得控除 (Tax Relief) 213
税額控除 (Tax Rebate) 215
清算 105, 106, 107, 108, 110, 112,
113
税務調査 242, 243

た行

地域統括会社 62, 214, 259
地域統括本部 62, 214, 228
地域流通センター 62
駐在員事務所 82, 98, 101, 103,
104, 114, 160
ディペンデント・パス (Dependent
Pass) 309
投資税額控除 (ITA) 41, 55
独立企業間価格 (ALP) 251
取締役 112, 116, 120, 149, 175,
176, 177, 178, 179

な行

二重課税 263

は行

パイオニア・ステータス 40, 41

非居住者 209, 214
非公開会社 172, 173
物品税 242
プミプトラ政策 30, 130, 137, 279
プルサ・マレーシア 136, 190
プロフェッショナル・パス
(Professional Visit Pass)
308

ま行

マルチメディア・スーパー・コリドー
66
マレーシア会計基準 193, 196, 198
マレーシア会社登記所 (CCM/SSM)
79, 84, 159, 192
マレーシア証券委員会 136
マレーシア証券取引所 136, 190,
198
マレーシア・デジタルエコノミー公社
66, 312
マレーシア投資開発庁 31, 41, 82,
312
マレーシア内国歳入庁 208

や行

有限責任会社 78, 79, 158, 159, 160

全国の書店で好評発売中

導入方法や、メリット、注意点をわかりやすく解説した
ペーパーレス化が進まない企業必読！

オフィスの生産性革命！ 電子認証ペーパーレス入門

久野康成 監修・横山公一 著

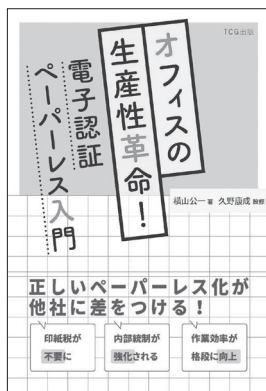
「オフィスのペーパーレス化」。数年前からこんな言葉があちこちで語られ、実践されている一方で、「何から手を付けていいのかわからないよ」と思考停止に陥っている会社も多いのではないかと思います。

「ペーパーレス化とは、プリントアウトしていた書類をPDF化すること」というのは、ある意味正しい認識です。しかし、帳簿や記録などをスキャナーにかけてPDF化すれば、紙の書面はそのまま捨てていい、というわけではありません。法令準拠した方法でデータをデジタル化して、初めて真のペーパーレス化が実現可能なのです。

日常的に社内ですりとりする書類、たとえば会議の資料や稟議書、各種の申請書類などをデジタルデータにすれば、プリントアウトの手間がいりませんし、用紙や印刷費の節約にもなります。

ペーパーレス化を下支えするITインフラは、セキュリティ面も含めて、十分に整備されています。すでに、日本におけるペーパーレス化への流れは、力強く動き始めているのです。そんな今こそ、1日も早くペーパーレス化に踏み切り、業務の効率化と生産性の向上を目指すべきです。

本書は「競合他社に先駆けて、ペーパーレスを導入しなければ」と考えているあなたに、導入のメリットや注意点、そして正しい導入のプロセスを分かりやすく解説します。



体裁：四六判 並製 238 ページ

定価：本体 1,500 円 + 税

ISBN 978-4-88338-648-2

月曜日が憂鬱なすべての人へ
社員が仕事を楽しく毎日成長を実感できる経営手法を伝授！

仕事をゲーム化すると、 なぜ成果が上がるのか？

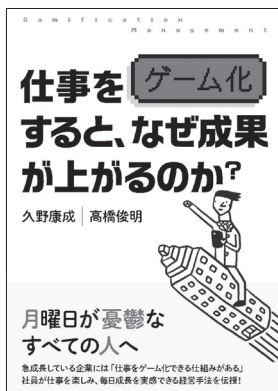
久野康成・高橋俊明 著

働き方が多様化している現代において、活躍する人材の確保や社員をまとめ上げるのが困難になり、企業は悪戦苦闘しています。そんな世の中でも、急成長している企業には有能な人材が活躍しています。それらの企業には、仕事をゲーム化できる仕組みがあり、活躍する社員は仕事を楽しくしています。

ゲーム化するとはどういうことか？ ゲームには、明確なゴールとルールの設定があり、常にフィードバックでモチベーションを維持する仕組みや、やり遂げた仕事の評価が達成感をもたらす仕組みが組み込まれています。

本書はそんなゲームの特徴に注目し、仕事をゲーム化することのメリット、ゲーム化するための具体的な方法、仕事を楽しくしている人材を増やすには何をしたらよいのかなどをまとめています。社長・経営幹部・社員それぞれの立場での考察もおこない、成果が上がる企業づくりについて解説しています。

経営者、グループリーダーなど中間管理職の方々に特に読んでいただきたい書籍です。



体裁：四六判 並製 270 ページ

定価：本体 1,500 円 + 税

ISBN 978-4-88338-665-9

全国の書店で好評発売中

海外拠点は新興国を狙え！

新興国ビジネス業界地図

公認会計士 久野康成 監修
久野康成公認会計士事務所 著
株式会社東京コンサルティングファーム 著
株式会社久野国際経済研究所 著
TCG 出版 発行

日本は、総人口の減少と少子高齢化の急速な進展という歴史的な一大転換期にあるため、海外に販路を求めるのは当然の流れです。

1991年のバブル崩壊以降、一般会計の税収は減少傾向にあります。歴代政府が景気対策として財政投資を増加させたため、プライマリーバランスが急激に悪化し、それを補填するための赤字国債も発行し続けています。

日本企業は、縮小する日本のマーケットに対して決して無策だったわけではありません。

第二次世界大戦敗戦により産業が破壊され、一時期、需要に供給が追いつかないこともありましたが徐々に復興しました。日本円安に加えてローコストでの製造により、輸出で大きな成功を収めました。1985年の円高以降、日本企業はコストダウンのため ASEAN を中心に生産拠点を移しました。中国に多くの企業が進出し、コストダウン戦略に成功しました。

販売地で製造を行うビジネスモデルは新興国の人件費高騰への対応策として機械化を図るもので、本格的に始動すると予想されます。中国では工業用ロボットへの投資が進んでいます。

新興国が今後、巨大マーケットになることには変わりません。本書では、新興国に進出した日本企業の取り組みを産業別に分析しています。新興国でのマーケティングの参考の一冊になるはずです。



体裁：B5判 並製 232ページ

定価：本体 1,750円 + 税

ISBN 978-4-88338-580-5

国に頼られるリーダーの条件とは？
今後、世界で活躍すべき若き社会人必見の一冊！

新卒から海外で働こう！ グローバル・リーダーを目指して

久野康成 著

現在、日本経済は危機的状況に直面しています。日本の国家財政については、部分的な情報開示はされていますが、複式簿記での財政状態は整備されていないのが現状です。本書では国家財政について詳細に分析し、日本の真の財政状態を明らかにしました。

ギリシャをはじめとする欧州各国の経済危機はもはや他人事ではなくなっています。日本の借金総額はすでに1,000兆円を超え、日本銀行が国債の引受けを行うという異常事態に陥っています。にもかかわらず、依然として政治は混迷を極め、国民も安定を求め、一向に改善される様子はありません。

特に今後日本を支えていく存在となる学生、新卒者、若い社会人に向けて、若いうちから日本を飛び出して海外で働き、将来日本を牽引するリーダーになって欲しいというメッセージが込められています。

「第1章 日本の現状を把握する」では、海外就労も視野に入れなければいけない理由とは何か？ 日本が置かれている現状、社会的な問題点を分析します。

「第2章 グローバル・リーダーの条件」では、世界を舞台に活躍するための条件として「人間力×専門力×英語力」をあげ、その鍛え方を具体的に書いてい

ます。また、「第3章 新卒から海外で働きました！」では、実際に1年間、ミャンマー・カンボジア・インド・トルコで活躍した新卒社員の涙あり、笑いありの奮闘記を収録しています。本書は、日本経済の現状からそれを再生するグローバル・リーダーの条件に至るまでと、海外に多くの支社を持つ企業の一助となる幅広い内容となっております。



体裁：四六判 並製 376 ページ

定価：本体 1,200 円 + 税

ISBN 978-4-88338-542-3

全国の書店で好評発売中

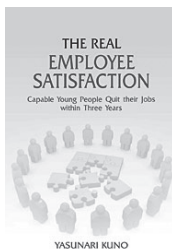
技術だけを植え付けたら若者は3年で辞めていく。
伸びる会社は技術より心を育て、ネクストリーダーを育てる。

できる若者は3年で辞める！

久野康成 著

急激な少子高齢化により、時代は慢性的な労働力不足に陥ろうとしています。また、かつては終身雇用制度のもと、日本人は勤勉な労働者として世界から称えられてきましたが、今や入社後3年を待たずして30%以上の人々が辞めてしまう世の中となりました。つまり量的にも、質的にも労働力が不足しつつあるのです。このような時代に企業が存続し続けるには、まったく新しいマネジメント方法が必要となります。

かつて企業は技術を詰め込んで、できる社員（専門職）を育てていれば存続しえたのですが、今は技術だけを教え込んだのでは、それを身につけた時点でさっさと会社を離れていく、そんな時代なのです。企業は人づくりの場と認識し、できる社員（専門職）よりもリーダー（管理職）を育てなくてはならない。技術よりも理念の共有をしなければいけない。理念を共有できなければ、社員は報酬だけで会社を選び、次々に転職していくことになる。理念を共有することこそが企業を発展させるエネルギーだ、と著者は語ります。経営者ならずとも、部下を持つ社員ならだれしも参考となる一冊です。



本書英語版『THE REAL EMPLOYEE SATISFACTION』もamazon.co.jpで絶賛発売中!

体裁：四六判 並製 272 ページ

定価：本体 1,500 円 + 税

ISBN 978-4-88338-360-3

個人と企業を調和させることを目的とした、
全く新しいマネジメントシステムを提案するビジネス小説

もし、かけだしカウンセラーが 経営コンサルタントになったら

久野康成・井上ゆかり 共著

リーマン・ショックや東日本大震災などの経済危機に直面し、どの会社も業績の悪化に必死に抵抗しようとしています。社員は、数字をあげるために、経営者に父親のように厳しく指導され、ストレスをためこみ、職場はギスギスし、うつ病に陥っている人も増えています。

一方、子育てには父親と母親の2つの役割が存在しています。父親がキツイことばで叱りながら、母親が優しい言葉で諭すように説得する。そうすることで子供は納得するようになります。逆に母親の優しさばかりでは、子供もまったくいうことを聞かなくなってしまいます。つまり父親役と母親役がバランスよく指導することが、子育ての秘訣といえるのです。

職場も子育てと一緒です。人を育てようと厳しく指導するだけでは、職場にはストレスが充満することになり、離職率があがります。もちろん優しいだけのリーダーでは、会社自体が機能しくなくなります。

本書は強力なリーダーシップで牽引する父性型リーダーと、社員の精神面をカウンセリングする母性型リーダーの2トップ体制とすることによる、個人と企業を調和させることを目的とした、まったく新しいマネジメントシステムを提案するビジネス小説です。



体裁：四六判 並製 282 ページ

定価：本体 1,429 円 + 税

ISBN 978-4-88338-443-3

全国の書店で好評発売中

中小企業にこそ使える M&A&Divestitures (売却) 戦略。
成長の鈍化、後継者不在、企業価値の低下、売却問題。
そんな悩みをすべて解決。

あなたの会社を永続させる方法

久野康成 著

「会社を永続させる方法」とは、存在するのでしょうか？

実際のところ、永続させる方法は存在します。

技術的な面からいえば、その方法は簡単なものです。常に、キャッシュフローをプラスに保つ経営を行えばいいだけです。

ですが、もう1つの方法——「事業を誰に継がせるか」という問題は、なかなか解決が難しいようです。経営者は事業承継について早い時期から考え、後継者の育成に努めることが必要でしょう。

更に今後は、中小企業を永続させる方法の1つとして、M&A を視野に入れることも重要になってきているのです。中小企業の経営者を常に悩ませる <業績の停滞><市場参入のタイミング><早期成長の方法><従業員の雇用の安定><後継者を誰にするか><企業価値の高め方>などの問題——そんな悩みを本書ですべて解決！ 中小企業にこそ有効な M&A、そして「D (Divestitures: 売却)」の方法をお教えます。



出版社：あさ出版

体裁：四六判 並製 221 ページ

定価：本体 1,500 円 + 税

ISBN 978-4-86063-236-6

< 好評発売中 > (刊行順)

バングラデシュ・パキスタン・スリランカの 投資・会社法・会計税務・労務

公認会計士 久野康成 監修
久野康成公認会計士事務所 著
株式会社東京コンサルティングファーム 著
KS International 著

TCG 出版 発行
体裁：A5判 並製 636 ページ
定価：本体 6,500 円 + 税
ISBN 978-4-88338-457-0



ミャンマー・カンボジア・ラオスの投資・会社法・会計税務・労務

公認会計士 久野康成 監修
久野康成公認会計士事務所 著
株式会社東京コンサルティングファーム 著
KS International 著

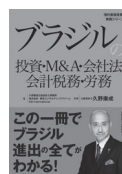
TCG 出版 発行
体裁：A5判 並製 610 ページ
定価：本体 6,500 円 + 税
ISBN 978-4-88338-460-0



ブラジルの投資・M&A・会社法・会計税務・労務

公認会計士 久野康成 監修
久野康成公認会計士事務所 著
株式会社東京コンサルティングファーム 著
KS International 著

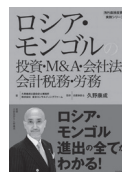
TCG 出版 発行
体裁：A5判 並製 404 ページ
定価：本体 3,400 円 + 税
ISBN 978-4-88338-462-4



ロシア・モンゴルの投資・M&A・会社法・会計税務・労務

公認会計士 久野康成 監修
久野康成公認会計士事務所 著
株式会社東京コンサルティングファーム 著

TCG 出版 発行
体裁：A5判 並製 528 ページ
定価：本体 4,500 円 + 税
ISBN 978-4-88338-533-1



ベトナムの投資・M&A・会社法・会計税務・労務

公認会計士 久野康成 監修
久野康成公認会計士事務所 著
株式会社東京コンサルティングファーム 著

TCG 出版 発行
体裁：A5判 並製 440 ページ
定価：本体 3,600 円 + 税
ISBN 978-4-88338-559-1



< 好評発売中 >

シンガポール・香港 地域統括会社の設立と活用

公認会計士 久野康成 監修
久野康成公認会計士事務所 著
株式会社東京コンサルティングファーム 著

TCG 出版 発行
体裁：A5判 並製 472 ページ
定価：本体 4,500 円 + 税
ISBN 978-4-88338-535-5



インドネシアの投資・M&A・会社法・会計税務・労務

公認会計士 久野康成 監修
久野康成公認会計士事務所 著
株式会社東京コンサルティングファーム 著

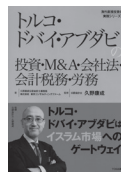
TCG 出版 発行
体裁：A5判 並製 464 ページ
定価：本体 3,600 円 + 税
ISBN 978-4-88338-531-7



トルコ・ドバイ・アブダビの投資・M&A・会社法・会計税務・労務

公認会計士 久野康成 監修
久野康成公認会計士事務所 著
株式会社東京コンサルティングファーム 著

TCG 出版 発行
体裁：A5判 並製 488 ページ
定価：本体 4,500 円 + 税
ISBN 978-4-88338-534-8



クロスボーダー M&A 新興国における投資動向・法律・外資規制

公認会計士 久野康成 監修
GGI 国際弁護士法人 監修
久野康成公認会計士事務所 著
株式会社東京コンサルティングファーム 著

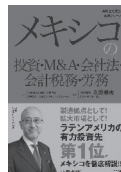
TCG 出版 発行
体裁：A5判 並製 616 ページ
定価：本体 4,500 円 + 税
ISBN 978-4-88338-569-0



メキシコの投資・M&A・会社法・会計税務・労務

公認会計士 久野康成 監修
GGI 国際弁護士法人 監修
久野康成公認会計士事務所 著
株式会社東京コンサルティングファーム 著

TCG 出版 発行
体裁：A5判 並製 424 ページ
予価：本体 3,600 円 + 税
ISBN 978-4-88338-568-3



< 好評発売中 >

中国の投資・M&A・会社法・会計税務・労務

久野康成／TCG 国際弁護士法人 監修
呼斯塔拉 監修
久野康成公認会計士事務所 著
株式会社東京コンサルティングファーム 著

TCG 出版 発行
体裁：A5 判 並製 680 ページ
予価：本体 5,300 円＋税
ISBN 978-4-88338-567-6



フィリピンの投資・M&A・会社法・会計税務・労務【第二版】

公認会計士 久野康成 監修
久野康成公認会計士事務所 著
株式会社東京コンサルティングファーム 著

TCG 出版 発行
体裁：A5 判 並製 490 ページ
予価：本体 3,600 円＋税
ISBN 978-4-88338-625-3



タイの

投資・M&A・会社法・会計税務・労務 【第二版】

公認会計士 久野康成 監修
久野康成公認会計士事務所 著
株式会社東京コンサルティングファーム 著

TCG 出版 発行
体裁：A5 判 並製 440 ページ
定価：本体 3,600 円＋税
ISBN 978-4-88338-631-4



インドの投資・M&A・会社法・会計税務・労務【全訂版】

公認会計士 久野康成 監修
久野康成公認会計士事務所 著
株式会社東京コンサルティングファーム 著

TCG 出版 発行
体裁：A5 判 上製 660 ページ
定価：本体 7,500 円＋税
ISBN 978-4-88338-657-4



執筆者一覧

久野康成公認会計士事務所
株式会社東京コンサルティングファーム

I章	基礎知識	東真奈美	勇帆乃夏
II章	投資環境	東真奈美	山崎直裕
III章	設立	近藤貴政	安孫子悠治
IV章	M&A	小林祐介	安孫子悠治
V章	会社法	安孫子悠治	
VI章	会計	小林祐介	谷口翔悟
VII章	税務	増田鉄矢	谷口翔悟
VIII章	労務	中島洋一	松田誉

監修：久野康成

監修：久野 康成（くの やすなり）

久野康成公認会計士事務所 所長

株式会社東京コンサルティングファーム 代表取締役会長

東京税理士法人 統括代表社員

公認会計士 税理士

1965年生まれ。愛知県出身。1989年滋賀大学経済学部卒業。1990年青山監査法人（プライス ウォーターハウス）入所。監査部門、中堅企業経営支援部門にて、主に株式公開コンサルティング業務に係わる。

クライアントの真のニーズは、「成長をサポートすること」であるという思いから監査法人での業務の限界を感じ、1998年久野康成公認会計士事務所を設立。営業コンサルティング、IPO コンサルティングを主に行う。

現在、東京、横浜、名古屋、大阪、インド、中国、香港、モンゴル、タイ、インドネシア、ベトナム、シンガポール、フィリピン、カンボジア、ラオス、スリランカ、バングラデシュ等、世界27カ国にて、経営コンサルティング、人事評価制度設計及び運用サポート、海外子会社設立支援、内部監査支援、連結決算早期化支援、M&A コンサルティング、研修コンサルティング、経理スタッフ派遣・紹介等幅広い業務を展開。グループ総社員数約430名。

著書に『できる若者は3年で辞める！伸びる会社はできる人よりネクストリーダーを育てる』『母性の経営』『もし、かけだしカウンセラーが経営コンサルタントになったら』『東京海上ホールディングス』『東レ』（以上、出版文化社）、『あなたの会社を永続させる方法 成長戦略～事業承継のすべて』（あさ出版）、『新卒から海外で働こう！ グローバル・リーダーを目指して』『新興国ビジネス業界地図』のほか、海外直接投資シリーズとして『シンガポール・香港 地域統括会社の設立と活用』『クロスボーダー M&A 新興国における投資動向・法律・外資規制』『インドの投資・M&A・会社法・会計税務・労務 全訂版』（以下、国名のみ）『バングラデシュ・パキスタン・スリランカ』『ミャンマー・カンボジア・ラオス』『ブラジル』『ロシア・モンゴル』『ベトナム』『インドネシア』『トルコ・ドバイ・アブダビ』『メキシコ』『中国』『フィリピン 第二版』『タイ 第二版』（以上、TCG 出版）などがある。

マレーシアの

投資・M&A・会社法・会計税務・労務

2020年1月24日 初版第1刷発行

著者	久野康成公認会計士事務所 株式会社東京コンサルティングファーム
監修	久野康成
発行所	TCG出版
発行人	久野康成
発売所	株式会社出版文化社 〈東京本部〉 〒104-0033 東京都中央区新川 1-8-8 アクロス新川ビル 4 階 TEL: 03-6822-9200 FAX: 03-6822-9202 E-mail: book@shuppanbunka.com 〈大阪本部〉 〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町 3-4-30 船場グランドビル 8 階 TEL: 06-4704-4700(代) FAX: 06-4704-4707 〈名古屋支社〉 〒456-0016 愛知県名古屋市熱田区五本松町 7-30 熱田メディアウイング 3 階 TEL: 052-990-9090(代) FAX: 052-683-8880
印刷・製本	萩原印刷株式会社

出版文化社の会社概要および出版目録はウェブサイトにて公開しております。

また書籍の注文も承っております。→ <http://www.shuppanbunka.com/>

©Kuno Yasunari CPA Firm Tokyo Consulting Firm 2020 Printed in Japan

Directed by Eiko Onda Co-edited by Studio Spark

乱丁・落丁はお取り替えいたします。本書の無断複製・転載を禁じます。本書に関するお問い合わせは、出版文化社東京本部までご連絡ください。

定価はカバーに表示してあります。

ISBN978-4-88338-586-7 C0034